

# 令和3年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月16日  
開会 10時00分 閉会 16時53分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(17名)

石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 岡本眞利子  
荒 貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥 芳滝 仁  
千葉幹雄 小川純文 藤原 孟 中橋友子

② 委員長 荒 貴賀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 長	寺田 治
こ ども 課 長	西田建司	保 健 課 長	金田一宏美
農 林 課 長	香田裕一	農 林 課 参 事	渡部賢一
農業振興担当参事	山本 充	商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
保 健 福 祉 課 長	林 隆則	経 済 建 設 課 長	高橋宏邦
住 民 課 長	新居友敬	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川瀬康彦

ほか、関係主幹

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 議事課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 令和3年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計ほか質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 荒 貴賀

# 議事の経過

(令和3年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(荒 貴賀) ただいまより、令和3年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。  
審査に入る前に、一言ご挨拶申し上げます。

さきの本会議におきまして設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることとなりました。不慣れではありますが、新年度予算についての闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思いますので、皆さま、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、効率的な委員会の運営が求められておりますので、委員の質問並びに説明者の答弁は簡潔にされますよう、よろしくお願いいたします。

次に、さきの委員会において、令和3年度各会計予算審査の参考とするため提供を求めた行政資料について、町長及び教育長から資料の提出があり、お配りしておりますので、ご報告いたします。

ここで、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出、1款議会費から13款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査をしてまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算から議案第11号、令和3年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、議案3号、令和3年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) はじめに、お手元に配布しております予算積算基礎に基づきまして、令和3年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧くださいと思います。

令和3年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせた9会計から成っているものであります。

令和3年度当初予算総額は、A欄合計に記載しておりますが、252億7,865万4,000円であり、左から3番目のB欄の令和2年度の予算の金額248億3,183万8,000円と比較いたしますと、4億4,681万6,000円、率にして1.8%の増となります。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等についてご説明させていただきます。

はじめに、一般会計でございますが、163億6,499万6,000円で、前年度と比較いたしまして1.9%の増であります。

詳細につきましては、後ほど、2ページ、3ページの款別予算額の中でご説明申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計は30億1,670万5,000円で、前年度比0.4%の減となっておりますが、被保険者数の減及び保険給付費の減に伴います、北海道に納付します国保事業費の納付金の減が主な

要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は4億5,297万6,000円で、前年度比5.8%の増であります。

被保険者数の増に伴います広域連合納付金の増が主な要因であります。

次に、介護保険特別会計は27億4,004万2,000円で、前年度比1.5%の増となっております。

令和2年度に策定いたしました第8期介護保険事業計画の計画値に基づいた保険給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は4億8,399万3,000円で、前年度比9.7%の増であります。

幕別簡易水道における糠内浄水場機器整備更新工事の増が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は9億9,869万7,000円で、4.8%の増であります。

主な要因は、下水道ストックマネジメント支援制度により策定しました修繕改修計画に基づく設備更新工事及び下水道処理区統合事業による連絡管渠整備に係る実施設計費等の増によるものであります。

次に、個別排水処理特別会計は2億747万4,000円で、0.1%の減であります。

なお、管理しております浄化槽は837基でございます。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地域のみ施設運営に係る会計であります、8,590万5,000円で14.7%の増であります。

機器、電気設備の更新工事によるものが主な要因であります。

次に、水道事業会計は9億2,786万6,000円で、前年度比較では1.4%の減であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては0.3%の減であります、配水池の更新計画委託料の減などによるものであります。

また、4条予算であります資本的支出につきましては2.74%の減となっており、検定満了量水器工事の減が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの令和3年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

はじめに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款町税につきましては、対前年度比5,347万9,000円、2.0%の減としておりますが、内訳につきましては、3ページの下段をご覧くださいと思います。

下の表であります、町税についての税目ごとの比較表となっております、1の町民税につきましては、対前年度比1,067万2,000円、0.8%の減を見込んでおりますが、コロナ禍における経済的影響を勘案して、現年分で、個人町民税は対前年度比1.4%の減、法人町民税が3.6%の減と見込んでいます。

次に、2の固定資産税であります、対前年度比4,283万1,000円、3.8%の減としておりますが、こちらもコロナの影響により、新規投資の減を勘案して減額としております。

このほか、5の入湯税につきましても対前年度比256万4,000円、23.1%の減としておりますが、こちらもコロナの影響による観光事業の減の影響から、減額を見込んでいるものであります。

2ページにお戻りください。

2款地方譲与税につきましては、対前年度比3,700万円、11.4%の大幅減としておりますが、国が示しております令和3年度地方財政計画において、地方揮発油譲与税及び自動車重量税において30%程度の減を見込んでおりますことから、それらを参考にして減額するとともに、令和2年税制改革大綱において新たに地方に譲与されることになりました森林環境譲与税2,406万1,000円を計上しているものであります。

7款地方消費税交付金につきましては、対前年度比3,000万円、5.5%の増であります、交付実績を勘案し見込みましたが、この交付金のうち、通常分は前年度と同額を見込んでおりますが、社会保障分につきましては、社会保障費の伸びを見込み増額としたところであります。

次に、11款地方特例交付金、前年度比3,900万円、97.5%増を見込んでおりますが、住宅借入金等

特別控除及び自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分についての全額補填、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う対策費として行われております、固定資産税の負担軽減分に伴う減収補填について全額措置されることに伴う増であります。

次に、12 款地方交付税につきましては、対前年度比 1 億 3,100 万円、2.2%の増となっております。

これにつきましては、国から示されました、地方財政計画における地方交付税の出口ベースで 5.1%増と示されましたことから、令和 2 年度普通交付税決定額ベースで 2.8%増を見込み、特別交付税を加えた地方交付税、全体では令和 2 年度予算ベースで 2.2%増と見込んだところであります。

次に、20 款繰入金であります。対前年比 2 億 5,986 万 4,000 円、35.6%の減となっておりますが、内訳につきましては、一般財源分として財政調整基金につきましては、前年度 3 億 5,000 万円の繰入金に対して新年度は 3 億円としており、5,000 万円の減、まちづくり基金のうち、合併特例債積立基金分が前年度 2 億円の繰入れに対して今年度はゼロと大きく減少しております。

このほか、減債基金につきましては、前年度と同額の 5,000 万円の繰入れ、ふるさと寄附に係るまちづくり基金及び森林環境譲与税基金から 1 億 1,983 万 8,000 円を目的基金として繰入れしているものであります。

今回の一般財源としての繰入金の減少は、地方交付税の伸びと、次に説明いたしますが、臨時財政対策債の伸びを見込み、繰入金を抑制したものであります。

最後、23 款町債になりますが、対前年度比 1 億 5,810 万円、9.2%の増となっておりますが、主な要因といたしましては、今お話しいたしました臨時財政対策債について、財政計画においてコロナの影響による厳しい地方財政状況を勘案し、対前年度比 57.7%の増とされたことから、本町における予算額も対前年度比 1 億 9,500 万円、58.6%の大幅増を見込んでいるところが大きな要因となっております。

なお、この臨時財政対策債につきましては、元金償還金相当額の全額が普通交付税の基準財政事業に後刻算入されることとなっております。

次に、歳出であります。3 ページをご覧くださいと思います。

主な内容についてご説明させていただきますが、1 款議会費 9,756 万 6,000 円、前年度対比 1.2%減であります。

2 款総務費 10 億 7,951 万 2,000 円、対前年度比 34.1%の減であります。防災行政無線整備工事の皆減が主な要因であります。その他、ふるさと寄附金を 3 億円、地域おこし協力隊員を 4 人分見込んでいるものであります。

3 款民生費 43 億 4,156 万 6,000 円、対前年度比 17.8%の増となります。札内青葉保育園の建て替えに係る整備事業であります。令和 3 年度から建設を行う年となりまして、補助金 5 億 5,302 万 7,000 円及び障害者支援費の増、さらにはソフト事業であります。ひきこもりサポート事業の皆増が主な要因であります。

4 款衛生費 9 億 9,807 万 4,000 円、前年度比 3.4%の増であります。

主な要因といたしましては、忠類診療所の備品購入事業の増及び個別排水並びに簡易水道に対する操出金の増が主なものであります。

5 款労働費 1,398 万 1,000 円、前年度比 15.9%の減であります。

6 款農林業費 8 億 6,490 万 6,000 円、対前年度比 21.3%の減となります。土地改良事業費の減及び農業気象観測機器更新事業の増等が主な要因であります。

7 款商工費 7 億 497 万 2,000 円、対前年度比 9.3%の減となります。中小企業融資運用資金貸付金の減、及びアルコ 236 整備工事の減、ほか工業団地取得資金貸付金の増等が主な要因であります。

8 款土木費 24 億 8,108 万円、対前年度比 27.7%の増となります。町道管理に係る除雪機械の購入、公共下水道特別会計の操出金及びあかしや南団地建替事業の増等が主な要因となっております。

9 款消防費 6 億 513 万 2,000 円、対前年度比 7.8%の減でございます。

途別に配置いたしました水槽付消防ポンプ自動車の皆減、忠類消防支署に配置いたします高規格救急

車の皆増並びに職員給与費の減によって、全体では十勝広域消防組合に対する分担金が減となるものであります。

10 款教育費 15 億 74 万 3,000 円、対前年度比 2.8%の増となりますが、幕別清陵高校及び中札内高等養護学校幕別分校に対する魅力ある高校づくり支援事業としての補助金を交付し支援を行うもの及び札内南小学校の長寿命化改修事業設計委託料並びに図書館の屋上防水工事等の増が主な要因となっております。

11 款公債費 18 億 7,329 万 1,000 円、対前年度比 1.5%の減でございます。

起債償還元金及び利息の減であります。

12 款職員費 17 億 9,917 万 3,000 円、対前年度比 0.7%減でございますが、職員数の減が主なものであります。

13 款予備費 500 万円でございます。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいまご説明申し上げました歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 款人件費であります。対前年度比 1 億 4,576 万 5,000 円、6.0%の増につきましては、表の一番左の欄、区分の内訳で、正職員につきましては、前年度に比較しほぼ同額となっておりますが、うち会計年度任用職員給欄では、令和 3 年度当初予算は 8 億 7,121 万 5,000 円となっており、対前年度比で 1 億 5,530 万 1,000 円、率にして 21.7%の大幅増となっており、主な要因といたしましては、昇級と期末手当及び退職手当組合、共済組合加入等に係る費用の増によるものであります。

2 番扶助費であります。対前年度比 5,490 万 1,000 円、2.7%の増につきましては、主に障害者支援費並びに私立保育園運営委託料の増であります。

6 番扶助費 6,311 万 2,000 円、3.6%の減であります。とちか広域消防事務組合分担金、十勝圏複合事務組合の清掃の分に関するものの減等が主な要因であります。

9 番積立金であります。対前年度比 2,626 万円、18.1%の増につきましては、ふるさと寄附金を令和 2 年度に比べ 5,000 万円増の 3 億円の寄附を見込んでおりますことから、必要経費を除いた額をまちづくり基金に積立てを行うものであります。

12 番投資的経費であります。対前年度比 1 億 3,684 万 4,000 円、5.4%の増につきましては、防災行政無線の皆減及び札内青葉保育園建設費に関する補助、桂町西団地並びにあかしや南団地建替事業、小中学校長寿命化改修事業、これは札内南小学校でございますが、それらの増によるものであります。

以上で、歳出の性質別内訳についてのご説明を終了させていただきます。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては、11 ページから具体的な積算基礎を掲載しております。

次に、21 ページから 24 ページまでは主な投資的経費について一覧にしております。

個々の事業の説明につきましては、省略させていただきますが、ご参照いただければと思います。

また、25 ページからは地方債の借入状況、それから 35 ページ、36 ページは債務負担行為を掲載しております。

次に、37 ページでございますが、これ以降につきましては、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、一般会計予算書、1 ページをご覧くださいと思います。

一般会計予算書の 1 ページになりますが、令和 3 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163 億 6,499 万 6,000 円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしまして、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

続きまして、第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

第3条につきましては、地方債について定めるものでありますが、これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次に、第4条では、一時借入金の借入額の最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

事務用パソコン購入及び幕別町土地開発公社借入金の債務保証の2事業であります。事務用パソコン購入は、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、令和4年度から7年度までの4年を期間といたしまして、元金とその利息の合計額についてそれぞれ限度額を設定するものであります。

次に、幕別町土地開発公社借入金の債務保証につきましては、令和3年度から5年度までの3年間における借入予定額8億円に、その利息及び延滞金を限度額としまして債務負担を設定しているものであります。

次に、第3表、地方債であります。本年度は、一番上の古舞近隣センター改修事業から11ページの一番下の臨時財政対策債までの合計58事業について、18億8,420万円を限度といたしまして地方債を起こそうとするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出予算、1款議会費の説明をさせていただきますので、44ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度から事業別予算として予算編成いたしておりますことから、予算書の一番右側、説明欄で二重丸で表示しております事務事業名、この目では、議会事務局運営事業と議会議員報酬等支払事務事業、議会議員活動推進事業の3事業により1目議会費の予算が構成され、それぞれの事業の総額については、事業名の欄、またはそれに続く欄にその総額が掲載されております。それぞれ二重丸で表示されております事業については、その事業運営に必要な節費目として表示され、その節番号の下に細節番号が表示されております。

説明につきましては、一般会計及び特別会計ともに主要な事業のみ説明させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、1款議会費の内容についてご説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費9,756万6,000円でございます。

本目は、議会運営に要する費目であり、上から3番目の議会議員活動推進事業1,023万4,000円につきましては、45ページの10節需用費、細節30、議会だよりの発行に要する印刷製本費及び12節委託料会議録の反訳委託料等が主なものであります。

以上、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、併せて質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 予算積算基礎並びに1款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 46ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 億 3,261 万 4,000 円でございます。

本目は、役場庁舎の管理運営に要する経費で、総務一般管理事務事業 2,345 万 8,000 円は、11 節役務費の郵便料、電話料、12 節委託料の顧問弁護士委託料、広報配送委託料が主なものであります。

47 ページになりますが、説明欄一番下の会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育以外）4,363 万 9,000 円は、会計年度任用職員の一般事務補助員のフルタイム 2 人分とパートタイム 17 人分の給料及び報酬が主なものであります。

会計年度任用職員のうち、フルタイム 2 人は、勤務が引き続いて 12 月を超え、地方公務員等共済組合の適用となりますことから、市町村職員共済組合、退職手当組合、福祉協会の負担金を新たに計上しているものであります。

49 ページの中段、庁舎維持管理事業 4,868 万 1,000 円は、次のページにかけまして、役場庁舎の管理に係る光熱水費や管理、清掃、警備等の委託料が主なものであります。

2 目広報広聴費 1,014 万 1,000 円、本目は広報紙の発行やホームページの保守等に要する費用であり、広報事務事業 1,010 万 5,000 円につきましては、51 ページ、10 節需用費、細節 30 広報まくべつの発行に要する印刷製本費及び 12 節委託料のホームページ保守点検に係る機器及びソフトに係る委託料が主なものであります。

3 目財政管理費 242 万 7,000 円でございます。

本目は、財務事務に要する費目であり、財政事務事業の 10 節需用費の予算書作成に係る印刷製本費や 12 節委託料の財務諸表作成支援に係る業務委託、公会計システムの保守点検委託料が主なものであります。

4 目会計管理費 151 万円、本目は出納室に係る費用であり、10 節需用費の決算書の印刷製本費、11 節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5 目一般財産管理費 1,911 万 7,000 円、本目は札幌中央会館及び旧緑資源公団事務所などの管理経費で、10 節需用費は施設利用に伴う光熱水費、53 ページになりますが、12 節委託料は清掃などの管理委託が主なものであります。

14 節工事請負費、細節 1 は道営古舞地区農道整備特別対策事業の歩道新設工事に伴う光ケーブルの移設工事で、延長約 1,100 メートルの光ケーブルの移設を行うものであります。

なお、本予算は前年度の当初予算に計上をいたしましたでしたが、道営事業により工事の進捗が遅れ、工事の実施が見送られましたことから、新年度に改めて予算計上しているものであります。

6 目札幌内コミュニティプラザ管理費 2,222 万 2,000 円、本目は札幌内コミュニティプラザの維持管理経費であります。

次のページになりますが、10 節需用費の電気料などの光熱費や 12 節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。

7 目近隣センター管理費 8,486 万 8,000 円でございます。

本目は、46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

55 ページになりますが、12 節委託料は、各コミセンの管理業務に関わる委託料。

56 ページになりますが、14 節工事請負費は、古舞近隣センターの改修工事に係る経費。

18 節負担金補助及び交付金は、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8 目庁用車両管理費でございますが、707 万円、本目は役場庁舎の集中管理車両 23 台、忠類総合支所の管理車両 8 台の合計 31 台の車両維持管理費用でございます。

57 ページをお開きください。

9 目企画費 400 万 8,000 円でございます。

本目は、町の施策の総合企画広域行政等に係る費用であります。

主な事業といたしましては、58 ページ、説明欄上から 2 番目の創生総合戦略審議会運営事業 26 万円ではありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンに基づく施策の実施状況などを審議するため、審議会委員 20 人分の報酬及び旅費を 2 回分計上しております。

次に、行政改革推進委員会運営事業 9 万 7,000 円ですが、令和 2 年度第 4 次行政改革大綱後期推進計画を策定いたしましたことから、前期推進計画の最終年度における施策の実施状況などを審査していただくため、審議会委員 15 人分の報酬及び旅費を 1 回分計上しております。

次に、使用料等審議会運営事業 40 万 1,000 円ですが、現在、本審議会において使用料、手数料の見直しに関する基本方針（案）の審議を頂いているところでありますが、基本方針（案）の適用除外施設の使用料等の見直しなどの審議を行うため、審議会委員 15 人分の報酬及び旅費を 4 回分計上しているところでございます。

59 ページをお開きください。

10 目協働のまちづくり支援費 7,999 万 5,000 円でございます。

本目は、協働のまちづくり推進などに要する費目であります。

主な事業といたしましては、公区等活動支援事業 2,253 万 9,000 円は、18 節負担金補助及び交付金のうち、細節 5 の行政区運営費交付金として運営費及び公区長の活動費に要する交付金を計上しております。

60 ページになりますが、協働のまちづくり支援事業 1,000 万円は、快適で豊かなまちづくりを行うため、公区等が取り組みます各種事業を支援する協働のまちづくり支援事業交付金を交付するものであります。

マイホーム応援事業 4,555 万円は、定住対策として町内にマイホームを取得した際の費用の一部を補助するマイホーム応援事業補助金であり、令和 2 年度から 3 年間の事業として実施しているもので、補助対象者の年齢要件は 40 歳未満であり、補助対象基本額の新築 30 万円、中古住宅 10 万円ほか、地域加算や町内業者加算、子ども加算なども設け、特に若年層の定住促進を強化し、実施しているものであります。

次のページですが、11 目支所出張所費 372 万 8,000 円でございます。

本目は、札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、10 節需用費のほか、11 節役務費の電話料、12 節委託料、細節 6 番号発券機保守点検委託料は令和 2 年度設置いたしました番号発券機の保守点検料が主な経費であります。

62 ページになりますが、12 目総合支所費 1,575 万 9,000 円でございます。

本目は、忠類総合支所の管理運営に要する費用であります。

地域住民会議運営事業 54 万 3,000 円は、忠類地域住民会議の委員報酬 15 人分及び旅費であります。

次に、忠類地域魅力発信事業 200 万円は、交流人口の拡大や地域の活性化を図るためのイベントや環境整備等に要する費用について補助するものであります。

63 ページをお開きください。

13 目防災諸費 1,316 万 4,000 円でございます。

本目は、防災及び減災等対策に要する費用であります。

地域防災対策事業 723 万 3,000 円は、防災対策を図る上で必要な経費について計上しており、主な内容といたしましては、防災会議の開催や、次のページになりますが、防災マネジャーの給料等に要する費用であります。

65 ページでございますが、防災情報機器管理事業 307 万 6,000 円は、本年 4 月 1 日から本格運用いたします防災行政無線の維持管理に要する費用のほか、全国瞬時警報システムの保守点検に要する費用が主なものであります。

次のページでございますが、14 目交通防犯費 1 億 4,197 万 6,000 円でございます。

本目は、交通安全対策、防犯対策に要する費用であります。

交通安全対策事業 2,476 万 3,000 円は、交通安全推進員 1 名に係る費用のほか、67 ページになりますが、12 節委託料は、交通安全指導員 33 名分の交通安全指導に伴う委託料であります。

次のページでございます。

防災対策事業 7,171 万円は、防犯等の維持に要する費用が主なもので、10 節需用費は電気料のほか、

防犯灯等の修繕料、13節使用料及び賃借料は、LED化した防犯灯のリース料でございます。

69ページになりますが、コミュニティバス運行事業1,335万2,000円は、18節負担金補助及び交付金、コミバス運行に係る事業者への補助金であります。

予約型乗合タクシー運行事業601万5,000円は、予約型乗合タクシー駒畠線、古舞線の運行に係る事業者への補助金であります。

地方バス路線維持対策事業2,571万6,000円は、地方バス路線運行の維持費に要する補助金であります。

15目職員厚生費1,286万1,000円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。

職員健康管理事業827万6,000円は、1節の産業医報酬をはじめ、11節役務費は、人間ドック238人分及び健康診断手数料は延べ380人分を計上しております。

次のページになりますが、12節委託料の職員ストレスチェック委託料は、アンケート調査の実施、分析を委託しまして、職員のメンタルの不調を未然に防ぐため実施しているものであります。

職員研修事業458万5,000円、8節の自治大学校や市町村職員研修センターでの研修旅費や12節の専門講師を招聘して行う委託研修が主なものであります。

16目公平委員会費3万3,000円でございますが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

17目諸費1億5,759万7,000円であります。

諸費事務事業413万4,000円につきましては、71ページの18節負担金補助及び交付金の細節3、十勝町村会負担金が主なものであります。

次に、表彰事務事業91万9,000円につきましては、表彰者選考委員会委員への報酬や表彰記念品が主なものであります。

次のページになりますが、情報公開・個人情報保護審査会運営事業6万8,000円につきましては、審査会開催に係る経費であります。

次に、ふるさと寄附返礼品贈呈事業1億5,247万6,000円につきましては、本年度は3億円の寄附金を見込み、それに係る所要額について計上しております。

7節報償費のふるさと寄附に係る記念品、12節委託料のふるさと寄附の受付から記念品の配送業務等に係る委託料、13節使用料及び賃借料のふるさと寄附サイト利用料が主なものであります。

73ページをお開きください。

18目基金管理費1億7,164万5,000円でございます。

本目は、各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであり、基金管理事務事業の24節積立金のまちづくり基金積立金はふるさと寄附金を、森林環境譲与税基金積立金は森林環境譲与税をそれぞれ基金に積立てをするものであります。

19目電算管理費1億802万9,000円でございます。

本目は、電算管理及び処理業務に係る経費で、電算危機管理事業であります。10節需用費は各種納付書などの印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、12節委託料の細節6は、総合行政システムに係るソフト保守点検、細節9電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

細節11は、情報セキュリティ対策強化のための北海道と市町村が協力して構築しておりますセキュリティクラウドの保守点検に係る費用であります。

17節備品購入費は、細節2の事務用パソコン、細節3の総合行政システムに係る経費が主なものであります。備荒資金組合に対する償還金でございます。

75ページでございますが、18節負担金補助及び交付金、細節5中間サーバー利用負担金は、マイナンバーの情報連携に関わる国と地方公共団体の情報授受の仲介の役割を担う中間サーバーの運用及び次期システム構築に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

20目地域おこし協力隊推進事業費2,021万円でございます。

本目は、令和3年度から新たに目立ていたしまして、この目で地域おこし協力隊の募集及び隊員の活動に係る経費を一括して計上しているものであります。

地域おこし協力隊につきましては、現在、忠類地域で活動中の1名に加え、4月から忠類地域で1名、本町地域で1名を加えた3名が活動する予定でありまして、さらに募集予定の1名を加えた4名分を計上しているところであります。

77 ページをお開きください。

21 目地方創生推進事業費 270 万 8,000 円、本目は地方創生推進交付金の対象予定であります事業に要する経費であります。

令和2年度からの継続事業であります。北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業とUIJ ターン新規就業支援事業、令和3年度からの新規事業であります。新生活様式を踏まえた公共交通を生かした地域活性化事業の3つの事業について、国に対して実施計画を提出しているところであります。

説明欄の一番上、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業 120 万 8,000 円ですが、食を通じた双方の交流推進や十勝地域の特殊性を生かした滞在型プログラムの開発等に要する経費のうち、本町の負担額について計上しているものであります。

次に、UIJ ターン新規就業支援事業 100 万円ですが、東京圏から就業を伴う本町への移住者に対して移住支援金を交付するものであり、1名分を計上しております。

次に、説明欄の一番下の事業の新生活様式を踏まえた公共交通を生かした地域活性化事業 50 万円ですが、複数市町村をまたぎます幹線系統を中心に交通ネットワーク確保に向けて、地域住民や観光客などの利用者の乗車状況や移動ニーズ等について現況調査を実施する経費でありまして、本町の負担額を計上しております。

次のページになりますが、2 項徴税费、1 目税務総務費 159 万 1,000 円でございます。

本目は、徴税事務に要する費用であります。

税務総務事務事業 150 万円は、徴税事務に必要な経費について計上をしておりますが、18 節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担金及び地方税共同機構への負担金等が主なものであります。

79 ページになりますが、固定資産評価審査委員会運営事業でございます。9 万 1,000 円は、固定資産評価審査委員会の委員報酬 3 人分の報酬と旅費であります。

次に、2 目賦課徴収費 2,387 万 6,000 円、本目は町民税等の賦課徴収事務に要する費用であります。

主なものといたしましては、11 節役務費、コンビニ収納手数料はコンビニ収納及びスマホ決済に要する 1 件 60 円の手数料であり、延べ 3 万 2,500 件の利用を見込んでおります。

次のページになりますが、12 節委託料は、各徴税の賦課徴収業務に係る経費。

81 ページになりますが、22 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴います還付金であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 2,309 万 4,000 円、本目は戸籍及び住民登録等事務に要する費用であり、12 節委託料のうち、細節 8 個人番号カード作成等委託料は、地方公共団体情報システム機構に対する委託料、82 ページ、17 節備品購入費のうち、細節 1 戸籍電算システムは、令和元年度に更新いたしました戸籍電算システムに係る備荒資金組合の支払い経費が主なものであります。

次のページになりますが、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 59 万 4,000 円、本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

83 ページになりますが、2 目衆議院議員選挙費 1,437 万 9,000 円につきましては、本年執行が予定されております衆議院議員総選挙に係る費用となっております。

85 ページになりますが、5 項 1 目統計調査費 159 万 8,000 円、本目は各種統計調査に係る事務的経費ですが、本年は経済センサスの活動調査などが実施される予定となっております。

86 ページになりますが、6 項 1 目監査委員費 269 万 8,000 円でございます。

1 節報酬の監査委員会報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1点質問させていただきます。

75 ページ、20 目地域おこし協力隊推進事業費に関わってです。

新年度、新たに人数を増やすということで、大いに期待したいなというふうに思うところでありまして、その4人の採用の狙いと体制づくりについてお伺いしたいと思っております。狙いについては、説明資料や今の説明も含めて、各地域にということもあるかと思いますが、その4名の方が個々に活動をされていくのか、もしくは4人1組というか、グループになって一つの狙いを持って取り組んでいかれるのかということについてお伺いします。

また、もう一つ、町の体制としてどのような協働体制を取っていくのかと、その2点についてお伺いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 地域おこし協力隊の件でありますけれども、今回4名の予算を確保しているところなのですが、先ほど部長の説明からもありましたとおり、4月1日から採用すると決定しているのが3名でありまして、内訳としましては、2名が忠類地域、1名が本町全域ということとなっております。

内容としましては、忠類地域については、今まで1名もう活動しておりましたけれども、同様に、引き続いて忠類地域の地域活性、観光振興、そういった形で業務のほうに携わっていただくということでもあります。もう一人が、全町地域対象の方につきましては、今のところ想定しているのが、ふるさと納税、こちらの寄附額増に向けまして、全町地域を活動エリアとしまして新たな商品開発の支援ですとか、魅力向上に取り組んで町のPR活動を行う隊員ということで、1名を予定しているということになります。残りの1名につきましては、今後、いろんな業務等で地域おこし協力隊の活用というのが出てきた場合には、その方が即採用につながるように予算の確保を1名分しているということになります。

今回初めて複数人数の協力隊員をこちらで任用するということになりましたので、今までは1名、忠類地域だったものですから、特に主立っては忠類の地域振興課、そちらと協力体制を築きながら活動していたところなのですが、今後、ちょっと業務内容が若干違うのではあるのですが、協力隊としては複数名雇用という形になりましたので、その3名がいろいろ協議したり意見交換したり、あとは協力したり、そういった場面は当然築いていきたいというふうに思っておりますので、行政として当然、そういったサポートのほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。

○委員（小田新紀） 一定程度の狙いがあるということも分かりましたし、よくなかなかこの地域おこし協力隊の事業、各自治体もうまくいったりいかなかったりというのでご苦労されているのですが、やはりうまくいかない事例なんかを見ると、それぞれがやっぱり個々に活動して孤立していつてしまうというような感じで、また、町が口出しをし過ぎてやりたいことがなかなかできないというようなこともあったりということで、その辺りがうまく4人が連携して、今まで以上に発展して、町の魅力発信であったりとか、必要な事業にさらにパワーアップしていくようなことができるように、町の体制も期待していきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 答弁はよろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 地域おこし協力隊の関連について質問をいたします。

今説明があったのですけれども、忠類地域で今まで1人、それで、これから2名で忠類地域、それともう一名の方、忠類も含めて全地域で地域おこし協力隊、地域の魅力発信をということで取り組んでいくということだったのですけれども、今まで忠類の1名の方の役割というのは、広報などで私たち知ることができております。2名体制になって、これからさらにどのように地域の、忠類の魅力発信をしていくのか、そここのところの具体的な例をもう少し詳しくお話ししていただきたいと思います。

また、全町を含めての地域おこし協力隊、1名はふるさと納税の商品開発ということでした。また、残りの1名はこれからということだというお答えと私は思いますけれども、この地域おこし協力隊の役割というのは、町民とともに、この他町村から来られた方が幕別町の魅力を掘り起こして幕別町の活性化につなげていく、こういう役割もあると思うのですが、具体的にどのように幕別町の魅力を発信していく役割を果たしていただくのか、具体的な対策をお答えいただきたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 私のほうからは、忠類地域の隊員2名のお話をさせていただきます。

これまで、忠類地域1名採用させていただいておりますけれども、当初から2名の募集を行ってきたところであります。

活動の内容につきましては、これまでも行っておりますとおり、SNSを活用しました地域情報の発信、そして地域イベントの運営協力といったものを、これはそれぞれの隊員2名ともにも共通の事項として活動していただきたいというふうに思っております。今現状の隊員の方には、地域でのにぎわいづくりであったり、地域の資源を生かした情報発信というものを中心に行っていただいているのですけれども、ちょっとコロナ禍の活動で苦しい部分もございまして、にぎわいづくりのほうはあまり主立ったことができていない状況ではございます。

ただ、これからの取組としましては、今、忠類地域住民会議からもいろいろ話が出ている中で、地域学の取組を進めたいということがありますので、そちらのほうを今現在いる隊員さんが担っていただくということで考えております。また、新たにもう一人採用される方につきましては、町内の観光施設であったり特産品であったり、そういったものを、観光資源を生かした新たな事業展開の活動をお願いしたいというふうには思っています。具体的には、観光のコンシェルジュのような役割であったり、観光ルートの模索であったり、そういったものを考えておまして、誘客促進につなげたいというふうには思っておりますけれども、まずは、ただ採用された後に、やはり基本は町のほうで全ての事務をやってもらうというふうに、がんじがらめにするのではなく、やはり隊員の裁量、自由な発想の中でやっていただきたいと思っておりますので、採用をした後にその辺をご相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうから、全町的な1名の取組とあと、具体的にはフォローアップになるかと思うのですけれども、そちらについてご回答します。

まず、基本的には、全町につきましては、ふるさと寄附をはじめとした地域の商品開発の支援、そちらを町内事業所と一緒に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、地域おこし協力隊に対して、まず町の課題、こういった課題を丸投げしないということ、そして協力隊を孤立させず、地域と住民と一緒に気持ちよく仕事してもらうということがまず大前提です。そのため、来る方というのは、どうしても幕別のことをよく知らないというのが現状です。ですので、基本的フォローアップとしましては、着任時の研修及び面談、そして個別や集合研修の実施、あと、また任期の終了後はできればこちらに定住していただきたいところもあります、目的もございまして、彼らが実際に何を目指して、理想のイメージですね、そういったものを常に1年ごとに聞きながら、これまでの振り返り、そして今後に向けての具体的な取組というのを常に情報共有しながら進めていきたいと考えております。そんな形でフォローアップというのを進めてまいります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） その幕別町の商品開発ですとか、魅力を発信していくという説明でした。こうい  
う中で、町民とどのようにタイアップ、一緒に協力して幕別の魅力を発信し、そして定住につなげて  
いくか、また観光の方が来ていただくか、そういうところの手だてがあまりはっきり見えてこないの  
ですよ。ですから、そういう手だてもしっか行いまして幕別町の定住につなげる、そして住民と一  
緒にどうやってまちおこしを行っていくのか、こういう手だてがしっかりと町側で持つ必要があるの  
ではないかと思えますけれども、その点の視点がちょっと不足しているのではないかと思えますが、  
その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 地域の住民の皆さんとどのような連携を図るかという部分ですけれども、  
今、今年度の取組の中では、忠類地域魅力発信事業とも関連はするのですけれども、地域の飲食店の  
皆さんと地域おこし協力隊、そして地域振興課が入りまして、ちょっと商品開発の協議をしたところ  
です。まだ具体的なものというのは、まだ物としてはなっていないのですけれども、そういった地域  
の飲食店関係者の方にも集まっていたいて、そういった特産品を活用した食材を扱った商品開発を  
今協議中であります。まだ答えは出ていないのですけれども、引き続きそういった取組は進めてまいり  
たいと考えています。

○委員長（荒 貴賀） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 本町地域につきましては、この方は2月末に採用は決定しているのです  
けれども、これまで観光物産協会や、あと商工会との意見交換会の場でもこういった方が来ますとい  
うことで、引き続き皆さんと連携していきたいということで情報提供をしています。そのため、観光  
物産協会の業務とかを通じて地域と一緒にやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 私も地域おこし協力隊については、この町の将来にとって大事なものという認識  
の中で期待をしている一人であります。地域おこし協力隊が4人体制を目指すということの中では、  
厚い体制になっていくのだなということを理解しているところですが、この構成についてちょっとお  
尋ねしたいと思います。

今、既に2人の方が活動していて、1人の方が採用……、今1人、そして4月2日から2人で3人  
になる。どういう年代の方が、ご経歴の方がこの地域おこし協力隊に今活躍している、あるいはこれ  
から活躍してくれようとしているということなのか、簡単に結構ですから、ご答弁ください。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 現在活動されている方は、60代の方です。そして、忠類のほうに新たに  
もう一人採用される方につきましては、40代の方が採用されることになっております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 全町地域で活躍する方につきましては、50代の方です。50代前半です。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 多様性のある物の見方の中でこの幕別町の発展に関わっていただけたらと思うも  
のですから、そうなってくると年代も上から下まで様々であってほしいなと、そして今は言葉を慎重  
にしなければならないことなのだけれども、男性の目線、女性の目線ということもあたりもするわ  
けであります。既に3人の方が決まっていて、もうそれは活躍していただくのですけれども、そうい

うことを期待したいのだけれども、今後の方については、そういう視点も持って、どれぐらいの応募が来るのか分からないけれども、そういう視点でもって地域おこし協力隊に加わっていただくと、幕別町の地域おこし協力隊に加わっていただくということが必要なのではないかなと思うのですが、その採用についての配慮と考えていることは何かありますか。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 今お話しいただきましたように、多様な視点というのでしょうか、そういったことというのは当然大事なのかなと思っておりますので、いろいろな年代の方が集まれば、いろいろなお話、意見等が出るのかなというふうには思っておりますので、そういった視点というのも当然、採用の中には、年齢だけで決めるという話ではないのですけれども、そういった男女ですとか、年代層ですとか、その辺につきましてはいろいろ考慮はしていきたいというふうには考えておりますけれども、最終的には私どもが地域おこし協力隊の隊員に担ってほしい仕事、担ってほしい内容につきまして、それに沿った人材という形で採用はしていきたいというふうに思っておりますので、あくまでも面接の中で、その辺を見極めた中で採用につなげていければなというふうに思っております。

○委員長（荒 貴賀） 審査の途中ですが、この際 11 時 15 分まで休憩いたします。

11:06 休憩

11:15 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 款総務費の質疑をお受けします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 何点かあるのですけれども、1 点目は、54 ページの 1 項総務管理費、7 目近隣センター管理費に入るのかちょっと分からないのですけれども、1 点目は、町内に設置している公衆電話の設置数と、このうち分かれば公共施設内の設置数、近年の動向についてお聞きします。

2 点目が、68 ページ、1 項の総務管理費、13 目の防災諸費の防災情報機器管理事業に関わりまして、防災行政無線の配布に関わって、3 点お聞きします。

1 点目が、3 月 10 日時点で、施設入所者などへの必要性のない配布、これを除いて配布率が 71.4% とお聞きしました。国保税の世帯分離をしている世帯数の扱いについてはどのようになっているのかお聞きします。また、無償で配布しているところは、個人世帯以外に福祉施設や防災協定を結んでいる事業者などがあります。協定を結んでいる事業者、例えば建設業協会などのように複数の事業者で構成されている場合、希望する全ての事業者に配布するのかどうか、併せて個人世帯以外の配布状況とスケジュールについてお聞かせ願います。

2 点目が、防災行政無線の電池は大体 30 時間とお聞きしておりますが、電気料につきましてどのくらいかかるものなのか、おおよそでいいのでお聞きします。

3 点目、避難指示になって場合、防災無線の音声によって一斉に避難することになります。避難所の収容率を考えた場合、札内地区においては、物理的に収容できない人が一気に多く発生するのではないかと心配の声をお聞きしていますが、今後のお考えについてお聞きします。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 私からは、公共施設全体となるとあれなのですけれども、近隣センター、コミセンの公衆電話の設置状況についてお知らせいたします。

公衆電話、コミセン 5 か所については、全て設置をしております。近隣センターは、3 か所でありまして、親和、それと古舞と明倫という設置状況になっています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、防災無線、3月10日時点で71.4%の配布率ですが、3月15日現在の配布率でいいますと71.8%でございます。

それと、世帯分離のお話が出ました。国保税に伴って世帯分離、ちょっと世帯の考え方が、生計が同一かそうでないかによって住民基本台帳上の世帯主が決まりますので、そういった国保税に関わらず、世帯主登録されている方に配布しているものですから、そういった実態はちょっとつかんでおりません。

それと、無償貸与をしている施設等に、要配慮者利用施設ですとか、防災関係機関、あと防災協定を結んでいるところが該当しております。防災協定を結んでいる建設業協会、建設業協会は複数の会員さんがございまして、災害が発生するおそれがあるときに自主的にパトロールですとかしていただいておりますので、建設業協会の対象協会員については、希望者には全員無償でお配りする予定でございます。

また、配布状況につきましては、今まだ現在配布している最中ございまして、要配慮者施設につきましては、1回説明会を終えて、まだ全施設が取りに来ておりませんが、半数以上は取りに来ております。引き続き配布している状況でございます。あとは、避難行動要支援者名簿に載っておられる方で取りに来られない方を今現在、職員が1軒ずつ配布して歩いている状況でございますので、全体の配布率がちょっとまだ進行形中ですので、把握できておりません。

それと2点目、防災行政無線の電池の消耗時間が30時間ということでご案内しております。説明書を見ると30時間以上と書いてあるのですが、使い方によっては5分放送して55分待機の状態ですと30時間という条件がついております。ですので、説明会の中では30時間しかもちませんからというご説明はしているのですが、住民の方から電話頂いて、三日もったわというような情報も頂いたりしておりますので、現実的には使い方によって三日ぐらいもつのだろうなというふうには思っております。

あとは、電気料、電池を入れた状態でアダプターにつないで、ふだんはコンセントから電源を取っていただくという仕組みの無線機です。当然、30時間しか電池がもたないという説明をすると、では電気代はどれぐらいかかるのだというご質問もいろいろあったのですが、私どもの調べでいきますと、通常の使い方というか、待機電源というか、その状態でいくと一月70円前後、100円以下というふうに考えております。

それと3つ目ですが、避難指示が出るような災害、情報発信したときに、一斉に避難して避難所があふれるのではないかなというようなことございまして、あり得なくはないのですが、どういう災害を想定したときにそういう状況に陥るかなと想像したときに、大雨の場合ですと川の水位が下から徐々に上がってくるので、その前段で避難準備情報、高齢者等避難開始水位到達したときにまず避難を呼びかけますので、避難指示はそのまだ後でございますので、水害で言えば、その前段から情報発信して、早いうちに逃げてくださいというような情報発信できますので、一気に避難指示まで、突然避難指示を出すということはちょっと考えづらいなというふうに考えております。地震に関しては、揺れますので、発生した後の避難所を開きますよとか、物資が届きましたよとかという情報は発信しますが、ちょっと考えづらいかなというふうに思っております。

あとは、避難所自体も、今年、防災協定で4か所を、民間の避難所も確保させていただきましたし、物資の供給につきましても5社から協定を結んで、なるべくそういうことがないように対策を取っているところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点ずつ伺っていきます。

最初の公衆電話の設置数に関わってなのですが、なぜこの質問をしたかといいますと、さきの報道で、国は、市街地に500メートル四方に1台公衆電話を設置するという設置基準を第1種として定めておられて、あと、それ以外でもNTTは任意で第2種の設置を行っているのですが、昨今の

携帯電話などが普及してなかなか使用頻度が下がったということもありまして、こうした理由に国も基準を見直すといった方向で動いているとお聞きしました。公衆電話は、災害時、一般の固定電話や携帯の回線がつながらなくても優先的につながるということで、胆振東部地震以降も公衆電話の役割が見直されてきております。これと別に、町内の主要な避難所に緊急災害時に設置して使用できる緊急電話があるというふうに伺っているのですけれども、公衆電話についても、公共施設に常時設置しているものに関しては特に必要性が高いと思いますので、町でどういうということではないのですけれども、こうしたことをなるべく削減されないように求めていただきたいと思います。

2番目ですが、国保税の世帯分離の件なのですけれども、1軒に何台かあるところもありましたので、そういう扱いはどうしているのかなと思って質問させていただきました。ただ、今、今回の防災行政無線の導入につきましては、平成28年の台風災害を教訓に、住民の命を守るために必要ということで、この4月からようやく運用にこぎ着けたところであり、この間、担当職員の皆さんは大変ご努力されているというふうに評価しております。ただ、町民の皆さんのお手元に届いて初めてそれぞれの自分事になったことで、様々な声をお聞きしています。そこで、改めて確認の意味もあり、質問させていただきました。より多くの方に配布できるよう、今後においても順次進めていっていただきたいと思います。今まだあと2週間ございますので。

ひとつお聞きしたいのですけれども、若い世代への配布が課題になってきております。スマホとの違いを周知していただくことはもちろん重要なのですけれども、それだけはなかなか難しいのではないのかなというふうに思っております。そこでですが、若い人はアパートにお住まいの方が多くとお聞きしております。転出時に返さなければならないので、そうした煩わしさを感じておられる声もあったとのことでありましたが、可能であれば、ある程度部屋数のあるアパート経営をしている大家さんのご協力を頂くことも必要ではないかと考えますが、可能なことでしょうか。

2点目行きます。2点目、電気代、大体100円以下ということでありました。100円以下、年間にしたら2,000円以上になると思うのですけれども、そうなってくると一般家庭にとって大きな出費になるだけに、目的は緊急時の対応であったとしても、行政無線としての有効利用を考える必要があると思っております。しかしながら、先般、一般質問へのご答弁では、放送について、原則、災害や命の危機が迫る急を要するもの、危機感を持ってもらうため、防災行政無線でしか提供できないものに限るとして、内容についてはその時々判断で行うとのことでした。いつも流していたら重要が重要でなくなる、判断がつかないとおっしゃっていましたが、危機が迫るときは大音量で流れる仕組みになっているので、必要だと思わないときは音量を最小にしておくこともできるのではないかと思います。いろんな考えがあります。ただ、せっかくなのだから、平時にも有用な情報を流してほしいといった声が多かったのが実情です。昨年、私の一般質問でも、平時の活用も大切ではないかという質問をさせていただいたときに、運用前に地域の声や先進事例を参考にしながら決めていくというお答えをもらいました。この間、平時の活用について、忠類以外の町民の方、公区長でもいいのですけれども、公聴したのかどうか伺います。

3番目なのですけれども、状況は理解しました。町内の様々な施設と協定を結ぶなど、ご努力をされていることは新聞報道などで見ておりますが、今後も様々な状況を想定し、今後においても引き続き対策を講じていっていただきたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私のほうからは、防災行政無線の平時の放送の関係で、忠類地域では声を聞いたということで、ほかに幕別地域、そちらについてはどうだったのかというお話だったのですけれども、今回導入するに当たりましては、町の考え方としては、一般質問で町長がお答えしたとおりなのですけれども、基本的には防災行政無線で流れるという情報は緊急的なものであるという認識を持っていただきたいと思いますということなので、ある程度情報については限定させていただくということで考えております。そうしたことで、今まで忠類地域では割かし、行政情報につきましても放送していたという部分がありましたので、放送内容が変わるということがあったので、忠類地域につきまして

は、住民会議ですとか、公区長連絡協議会ですとか、そういったところにお話をさせていただいて、様々なお声をいただいたというところでもあります。

本町地域につきましても、昨年なのですけれども、公区長会議、そちらのほうでこういった放送を予定しておりますということで資料の提供はさせていただいております、それにつきまして特段、今のところ、公区長の皆さま方からは特にご意見等を頂いたということはございませんという状況ではあります。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうからは、公共施設全般における公衆電話の今後に向けてだったのですけれども、いずれにいたしましても、今の施設にある公衆電話の利用状況でしたか、実際管理している担当課とも連携しながら、利用状況あるいはその必要性を十分見極めて判断していきたいと思えます。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、若い世代への配布率を上げるためにというところがございますけれども、アパートに、大変いい考え方だと思っておりますが、実は、その個別で新規の管理の仕方として、個別で新規の裏に個別番号が書いてあるのですけれども、これ全部番号が違うのですけれども、この個別番号が誰に貸しているかという管理をしております、つまり転入転出のときに、貸した人にはそこに番号が入る仕組みになっておりますので、建物で管理しているわけではないものですから、ちょっと簡単な管理はできないかなと思っております。例えば部屋の壁に、壁掛けのフックが入っておりますので、それを常設しておいて、転入してきた人でご希望される方は機械を持って行って、壁にかけていただくというような使い方はできるのかなと思っておりますので、配布率を上げるというよりも、そういった防災意識を若い方に持っていただくという取組が配布率を上げることにつながるのかなと思っておりますので、引き続き若い世代に向けても防災意識を高めるようなアナウンスをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 2番目の質問と3番目の質問だけ再質問させていただきたいと思えます。

アパートの大家さんのご協力を頂いたらいいのではないかというお答えだったのですけれども、そういう建物としての管理がというふうにはならないという実情は分かりました。ただ、より多くの人に配布できるように努めておられるとは思うのですけれども、これからも工夫しながら進めていっていただきたいと思えます。

3番目の行政無線としての活用の仕方なのですけれども、その本町地区で公区長会議の中で資料を提供した際に意見がなかったということではあったのですけれども、それ1回ですか、その住民に聞くという場を設けるのは。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 意見というか、こういった放送を予定していますということで、こちらのほうから情報提供させていただいたというのが1回です。

私どもとしましては、確かにいろんな施策を行うに当たっては、町民の皆さま方のご意見を聞くというのは、非常に重要なことであるというふうには認識しておりますけれども、今回の防災行政無線に関しましては、やはり防災、災害に限ってというか、そういった事態に陥ったときに住民の方にかに情報を的確に伝えるかというところを主眼に置いて運用するというので、そういった目的で町のほうで導入しているというものでありますので、ここにつきましては、町の考え方としてこういったものですよということをお知らせするというような形で運用してまいりたいということで考えていたというところでもあります。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 今のお答えだとちょっと納得できないのですけれども、やっぱり実際に防災行

政無線が手元に来てから、そういうものがもう何年に1回かの本当に緊急なときだけとなると、コンセントを外してしまったりとかで使われなくなる可能性もなきにしもあらずだと思うのです。ほかの自治体でも、平時に活用して本当によかったという声も聞いております。いろんな町の考えは、それで理解できるところもあるのですけれども、私としては、検討会みたいなものを設けて、一度町民にどういう活用方法が、どういうことを聞きたいのかを聞く場をつくるということが大事だと思っているのですけれども、この件に関してはいかががお考えですか。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今の意見、私は分からないということではありません。ただ、私どもの立場としましては、先ほど課長からお話ししましたとおり、今回の機械の設置目的が防災行政無線ということで、危機管理する中で有用な情報を、危機に関すること、危機管理においての有用な情報を的確に住民にお届けするというのが、これ第1の目的でございます。そういう面から、私どもも設置する、この協議が始まった時点から、先進事例の調査もしましたし、また先進事例の、先進的にやっているところに行ってお話を伺いました。その伺った際、今委員がおっしゃったことと逆のこともちよつとわれまして、あまりにも情報を、いろんな情報を流すと逆に、特に若い人なんかはうるさいということで電源を抜いてしまって使われなくなった事例、結構それが多いということです。そうなりますと、私たちが求めている危機管理情報を的確に住民の皆さまにお伝えするといったところが、目的が果たせなくなるのではないかとといったところで、情報については、そのいろんな意見交換、先進事例の意見交換をした中でも、やはり情報というのは取捨選択、特にやっぱり目的とする情報は限ったほうが良いというような意見を頂いた中で今回こういう整理をさせていただいたということです。例えばなのですけれども、札幌地域には昔から愛の鐘という鐘が鳴っております。残念ながら、それについても私どものほうにうるさいと、もっと音を下げられないかというような情報も来ているというのがあります。そういうのもあったりして、どういうふうに住民の方に邪魔にならず、かつ情報を的確に届けるためにどのようなやり方がいいのかといったところで協議した中で、今課長がお話ししたとおり、情報はやっぱりその目的に沿った情報のみでいいのではないかと、ただ忠類地域は、そういう過去の歴史があるものですから、そこから情報を削減する形になるものですから、忠類地域の皆さんについては、こういうふうに私どもは今後情報を届けたいといったところでご理解を得るために、いろんな面で情報を提供して協議をさせていただいたという流れの中で、今回の機器の配布に至ったということでございます。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 考え方は分かりましたけれども、私はそういう使い方だったらとてももったいないと思うのです。というのは、幕別町は協働のまちづくりを進めていますし、つながる、人たちがつながるというようなまちづくりも進めています。そこで、それぞれの施策が別ではなくて、やっぱりこうした1軒に1台あるような、そういう防災ラジオ、これは確かに緊急時のものかもしれないのですけれども、もし利用できるものであれば、そういったことにも、毎回流すと確かにうるさいという声も聞こえるのかもしれませんが、そういった観点を入れて、どういうふうにして緊急時以外にも有効に活用できるかを幕別町として考えていただきたい、一定のルールを決めていただきたいという思いで質問しました。きっとご答弁は同じだと思うのですけれども、そういう思いで質問させていただきました。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 答弁はよろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 近隣センター管理費委託料のところ質問をいたします。コロナ感染防止といたしまして、近隣センター、コミセン、スポーツ施設含めての衛生管理について質問をしたいと思っております。

今、コロナがまだまだ終息していない、こういう中で町民が施設を利用した後のスポーツ用具の消毒ですとか、換気など、十分に実施しているのかどうか、施設の管理人によりまして対応がまちまちだという、それで感染防止の対策として不十分ではないかという町民の声が届いております。この衛生管理をどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 近隣センターですとか、今、スポーツ施設というお話もありましたけれども、公共施設全般というところでお話をさせていただきますけれども、コロナ対策においては、本町においても対策本部においていろんな決定をして、統一した考え方でそれぞれ対応に当たっているところでございます。

消毒等におきましても、例えば公共施設、机ですとか、椅子、そういった会議等で使われるときに当たっても、終わりましたら消毒という形で拭き掃除ですとか、そういったことも徹底して行っております。体育施設等で、具体的な扱いは把握しかねてはいますけれども、そういったことを含めて対策については、対策本部中心に決定した内容で、各担当、その対応に当たっているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 公共施設の換気ですとか、消毒、対策本部で対応しているということでしたけれども、そこが徹底されていないので、町民の方が施設利用した場合、その不安があるということで、どのような徹底をされて消毒されているのかというのが、実際に利用されている町民からそういう声が出てくるのです。ですから、その徹底されていないというところ、どのように徹底しているのか、把握しているのか、そこが不明瞭だと思います。公共施設、学校ですとか、そういうところで机とか椅子、それから施設を利用した場合の机とか椅子、消毒しているということだったのですけれども、その徹底が十分ではない、管理人によってまちまちである、そういうのが実際に利用している町民から届いているのですよ。ですから、そこが町がどれだけ把握しているのか、そこが問われているのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今委員お話しあった部分、具体的にどういう施設についてそういうお声が届いているのか、ちょっと私のほうで、大変申し訳ありませんけれども、把握し切れない部分があるのですけれども。

基本的には、今総務課長がお話ししたとおり、本部会議において、各施設管理者において、消毒、それとあと換気、使用しているときの換気については協力を求めると。管理人がいる施設、例えばコミセンだとか、そういうところについては、管理人のほうなり、それともそこに清掃委託が入っている業者が机の清掃なんかはしていただいております。ただ、例えば近隣センターなんかになると、これ管理人常駐しておりませんから、そこについては、本部会議において決まった手法で、使った方がやっぱりその辺は拭いていただくなり、または使う前に拭いていただくなりとか、使っている最中は換気をしていただくなりということの注意喚起、私どもからいいますと注意喚起は、各管理室や施設管理をしている原課においてきちっとするようという指示はしているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 特定の施設が、ここで求めているのかどうか、そこがちょっとあれなのですけれども、例えば業務委託されているコミセンですとか、そういうところは業者にきちっと指導をしていただきたい。あと、近隣センターなどは、住民にも協力をしていただいて、消毒などをしていただきたい。また、スポーツ施設では、行事が終わった、スポーツで例えば卓球ですとか、ミニバレーですとか、使いますよね、その後の衛生管理が不十分ではないか、こういう具体的な例が出されてきております。ですから、町としてはきちっと把握しているとはおっしゃっていただけますけれども、実際に利用している方の不安の声が寄せられていますということで、もう一度、その一つ一つの施設に対してどのように消毒、換気しているか、改めて指導していくというか、把握していく、そこが必要ではないかと思うのです。今まだコロナが終息しておりませんから、その消毒、換気を徹底していかなければ、

一人でも発症しますとそこが一気に広がっていく、こういう危険性がありますので、改めてもう一度しっかりと対策を行っていくことが必要ではないかと思って質問をいたしました。いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 委員おっしゃるとおりだというふうに思います。いま一度、私も徹底しているつもりでございますけれども、その辺については、もし足りない部分があるのであれば、各施設を管理している原課において徹底するように指導してまいりたいというふうに思っております。

○委員（野原恵子） 終わります。

○委員長（荒 貴賀） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 防災の関係で、関連で1点質問します。

66 ページの 13 目防災諸費の説明の欄の真ん中辺りにある備蓄整備事業についてです。資料のほうでも、59 ページに防災災害用備蓄品の整備の項目が紹介されています。消費期限のある食料などは、防災訓練などで期限が近いものを配布しているということをお聞きしていますが、例えばトイレットペーパーや生理用品などはどのような基準で更新をされているのでしょうか。また、そういったものの有効活用についてはどのように考えておられますか。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 災害用備蓄品の、今ご質問があったのは生理用品とトイレットペーパーですね。失礼いたしました。トイレットペーパーについては、廃棄年度はないといえますか、廃棄する考えはなかったのですが、生理用品につきましては、計画からすると令和3年度から、消費期限が近づくものですから、令和3年度から町民の方に、こういった形で配布するのがいいのかは別にして、予定としては、令和3年から予定しております。防災訓練ですとか、出前講座ですとか、そういった機会を通じて、アルファ米とかと同じような考えで、町民のほうに還元というか、お使いいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 生理用品について、令和3年から更新時期が来るということですが、この間、ニュースで報道されていたのですけれども、東京都豊島区は、今日から、防災備蓄で更新することになった生理用品を、購入できない女性を対象に配布することを決めて、昨日から配布を始めています。保存用のビスケットなどと合わせて袋詰めにして、区役所の女性相談窓口や社会福祉協議会などで提供するというのを決めてあります。こういったことも参考に、有効な活用方法を考えていただきたいなと思っています。というのは、豊島区がこういったことを決めた理由としまして、この間、生理用品の購入に苦労したことがあるという若い女性たちの声が話題になっていたことがあります。過去1年間の間に、生理用品の入手に苦労したことがあると答えた方が20.1%あったというアンケート結果があったり、金銭的な理由で生理用品でないものを使ったことがあると答えた方が27.1%あったという結果なんかも受けて、こうしたことが決められています。また、明石市も、この4月から、市立小中学校、高校や養護学校の44校の保健室に配布をするだとか、駅前のトイレに設置するということがなんかも決めてあります。生理用品の入手が困難になっている女性に届くような手だてをぜひ考えていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 大変、私もニュースを見てちょうど思ったところなのですけれども、今後こういった形で女性の方に配布できるのか、女性の方の意見も聞きながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 防災行政無線のところです。

先ほど、企画総務部長から、先進地域のそういう指導もあった、教えもあったということで、情報は限られた大切な情報、そういう本来の目的、そういう言い方だったけれども、その自治体は防災行政無線を使って、そして災害時に住民に対してアラートを発生して、そういうことの経過のある自治体からの声だということでお聞きしてよかったですか。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 先進的に、いわゆる旧忠類村で整備した、本町ですね、幕別町になってからもうデジタル方式に変えていますので、デジタル方式で整備した防災行政無線を使っている自治体でございます。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 先進的な自治体の意見を参考にするという事は大事な事なのだというふうに認識はしますが、そして、これ以上どんな使い方をするかということも言っても押し問答になるからやめますけれども、今、町の考え方は分かりました。それに至る経過も、忠類の住民会議や公区長会議や、そういう先進事例も聞いたということで分かったのだけれども、やっぱり心配なのは、まだ実際忠類地域以外のところでは稼働がないものだから、試運転の放送しか聞いていないものだから、それについてはすごく信用に足るものということの認識には至ってなくて、だってまだ使っていないのだから、しかるべきときにちゃんと反応するかどうかということが分からない状況にあってということの中では、既に外してしまったとかということもある、本稼働に入る前にもうコンセンを抜いてしまったよという声もあるし、箱から出していないということもあつたりもします。だから、この件については、もう町の考え方は分かったと、そこで決めてしまわないで、決めてしまわないというのは、これからもずっと行くのだということではなくて、実際このシステムが有効に使われるには、やっぱりふだんから有効であるということの認識の中で使われることも大事なプロセスだと思うものだから、しっかり途中途中の経過を、これはどうなのだという経過を町民に問いながら使っていく、そのことを約束してほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 繰り返しになってしまうご答弁になるかもしれませんが、私どもは導入に当たって先進的な自治体を複数見た中で、例えば過去から、旧忠類村のような形で使ってきた自治体が、今回私どもが入れたようなシステムに更新する自治体も見ました。その際に、やはりその時点においては、今回は、今までの情報から見て、反省を持って限定した情報に今回は直すんだといったような意見だとか、それとか、あといろんな情報があるとしても人間として聞き流してしまうといったような意見もあつたりだとか、あと有用な情報というお話がありましたけれども、その有用な情報というのは、情報というのは、それぞれ個人によって必要な情報というのはやっぱり違ってくるのですよ。私が思っている情報と委員が思っている情報、これはやっぱり違うのだろうなと。それらを全て流していくと、結局は、先ほども言いましたように、本当の情報が届かなくなるおそれもあるといったところで、今回、私どもはそういう危機管理に関する情報のみに特化させていただいたところでございます。

それとあと、今現実、試験放送でやっておりますけれども、その中においても、30日録音される仕組みになっているのですけれども、今ずっと多分録音されているのだろうなというふうに思います。すると、要するに毎日、放送がかかると全部録音されていくのですね。それをずっとためて、全部聞いていただけるかどうかと、その辺もどうなのかなというのもあって、情報はやっぱり限った中で届けることが、この情報が、ラジオが鳴ったときには本当に危ないのだよとか、それとか、これは町から絶対聞き逃してはならない情報として来ているのだなということを知っていただくという面においても、今回、そういう情報の選択というのをさせていただいたということでございます。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 言ったことは、町の言い分は分かったと、もうさらにかたくなに変える意思がないのだなということも分かったと。私が言ったことは、将来的には見直すことはしてくださいよということを使ったのです。そのことに対して答弁が何もないまま、持論に走っていったと、ちょっと残念ですね。もう一回だけ繰り返します。将来的には見直すということを考えていただけますね。

○委員長（荒 貴賀） 副町長。

○副町長（伊藤博明） 一般質問の場におきましても、ここに至った経緯というのはご説明をいたしました。それで、それも繰り返し、今、企画総務部長からも申し上げました。やはりこれは、農村地区は別ですけれども、初めて幕別地区において導入しますので、今後のやはり住民の皆さんがどのように感じるのかというのは、十分に考えて当然対応していかなければならないと思いますけれども、その見直しか見直さないかという点は、今の段階で見直すというのではないという、あくまでもまずは運用して行って、本当に望ましい形にどうつなげていけるのかというのは、これから町民の皆さま、議員の皆さまとも一緒になって考えていくという、そういうことで進めてまいりたいと思っております。

○委員長（荒 貴賀） ほかに、総務費について質問を予定されている方の挙手をお願いします。審査の途中ではありますが、この際13時まで休憩いたします。

12:03 休憩

13:00 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお願いを申し上げます。委員の質問は、簡潔にお願いいたします。

それでは、引き続き、2款総務費の質疑をお受けいたします。

○委員（中橋友子） 63ページの13目、防災諸費に関わりまして、節の部分では、なかなか見つけづらいのですが、防災計画の在り方、防災訓練の持ち方、新しい環境での対応についてお尋ねしたいと思います。

この間、コロナ禍における防災の在り方につきましては、様々な機会に議論がされてまいりました。幕別町におきましては、このコロナ禍の前から防災訓練を5か年計画で実施されておりまして、加えて各公区が自主防災の計画を持ち、取り組んできたところです。

しかし、それが年度としては終了した後、今回コロナ禍になったということもありますので、令和3年度におきまして、このコロナ禍における住民の避難を含めた防災の在り方について、何か企画をお持ちになっておられるのでしょうか。

もう一つ、先ほど来から防災無線のお話もございました。新しい環境がつけられたという点では、一歩進んで防災に対する危機感を住民の皆さんに持っていただけるよい機会だというふうにも思います。これらについても、本当の意味で正しい活用ということになれば、様々な住民の方がいらっしゃいますので、出前講座等も含めてこの在り方、必要性も含めて徹底していく必要もあるのではないかとこのように思います。その点ではいかがでしょうか。

次に、ページで行きまして77ページ、21目の地方創生推進事業費100万円、昨年初めてこの項目が載せられまして、今年で2年目となります。事業の中身から言いましたら、予算が100万円ということでもありますから、期待する転入、新たな仕事に就いてくださるということは、1世帯というふうに踏んでいられるのかなというふうに思いました。

それで、なかなか東京在住の方から、限定してこちらに来ていただくという条件がありまして、簡単に進むものではないのではないかとこのように思います。そこで、昨年、この事業に対しての問合せ、あるいは実績も含めて教えていただきたいのと、それから就職が条件になっていますから、北海道の就職に対しては、道が開設するマッチングサイトに掲載されているものの中からというふうになっておりました。ここで、十勝、幕別まで結ぶというの、道のほうが8割以上札幌圏に集中すると

いうのはあるものですから、そういった幕別に結ぶような手だて、働きかけ、これはどんなふうになされているのでしょうか、伺います。

それともう一つは、「地方創生」というところの項目になりますので、地方創生事業が、令和3年度の中で、どのぐらい目標を目指して近づけていかれるのかなというふうに思います。といいますのは、これまで会議も繰り返し持たれまして、人口ビジョンも提出されております。出生率1.55というのを目指して、今後、2040年を第一の目標、さらに最終は2060年になっていきますけれども、そこに目標に近づけていく歩みは、毎年毎年積み上げていかなければならないと思うのですね、この点についても、新年度は、どう取り組まれるのか伺います。

○委員長（荒 貴賀） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 私から、UIJ ターンの関係でお答えさせていただきます。

問合せにつきましてはありません。実績についてもございません。道のマッチングサイトで求人をしている会社に勤めて、幕別町とかこちらのほうに移住された場合に、この100万円というのが1世帯当たり該当になるものなのですけれども、今、去年の夏の時点、8月の末現在なのですけれども、北海道でマッチングサイト登録されている会社が527件、そのうち十勝では37社ございます。幕別では、マッチングサイトに今、登録している会社がございませんけれども、今、商工観光課と一緒にあって、このマッチングサイトに登録していただけるように、取組は今、進めているところです。

さらに、新年度一部ちょっと拡充になりまして、コロナの関係でテレワークの関係で、こちらのほうに移住する場合も該当になりますよということになっています。基本的には、首都圏に勤めていた人が会社を辞めて、マッチングサイトを利用して道に住むというのが条件なのですけれども、新年度からは、首都圏の会社に勤めながら、テレワークができる状況であれば、こちらに住んで、それでも100万円の該当になるよというふうに拡充になっておりますので、本町は、そういった内容でも、新年度、国と同様の方向で対応してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、防災訓練が5か年で終わりました、平成31年で5年終わりました、その後のお話でございますけれども、昨年、令和2年度につきましては、ご存じのとおりコロナの関係で、自主防災組織の組織率を高める取組もなかなかできなかった状況でございます。

令和3年度につきましては、自主防災組織、組織率を上げるためのいろいろな例えばマイタイムラインの作成の講習会これも考えておりまして、実際に自分たちの住んでいるところの水害対策、自分の住んでいるところのマイタイムライン、こういったものを作成するような講習会ですとか、あるいは一日防災学校ですね、子どもたちと地域の方と一緒に防災学校を通して防災教育を高める、そういった取組に取り組んでいきたいと思っております。

もう一つ、出前講座でございますけれども、これ出前講座も、令和2年度につきましては、7回実施しているのですが、いずれも感染症対策の出前講座であったのですけれども、新年度に関しましては、せっかく防災無線が入りましたので、防災無線機のデモ機を3台とか4台持って行って、その高齢者向けの取扱い説明ですとか、あと実際にその無線機を単体で鳴らすこともできますので、役場から発信して最大の音量で鳴らしてみてもどれぐらいの大きさになるのだとか、そこでまた開封していない方がいらっしゃいましたら、こんないいものだったら私ももらおうかなというような、そういった促進にもつながるかなと思ひまして、その場で配布できるように、そういったことも考えておりますので、折に触れて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） すみません、私のほうからは、地方創生の関係で、今後どういった手だてをというお話だったと思ひますけれども、私どもの町、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのを令和元年度に令和2年から令和6年度までの5か年を期間として策定をして、そちらに基

づいて、人口増等に向けていろいろ取組というのを行っております。こちらの総合戦略につきましては、大きく四つの基本目標というのを定めておりまして、一つは産業の振興を雇用の場をつくる、もう一つは、十勝・幕別へのひとの流れをつくる。もう一つは、結婚・出産・子育ての希望をかなえる。そして、最後に安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくるということで、この四つの基本目標に沿いまして、それぞれいろんな事業をぶら下げて、その事業を行うことで、最終的には人口を増やして出生率含めて町の振興のほうにつなげていこうということでありまして、令和3年度につきましては、令和2年度からスタートしている各種事業、これらについて引き続き実施していくというところで予定しております。

あと、3年度新たな事業というのも今後加える予定となっております、これちょっと今後というお話させていただいたのは、3月の今月末に審議会、開く予定となっております、そちらのほうで最終的には、令和3年度の事業等の内容についてご審議いただいて、3年度でこういった形でやっていくかというのを決めていくということになっておりますので、そこまでの間は、ちょっと予定ということではあるのですけれども、例えば出生率、合計特殊出生率を上げていくということであれば、やっぱり結婚・出産・子育て、そういったところの事業をより強めていくかというか、よりそこに重点を置いていくかということになると思うのですけれども、今まで幕別町としましては、その辺につきましては、かなり力を入れさせていただいているというふうには思っております、子育て、出産であれば不妊治療ですとかそういったものに対して、道の補助に上乘せするだとかというのも行っております。一応令和3年度ということ言えば、結婚新生活支援事業というのが令和元年度から実施しているのですけれども、これについて令和3年度見直しということで、拡充を図るということで考えております。なので、こういった事業ですとか、あとは教育の観点なのでも、魅力ある高校づくり推進事業ということで清陵高校に対する補助の拡充ですとかそういったことを行いながら、3年度以降も先ほど言った目標に向けて、取り組んでまいりたいというところであります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、再質問させていただきます。

1点目のUIJターン事業なのでも、目が地方創生ということでもありますから、お答えいただきましたように、地域おこし協力隊や、新生活様式を踏まえた調査だとか、これは一連、関連があるのだと思います。その中で、いわゆるこういうのは、思うには、幕別町からつくり出した事業というよりは、こういった国の事業がある中で、可能な予算、引けるものは引いて、そして事業に結びつけていって、できれば定住対策につなげたいと、こういう思いではないかと思うのですよね。そうなりますと、1世帯、しかし積上げは1からですから、大切に事業が成功するようにしていかなければいけないのだと思います。

私、2回目でお聞きしたかったのは、町内の事業者が、どれだけ手を挙げられて、こういうところに結んでいくのかなというふうなことをお尋ねしようと思ったのですが、現時点ではゼロだということでもありますから、ちょっと残念な思いはしますけれども、これももっともっと周知をきちっとなされて、人手不足というのはあるわけですから、つなげて、そして100万円の支援も行われて定住してもらおうというようなことを粘り強くやっていただきたいなというふうに思います。町内の見通しはどうか、そこのところは伺っておきます。

テレワークも大切だとは思いますが、定住していただけない可能性も高いのではないかと思いますので、やはり地元の企業に働きかけることが大事だと思いますのでお願いします。

2つ目なのでも、防災に関わりまして、1問目に申し上げましたように、これまで防災訓練をやってきたときと、コロナ禍ということで環境が変わった、感染防止も含めて徹底した災害が生じたときに、そこから身を守る対策を今までの計画の上に、さらに足してやっていかなければならないのだと思うのですよね。そういう点では、子どもさんの一日防災教育をされたとか、そういうことも大事だとは思いますが、新たな環境に対応した町民に対する啓発活動も含めて、訓練

など企画すべきだとは思いますが、いかがでしょうか。

それから、無線のことは分かりました。本当に大事だという無線機そのものの重要性というのを多くの町民に理解していただく取組が、今、初動の段階ですので、まずそこが大事ではないかと思えます。これはご答弁は要りません。取り組んでいただきたいと思えます。

地方創生のほうですけれども、これも大きな大きな計画なので、今年1年経過して、どこまで目標に近づけられるかという点では、なかなか難しいのだろうというふうに思うのです。

しかし、これまでこの計画を持ちながら、例えば一番大事な自然動態の中で、出生率そのものは下がってきているのですよね、上がってこなかったのですよ。少なくとも現状維持から上に向けるということが大事ではないかと思えますがいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 出生率の話ですけれども、確かに委員おっしゃいますように、昨年ですとかは下がっている状況ではあるのですけれども、今年度の見込みなのですけれども、今現在、3月の出生数は、ちょっとまだ統計が出ていないので、2月までの出生数を基に合計特殊出生率を出したところだと、昨年よりは若干上がっているというような状況となっております、出生数自体も増えているというところもございますので、上がった下がったでちょっと一喜一憂する話ではないかもしれないですけれども、少しずつでもそういった形で、私どもの施策を通じて出生数が増えて出生率の上昇につながっていけばいいかなというふうには考えているところであります。

○委員長（荒 貴賀） 商工観光委員。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうからUIJの、特に職場としての受入れ先の確保の取組についてご説明いたします。

こちらは、今このUIJだけに限らず、昨年6月から幕別のお仕事紹介所を設けました。当然その中で求人情報、そしてあと求職者情報とかを幅広くこれから住民に認知していってもらわなければいけないと思えます。そこで、事業者の対する直接訪問して、求人ないとかそういったところも引き続き募集していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、防災訓練のお話でございます。

平成31年で地域防災訓練が終わりましたので、その後は、地域の方へ自主的に防災訓練ができるよう、私たちが訓練の企画ですとかそういった形でお手伝いできるところをお手伝いし、取り組んでいきたいと。

また、連携防災組織という組織もありますので、こういった組織に感染症対策を取り入れて、できることをお手伝いし、やっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 防災から行きますけれども、地域にとっても、この間、密を避けるということで、公区そのものの集合するという機会は、本当にありませんでした。ですから、防災訓練あるいはこういった自主防災計画を立てていくにしても、地域としても、今、足踏みをしている状況だろうというふうに思えます。そういう中で、このような感染防止というのは、もう最優先にしなければならない課題でありますから、お手伝いをする形ということでありますから、せっかく昨年からは防災マネジャーの方も専門の方も1人張りついでいただいで、町民の意識高揚も含めて活動していただいているわけですから、ぜひ地域にも出向いていただいで、今日に対応した計画や訓練につながるように取り組んでいただきたい、希望を持ってお伝えしたいと思えます。

それから、UIJのことにつきましては、やっぱりいろんなことと関連しながら、これもやっていくということですね。ぜひ成果を今回は、去年と同じようにゼロだったよということのない報告になることを期待したいと思えます。

最後ですけれども、出生率横ばい、コロナ禍でもあり下がっているものだと今年度も思っております。しかし、上がったのですね。そこで、現時点で分かる数字でよろしいですから、昨年的人数と出生率、そして2月の時点ですか、今年の時点での数字、出生された数と出生率、これをお示ください。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 出生数と出生率ですけれども、令和元年度、昨年度になりますけれども、出生数が140で合計特殊出生率が1.20、今年度につきましては、先ほどお話しさせていただいたように2月までということの実績ではあるのですけれども、出生数が144、合計特殊出生率が1.31といった状況であります。

○委員長（荒 貴賀） ほかに。  
千葉委員。

○委員（千葉幹雄） ささいなことですけれども、1点お伺いしたいと思います。

1目の一般管理費の中の、ページ数が49ページ、庁舎維持管理事業、この項目に該当するかと思いますので、ここでお聞きをしたいというふうに思います。新庁舎というのでしょうか、現庁舎、完成してから5年がたとうとしております。それで、私から言うまでもありませんけれども、この庁舎は、耐震構造あるいはまたヒートポンプ、そしてまた自動でライト、明るさを調整できるとか、あるいは太陽の光の調整もできる、発電もソーラーでありますけれどもしているなど時代の最先端を行っている設備、あるいはまたそういう機能を持たせた庁舎だというふうに私は自負しているわけでありまして。

また、さらには職員の入庁、退庁というのでしょうか、出入りですね、これもICカードできちっと管理をしてやっているというところでもあります。そういった意味で、非常に時代の最先端、何度も言いますがけれども、最先端を行った機能を持った庁舎だというふうに思っているわけでありましてけれども、そうした中、ご案内のとおり正面の玄関の入り口の正面、ここに本日の予定、あるいはまたご案内ということで、ペーパーで書いていちいち貼ったり剥がしたりしてやっているわけでありましてけれども、私は今申し上げたような機能を持ったすばらしい庁舎でありますから、そこもやはりデジタル化に合ったような、そういう施設を設けるべきではないかというふうに思うわけでありましてけれども、この件につきましては、各理事者とも意見交換したような記憶もあるやないやなのですけれどもいかがなものでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 正面玄関の入り口の案内表示ですけれども、今度今週金曜日の議会で、一般会計の補正予算のほうで、今計上をさせていただいているのですが、デジタルサイネージと、いわゆるコロナ禍においても注意喚起を含めて、そういった機能なども含めているろんなご案内、会議のご案内ですとか今ペーパーで表示されているものをデジタル化、そういった機能を使って、より分かりやすい、新しい機能を使ってというようなことでの機器のほうの予算について、補正予算のほうで計上をする予定でございます。

○委員長（荒 貴賀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 失礼しました。そういう予定であるということであれば、本当によかったなというふうに思っております。

今、まさに学校教育もGIGAスクール等々そういう時代に入っているわけですから、やはり率先して役場のそういう施設も、既に札内のコンプラ、そして百年記念ホール等、もう既にやっているわけですから、やるということですから、そういった答弁を多としたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いしたいと思います。

ページ数が56ページ、8目の庁用車両管理費について1点だけお伺いしたいと思います。

先ほどご説明では、公用車が31台ということでご説明を頂きました。23台が本町、そして8台が忠類ということですが、この中で20年以上を経過した公用車はどのくらいあるのか、またこの公用車の維持管理、そして入替えというのですか廃車というのですか、そういう計画などがあるのかお伺いしたいということと、またどのタイミングでその入替えを考えているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 現在の公用車、本町と忠類の地域振興課管理のいわゆる31台のうち、20年以上というのが正確にちょっと台数が5台ですね。実際の更新の考え方なのですけれども、15年以上経過または20万キロ以上走行の車両が、いわゆる更新の対象としております。

更新のタイミングです。申し訳ございません。今、申し上げた15年以上経過または20万キロ以上走行の車両が対象となりまして、その年度更新に合わせて、その都度更新を行っていくものでございます。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ちょっとすみません、私も分かりづらかったのですが、20年以上経過しているのが5台というふうに最初におっしゃったと思うのですが、ではその5台は、更新時期にもうかかっているということでしょうか。その車は、もう20万キロになっていたり、そして15年度を経過をしているということでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） あくまでこの一応15年以上経過、または20万キロ以上走行、これを一つの基準、目安にしております。ただ、実際の車両個々の状況がありますので、これを一つの目安としながら車両の状況を踏まえて、更新の最終的な判断をするという状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 確かに機械ですから、そのとおりは行かないのは重々承知はしておりますが、やはり20年以上経過をいたしますと、二酸化炭素の排出量は大きなものと私は考えます。先般の質問でも町長がおっしゃったように、うちの町でできることから、何とか排出量を抑えていきたいというふうにおっしゃっていただいたのですが、こういうところも計画性を持って順次更新をしていかなければ、なかなか厳しいものではないかなと思います。もちろん住民サービスに財源がかかるのは分かるのですが、我が町でゼロカーボンの少しでも進めるという思いがあるのですしたら、これも計画的にしていきたいと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 委員おっしゃるとおり、古い車は、なるべく更新は、私どももしてまいりたいというふうに思っております。今、課長からお話しあったように、15年以上経過した車が今9台あって、20万キロ以上経過した車が5台あります。併せ持っている状況の車が5台あるということでございます。これらについては、計画的にももちろん更新はしていきますが、今ご指摘があったように、車の状況が古いからなり走行距離が伸びたからといって、必ずしも状況が悪いということでもないですから、その辺を勘案しながら予算に計上しながらやっていくと。当然ながら、委員今ご指摘ございましたように、更新するときには、環境性能なんかも考慮しながら実際導入しております、今、全体の中では、クリーンディーゼルが4台、ハイブリット車といわれる車が12台整備しているということでございますけれども、一方では、それだけの車、その車だけで整備すると、今度、災害があったときに、そういう車は実を言うと弱い部分があります。水がついたら、電気の車はちょっと放電してしまって、もう使えなくなってしまうという危険性もあるということで、行政としては、そういう災害が起きたときにも、柔軟に対応できる車も、一方では用意しておかなければならないと。ですから、通常のエンジンの車なり、荷台がきちっとついている車だとかそういうのも合わせて総体の中で、どういう車種の組合せの中で更新していけばいいかということを検討しながら更新しているといった

ところでございます。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） ページ数で言うと 53 ページから 54 ページにかけての 6 目札内コミュニティプラザ管理費のところでは質問を 1 点だけさせていただきたいと思います。

支所の中であって、札内支所とコミュニティプラザ利用者の関係ということで言えば、何かあれば札内支所の職員さんの協力、応援もあって、一つ一つのいろいろな集会や会議が成功できればいいなというふうに考えているところであります。

まず最初に、54 ページの特定財源のその他のところに、私用電話使用料（札内コミュニティプラザ）1,000 円が上がっていますが、これは普通に見ると、私用電話を戻し入れたのだなというように取るのですけれども、それでよかったですか。それでよければ、どのような手法でもってこれがされるのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、コピーなのですけれども、中には集会の中で、主催者は、当然配る資料があれば用意しておくわけですが、思ったよりも多く人数が集まって、数が足りなくなってしまってコピーしてもらえませんかとか支所に持ってくるケースがあるのだと思うのです。もちろんただでしてくれではない、有償でやってくれませんかということがあるのだと思うのです。そんなケースは、どれぐらい札内支所のほうにお話があるのかということも、まずはこの 2 点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 住民課長。

○住民課長（新居友敬） はじめに、私用電話使用料の関係でございますが、札内コミプラのほうには、公衆電話 1 台設置しております。そちらのほうの収入をこちらのほうに計上させていただいているところでございます。

それと、コピーの関係でございますが、基本的にはコピーをするということは、申請書類の関係とか手続の関係で相手方に残していただかなければならないようなもの、書類については、こちらでコピーしてお渡しする。

または、町の公文書などを行政に関わるものについての複写、コピーを求められた場合については、こちらは手数料条例に沿って料金を頂いて、コピーをしてお渡ししているという状況でございますが、あくまでも私用によるような内容のものについては、こちらのほうではコピーできませんということでお断りしている状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） まずは、公衆電話料金の戻入れであるということでしたね。私用電話使用料となっているから、そういうふうには取れなかったものですから、どういうふうな仕組みなのかなというふうに思って聞いた次第です。このことは分かりました。

もう一つのコピー代のところですか。手数料条例に基づいてということでありました。どういう条例か、ちょっと今、私もほうも理解しないまま質問を続けているのですけれども、それはたとえ有料であってもそういうサービスは受けられないのだということが明記されている、そんな条例になっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 住民課長。

○住民課長（新居友敬） 言ってみれば、町の公文書等に関わる文書の写しというような規定で設けられておりますので、あくまでもそういった例えば個人で開かれた集会の資料が足りないとかそういったことでのコピーの受付は、私どものほうとしてはできないというふうには考えております。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 繰り返しますけれども、その手数料条例があるからできないということなわけですね、そういうことの理解でいいですね。

○委員長（荒 貴賀） 住民課長。

○住民課長（新居友敬） 言ってみれば、そういったある程度の基準を設けてやるということが、何で

もかんでも、やはりこれコピーしてというような内容で、我々もそういった状況を持ってこられても、やはり業務に支障も出てくるということもあって、やはりある程度の基準を持ってそういったことができる、できないというようなことをお伝えしているというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 住民課長。

○住民課長（新居友敬） どれぐらいの件数があるかということだったのですけれども、ちょっと実際に把握はしていませんけれども、私が行ってからののですけれども、二、三件はそういうお話があったということは把握しております。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 解せないのは、業務に支障が出るからということでありながらも、二、三件だったということで、それが業務の支障になるのかなと、そんなことが一つ、今、答弁の感想としてありました。

例えば家で使うもの、例えば子どもの教材をコピーしに来ました、コピーしてください、それは受け入れる中身では当然ないわけなのだけれども、札内コミュニティプラザの中で集会をやっている、その中の資料が足りなくなった、それがそこでコピーが、札内支所の窓口で断られたということは、資料が足りないまま会議を継続するか、資料を近くのコンビニに行ってくるとか、家に戻って印刷をかけ直してくるとか、そういう中で資料を参加者に渡すということになってくるわけですよね、私は、それはちょっと違うのではないかなと、優先するものが違うのではないかなと思うのです。業務に支障があるって、それは言い過ぎだったのでしょうか、そうではないのでしょうか。それぐらいのサービスを有償ですということをなぜ札内支所でできないのかなということは思いとしてあります。

改めて聞きますけれども、その会場の中でやっている会議の不足分に対して、それを援助してやるということの考え方はできないですか。

○委員長（荒 貴賀） 札内支所長。

○札内支所長（原田雅則） このことにつきましては、うちだけではなくて、町全体に関わることでもございますので、総務課とも協議しながら、統一見解を出してはつきりさせたいと思っております。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 確認しますが、ということは条例で決まっているのではなくて、中の協議で決めるということは条例ではないわけですよね、そういうふうな施行規則があるのかどうか分からないけれども、内々で決めれることであれば、これやっぱりコピーをしてあげられる、協力してあげる範疇を広げることというのは、札内支所の職員としては、僕はあつてしかるべきなのだというふうに思うのです。協議をするということは、どういう結論が待ちたいけれども、利用者に対して便利になるような、そういうことを早々に決めて、結論を出して教えてください、よろしいでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 答弁は求めますか。

（何事か声あり）

○委員長（荒 貴賀） いいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 59 ページ、10 目協働のまちづくり支援費の次のページ、61 ページの一番上の結婚新生活支援事業について 1 点質問します。

事業拡大ということが先ほどお話したのですけれども、今年度事業拡充という内容ですが、予算が同じ 150 万円な理由を教えてくださいと思います。

令和元年度は 7 世帯が利用対象になって、210 万円ほど支出していると思いますが、今回の金額の根拠を教えてください。

もう一点です。81 ページ、3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費の 18 節、82 ページの 1 行目の個人番号カード作成等委託料についてです。1 年前この委員会での答弁で、マイナンバーカードの発行数が 2,517 枚、町民の 9.4%の普及率というふうにお答えがあったのですけれども、これは今回

何%までの普及を目指そうという計画なのでしょうか。

それと、繰り返し懸念されている情報漏えいの危険についてどのような準備が考えられるか。

あと、マイナンバーカードを作成しないことによる不利益を町民が被らないような対策を考えるお考えはあるかどうか伺います。

○委員長（荒 貴賀） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、新婚生活支援事業です。今年度から年齢が今まで34歳だったのが39歳、所得につきましても、340万円が400万円に拡大をされたところです。

令和2年度の見込みは3件であります。

ご質問の拡充になったけれども、新年度予算は、なぜ150万円なのかということなのですが、対象者が正直どのぐらいいらっしゃるのかというのは、つかむことは当初としては難しい状況です。あくまでも予算でありますので、対象者は拡充になるのですが、30万円を5件分で150万円です、計上させていただいているところです。

続いて、マイナンバーカードですけれども、今現在、2月末の町民の人口が2万6,441人に対して、その15.5%に当たる4,106枚を発行しております。ご質問は、この予算が何枚分ということでのご質問だったかと思うのですが、こちらは以前にもご答弁させていただいているのですが、全国で令和3年度に係るマイナンバーの経費を国のほうで試算をしております。その総体の金額は今ちょっと手元にないのですが、それを全人口で割り返して、幕別町分の人口で案分された数字が示されているものであります。数字は書いていないのですが、委託料ですので約900万円ほどになっているものであります。

情報漏えいにつきましては、これは国のほうでしっかりやはり対策をしていただきたいというふうに思っております。町のほうでは手続の関係で、二要素認証ですとかそういった形で手続できる職員が限定的になっておりますけれども、マイナンバーカードを利用する際の情報漏えいというのは、やはり国の責任においてしっかり対応していただきたいというふうに考えております。

それと、マイナンバーカードを持たない方に対する不利益ということですが、今後、先ほど来デジタル庁の設置ですとか、コロナの関係でテレワークが進んで日本は後進国だということで、国は今マイナンバーを使ったデジタル化ということを盛んに言われております。

ただ一方で、マイナンバーのカードを持つことは、あくまでも希望でございますので、持たない方に対しても、きちんと従来どおり行政サービスが提供できるように、そういったことは並行して行政としても対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか、

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑がないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） それでは、3款民生費についてご説明申し上げます。

87ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額3億2,474万5,000円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であり、主な事業といたしましては、説明欄の下段、民生委員児童委員活動支援事業960万1,000円については、次のページになりますが、主なものとして、社会福祉委員64人の報酬及び費用弁償のほか、18節負担金補助及び交付金は、民生委員の活動に対する交付金などあります。

説明欄の中段、社会福祉協議会活動支援事業 2,996 万円については、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

説明欄の下段、ひきこもりサポート事業 470 万 9,000 円については、ひきこもり状態にある当事者や、その家族の支援を目的に新たに取り組む事業であり、ひきこもりに関する相談窓口の周知のほか、ひきこもり支援アドバイザー 1 名分の人件費と、89 ページになりますが、7 節報償費は、職場体験事業 2 名分の謝礼が主なものです。

2 目国民年金事務費、予算額 453 万 6,000 円であります。

国民年金事務事業については、国民年金事務に要する経費であり、年金業務に関わる担当職員の人件費が主なものであります。

90 ページをお開きください。

3 目障害者福祉費、予算額 9 億 5,638 万 1,000 円であります。

本目は、主に障がい者の福祉施策や支援に要する経費であります。

91 ページになりますが、説明欄の上段、障害者自立支援給付事業 7 億 8,044 万 3,000 円については、主に 19 節扶助費、次のページになりますが、細節 1 障がい福祉サービス費等給付費は、生活介護や就労支援などの障がい福祉サービスに関わる給付費、細節 2 補装具費等給付費は、障がい者等の身体機能を補完する義肢や装具、車椅子など補装具等に関わる給付費、細節 3 障がい児通所支援等給付費は、障がい児通所支援に関わる給付費であります。

説明欄の上段、自立支援医療費給付事業 3,717 万 7,000 円については、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療費を助成する経費であります。

次に、障害者地域生活支援事業 1 億 1,066 万 5,000 万円については、主なものとして、12 節委託料、細節 6 の訪問入浴サービス事業や、細節 8 の日中一時支援事業などの委託料などであります。

93 ページになります。

説明欄の下段、障害者相談支援事業 933 万 8,000 円については、主なものとして、12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業の委託料であります。

94 ページをお開きください。

説明欄の上段、障がい者就労支援事業 497 万円については、主なものとして、チャレンジ雇用事業で働く事務補助員 2 人の人件費のほか、7 節報償費は、障害者職場体験事業に関わる謝礼などあります。

95 ページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、予算額 344 万 8,000 円であります。

説明欄の上段、東十勝障害認定審査会事務事業については、東部 4 町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして、認定審査会委員 5 人の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などあります。

96 ページをお開きください。

5 目福祉医療費、予算額 5,922 万 1,000 円であります。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、医療費扶助とその事務に要する経費であります。

97 ページになります。

6 目老人福祉費、予算額 5 億 1,528 万 1,000 円であります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であり、主な事業といたしましては、説明欄の中段、敬老祝金等支給事業 1,416 万 6,000 円については、主に 7 節報償費の敬老祝金であり、本年度は 80 歳の方が 337 人、87 歳の方が 193 人、100 歳の方が 16 人、合計 546 人の対象者を見込んでおります。

98 ページをお開きください。

次に、老人クラブ活動支援事業 573 万 4,000 円については、主に 18 節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会に対する補助金であります。

次に、老人保護措置事業 963 万 9,000 円については、主なものとして、19 節養護老人ホーム入所者に係る保護措置費であります。

99 ページになります。

介護を補完する各種サービス事業についてであります。説明欄の上段、食の自立支援サービス事業 650 万 5,000 円については、食生活の改善や健康保持増進を目的に、管理栄養士がカロリー計算した健康管理食を昼食と夕食を毎日提供するものであります。

外出支援サービス事業 1,193 万 3,000 円については、身体が虚弱なため歩行が困難で通常の自動車での移動ができない在宅の高齢者や重度の身体障害者の方などをリフト付車両やワゴン車で外出を支援するものであります。

説明欄の下段、緊急通報装置設置事業 839 万円については、緊急通報装置を独り暮らしの高齢者等の自宅に設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な援護を行おうとするもので、現在の設置台数は 434 台であります。

100 ページをお開きください。

説明欄の中段、高齢者日常生活用具購入事業 135 万 5,000 円は、布団洗濯乾燥サービス事業の対象とならない軽度の要介護者等については、いつでも自宅で布団乾燥ができるよう布団乾燥機の購入費用の一部、または全部を助成するものであります。

102 ページまでお進みください。

説明欄の上段、福祉バス運行事業 1,647 万 1,000 円については、主なものとして、福祉バス 3 台の運行委託料であります。

7 目後期高齢者医療費、予算額 4 億 7,338 万 3,000 円であります。

後期高齢者医療療養給付事業 3 億 5,157 万 2,000 円については、主なものとして、後期高齢者の療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

103 ページになります。

8 目介護支援費、予算額 1,776 万 9,000 円であります。

介護予防支援事業については、要支援認定者に対する介護予防プランの作成に要する経費であり、主なものとして、介護支援専門員の人件費のほか、104 ページになりますが、ケアプランの作成委託料などであります。

9 目社会福祉施設費、予算額 305 万 4,000 円であります。

生活館維持管理事業については、千住生活館の管理運営に要する経費であり、主なものとして、管理人の人件費や生活館の光熱水費等であります。

10 目保健福祉センター管理費、予算額 2,050 万 6,000 円であります。

保健福祉センター維持管理事業については、保健福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費、次のページにかかりますが、12 節は清掃委託や各種設備の保守点検に係る委託料などあります。

11 目老人福祉センター管理費、予算額 868 万 8,000 円あります。

老人福祉センター維持管理事業については、老人福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、次のページになりますが、12 節は清掃管理のほか各種設備の保守点検に係る委託料などあります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、予算額 3,623 万 6,000 円あります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の中段、忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,200 万円については、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

108 ページをお開きください。

ふれあいセンター福寿維持管理事業 2,333 万 1,000 円については、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や 12 節委託料は、管理委託や清掃委託のほか、各種設備の保守点検に係る委託料などであり

ます。

109 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 3 億 6,753 万 8,000 円であります。

児童福祉総務事務事業については、児童福祉全般に要する経費であり、主なものとして、次世代育成支援対策地域協議会委員 13 人の報酬及び費用弁償のほか、次のページになりますが、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、延べ児童数で約 3 万 4,000 人分を見込んでおります。

111 ページになります。

2 目児童医療費、予算額 1 億 1,338 万 4,000 円であります。

子ども医療費助成事業については、中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

112 ページをお開きください。

3 目施設型・地域型保育施設費、予算額 12 億 1,211 万 3,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 か所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものであり、本年度は 546 人が入所予定となっております。

説明欄の上段、町立保育所運営事業 2 億 2,888 万 6,000 円については、主なものとして、1 節の代替保育士及び給食調理員などパートタイムの職員や、2 節のフルタイムの保育士、給食調理員などの人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費は、給食及び間食に係る経費であり、114 ページになりますが、17 節備品購入費は、経年劣化などにより老朽化が著しい机、椅子を木製品に更新するもので、本年度は幕別中央保育所と札内さかえ保育所の机 39 台、椅子 118 脚を更新する経費などがあります。

次に、説明欄の中段、町立保育所維持管理事業 1,105 万 6,000 円については、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、115 ページになりますが、12 節各種設備の保守点検に係る委託料であります。

次に、説明欄の中段、私立保育所運営事業 8 億 5,585 万 8,000 円については、12 節委託料、細節 5 は札内青葉保育園、細節 6 は札内南保育園の運営に係る委託料、18 節負担金補助及び交付金は、札内青葉保育園の建て替えに要する費用に対し補助金を交付するものがあります。

次に、下段の認定こども園等施設型給付事業 1 億 1,238 万 4,000 円については、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行済みの認定こども園や幼稚園に対する給付で、細節 4 施設型利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園などに対する給付費などがあります。

細節 5 子ども・子育て支援事業補助金は、年収 360 万円未満相当の世帯に属する子どもや、小学校 3 年生からカウントして第 3 子以降の在園児の服飾費の徴収の免除に伴う私立幼稚園に対する補助金であります。

次に、認可外保育施設保育料助成事業 274 万 8,000 円については、定員超過などにより町内の認可保育所を利用することができず、認可外保育所や一時保育などを利用する保護者に対し、認可保育料との差額を助成するものであります。

4 目へき地保育所費、予算額 1 億 257 万 4,000 円であります。

本目は、幕別 5 か所、忠類 1 か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、説明欄の上段、へき地保育所運営事業 9,514 万 4,000 円については、主なものとして、1 節の忠類へき地保育所の事務員と代替の保育士などパートタイムの職員や、2 節のフルタイムの忠類へき地保育所所長及び町内 6 か所の保育士などの人件費のほか、117 ページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費や、118 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 へき地保育所給食費負担金は、学校給食センターに支払う給食代などがあります。

次に、説明欄の下段、へき地保育所維持管理事業 743 万円については、へき地保育所の光熱水費や設備の保守点検などの維持管理に要する経費が主なものであります。

119 ページになります。

5目発達支援センター費、予算額1,478万7,000円であります。

説明欄の上段、発達支援センター運営事業1,428万3,000円については、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費であります。

本年度から、学齢児童に対する発達支援の対象を小学校6年生まで拡大し、療育体制の充実を図るものであり、主なものとしては、1節のパートタイムの保育士や、2節のフルタイムの保育士の人件費のほか、121ページになりますが、12節は作業療法士及び言語聴覚士等の派遣委託料、18節負担金補助及び交付金、細節4南十勝こども発達支援センター負担金などがあります。

112ページをお開きください。

6目児童館費、予算額7,330万5,000円あります。

本目は、児童館3か所及び学童保育所6か所の管理運営に要する経費であり、本年度は学童6か所で375人が入所予定であります。

説明欄の上段、学童保育所運営事業6,981万8,000円については、主なものとして、放課後児童支援員に係る人件費のほか、10節需用費、細節60賄材料費のおやつ代などがあります。

次に、説明欄の下段、学童保育所維持管理事業348万7,000円については、123ページになりますが、10節需用費の光熱水費などの管理費用が主なものであります。

7目子育て支援センター費、予算額2,911万7,000円あります。

説明欄の上段、子育て支援センター運営事業については、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの運営に関する経費であり、124ページをお開きください。主なものとして、保育士や代替保育士に係る人件費ほか、125ページになりますが、ファミリーサポートセンター事業に要する経費などがあります。

126ページをお開きください。

3項、1目災害救助費、予算額550万円あります。

災害弔慰金給付事業については、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わったところですが、この際、14時15分まで休憩いたします。

14:04 休憩

14:15 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款民生費の質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が88ページのひきこもりサポート事業であります。まずこのひきこもりサポート事業の詳しい内容をお聞かせいただきたいと思っております。この事業に対して毎日されているのかとか、予約をしなくてもいいのか、また年齢なども年齢に関係なく相談に行けるのかということをお聞きしたいと思っております。

○委員長（荒 貴賀） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（和田智旭） ひきこもりサポート事業についてであります。詳しい内容をという話でありまして、ひきこもりサポート事業につきましては、ひきこもり状態にある当事者の方、それからご家族の方を支援することによって、当事者の方の自立を促進するという目的で、次年度からは実施するものであります。

主な内容といたしましては、相談窓口の周知、これはもちろん行いたいというふうに思っております。町のホームページはもちろんですけども、広報紙、それからチラシについては、全戸配布ということで周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、関係機関とのネットワークづくりというところで、町内各所の関係課とはもちろんですが、北海道にありますひきこもり青年相談センター、ハローワーク、とかち生活あんしんセンターなどと連携をしまして、支援体制の強化ということを図っていきたいというふうに考えております。

相談の日にちですけれども、今現状考えているところでは、毎月札内のコミプラでは1回、役場忠類では各月で考えております。ただ、福祉課の相談窓口については、常時開催をしておりますので、ご相談を頂ければというふうに思っております。

年齢につきましても、幕別町民の方であれば、年齢は問いません。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 札内と、あと本町でということではありますが、例えば本町でも札内支所でもいいのですけれども、窓口をきちっと設けるということによろしいのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（和田智旭） 定期の相談会というものの今お話をごめんなさい、表題が抜けましたけれども、札内のコミプラでは毎月と、それから幕別町の役場、ふれあいセンター福寿では各月、一月置きに開催をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） それでしたら、さほど今とはあまり変わっていないのではないかなというふうに思います。現時点でも福祉課に行って相談ということはできると思うのですが、この予算の立て方を見ましたら、きちっと窓口を立てて、何曜日と何曜日はやっていますよというような状況、何時から何時までは大丈夫ですよというような意味で私は捉えたのですが、そうではなくて、今おっしゃったのでは、今までとさほど変わらないのではないかなというふうに感じたのですが、その点はいかがですか。

○委員長（荒 貴賀） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（和田智旭） 定期相談会については、今までやってこなかった部分になります。今現状考えておりますのは、とかち生活あんしんセンターの相談日というものがこの毎月札内で1回、それから幕別では各月、忠類でも各月で行ってございまして、そこと連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。1相談一応50分ということ考えているところでもありますけれども、1日当たり2つの相談を受けられるというようなことで考えています。

ただ、相談日にぶつかった場合については、改めて連絡をさせていただいて、別日に相談をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今、係長の話ですと何か納得がいかないのですけれども、この窓口を周知してということではありますが、この進め方ですと、窓口を周知するまでもなく、相談室ということ設けるのではなくて、今までやっていた相談会議みたいなものの延長というふうに受け取れるのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 内容については、ただいま係長が説明したもののなのですが、やはりここを今までと違うのは、やはりひきこもり支援アドバイザーを1名配置して、しっかりとひきこもりに対する相談体制を整えるという形で行っています。それで、電話、そしてメールでの受付で、ひきこもりに関する相談をまず受けていくということをしっかりやっていきたいというふうに考えてございまして、そしてその相談で、ほかの関連する機関につなげていかなければならない案件につきましては、先ほど申しました相談会の中でしっかり時間を取って、各機関とも連携を取りながら、そ

の対応に当たっていきたいというふうに考えているところです。

(関連の声あり)

○委員長(荒 貴賀) 野原委員。

○委員(野原恵子) 今、ひきこもりアドバイザーの件なのですけれども、まず雇用年数と、それからのような資格を有しているのか、その点お聞きしたいと思います。といいますのは、このひきこもりというのは、長い年月自宅に引き籠もっているという、そういう方も多々いらっしゃいます。それで、ひきこもりの内容も不登校ですとか失業、DV ですとか性的指向、そして発達障害も含まれている、こういう多様な困難を抱えている若者たちへの対応ということでは、やはりどのような資格があって、専門の対応が必要だと思しますので、雇用年数と有する資格、お聞きしたいと思います。

○委員長(荒 貴賀) 社会福祉係長。

○社会福祉係長(和田智旭) ひきこもり支援アドバイザーの雇用年数と資格についてであります。雇用年数につきましては、会計年度任用職員を考えておりまして、1年で考えております。

それから、資格につきましては、特にございませぬけれども、ただいま、委員おっしゃるように、確定診断がなされる前の精神疾患をお持ちの方が含まれている可能性というのはもちろん少なくないという現状あります。

また、不登校生児童生徒の10%がひきこもりに移行するというようなこともデータとしてはあることから、幕別町としましては、教員免許ですとか障がい理解、知識をお持ちの方ということでの任用要件としたところです。

以上です。

○委員長(荒 貴賀) 野原委員。

○委員(野原恵子) 雇用年数が1年ということであれば、1年ごとに更新されるということですね。そうしますと、この対応といたしましては、この1年間で、ただ相談を受け付けて終わってしまうのではないかと心配があります。対応といたしましては、他の自治体でひきこもりになっている方が社会に出て、そして働くようになり、地域に足を踏み出せるようになる、それには長い年数と、それと雇用の場ですとか相談の窓口、それから家族との関係、そこでは本当に丁寧な対応をしていかなければ、本当の解決にはならないと思うのです。それで、1年の雇用と資格は問わない、教員免許ですとかそういう方ということでしたけれども、本腰を入れて対策を考えるとすれば、このように先ほど申したようにひきこもりになった内容、そういう状況を踏まえた、そういう方に対応できるような方をアドバイザーとして、町としては配置すべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長(荒 貴賀) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(細澤正典) 雇用年数1年ということなのですけれども、会計年度任用職員を充てて、しっかりと対応していきたい。なかなかこの部分で正職員を採用して対応というのなかなか難しい現状なのかなというふうに思っています。しっかりとした臨時ということではなくて、会計年度任用職員を充てるということですので、会計年度任用職員は、一年一年の更新ということですので、今考えているのは、その1年だけでも更新もしていくよという考えで、しっかりと長い期間での相談というのにも対応していかなければならないというふうに考えております。

ひきこもり、いろんなケースがあるというふうに思います。きっと相談というのものも、ご本人というよりは、ご家族の方の相談というののがかなり多いのだろうなというふうにも思っていますので、やはり今うちで考えているのは、教職員の免許を持った方ということで、これまでの教職員の経験ですとか、また障がいに関しても知識のある方ということで、またそういった就労に関しても知識のある方ということで考えていますので、この方の状況によって、どのような支援が適当なのかということ身を近に親身になって相談できるような体制を整えてまいりたいというふうに考えています。

○委員長(荒 貴賀) 野原委員。

○委員(野原恵子) 雇用年数は、更新更新で会計年度任用職員ですか、そこに更新していくというこ

とでしたので、そこで引き継いで対応していくというお答えでした。

そして、もう一つ危惧するところは、本当に専門の知識というところでは、各そういう団体、様々なひきこもりに関わる団体ありますよね、幕別で言えば、社会福祉協議会ですとか、それからひまわり、そういうところと連携も取りながら対処していく。そうしないと、なかなかこの問題は、ただ人を配置しただけでは解決しない問題だと思うのですよね。それで、しっかりと対応していくところでは、相談窓口から一步踏み出した対策、そのところも考えていかなければならない段階に来ていると思います。ぜひそういう点でも、アドバイザーの方が決まりましたら、幕別の地域の状況などもしっかりと伝えまして、ひきこもりの方が、一步でも社会に踏み出せるような対策を今後、早急に検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） このひきこもりサポート事業、窓口を開いただけで終わるということでは当然ありませんので、本当に困っている方、悩んでいる当事者、そういったご家族の方、いらっしやると思います。それが本当に解決の一助になるような相談窓口にしてまいりたいというふうに思います。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 関連で小島委員。

○委員（小島智恵） ひきこもりに特化した事業ということで、新規の事業で、いきなり出てきたような印象を持っているのですけれども、町内でその実態把握としまして、現状でどの程度把握はされていますでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（和田智旭） 町内にいらっしやいますひきこもり状態にある方の実数はということかと思えます。北海道の「ひきこもり支援状況等調査」というものが毎年度ありまして、これは障がいに関する相談ですとか生活相談、保健師に対する健康相談等々でひきこもり状態にある方というふうな発見をされて、その後の支援につながっている方々になりますけれども、令和元年度末で18人というところですよ。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 道の調査に基づいて、町内で18人ということですね、そうですね。先ほど、直接窓口相談というのは、なかなかご本人さんは考えにくいのかなという話しありましたけれども、ご家族もしくは民生委員さんだとか公区長さんだとかそういった方々からも情報提供いただくのかなと思えますけれども、その方の状況にもよりけりなのですけれども、例えば現地に出向いて対応されると、窓口だけではなくて実際に動かれるような、そういった対応もされていかれるのかお伺いします。

○委員長（荒 貴賀） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（和田智旭） 訪問的な支援もするのかなというようなお質問かと思えます。もちろんご家族の方からの相談というのが、まず第一義的であろうかと思えます。ご家族の方の了解、それからご本人さまの了解が得られれば、ご自宅のほうにご訪問させていただいてお話を聞くといった対応もさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。ほかに質疑のある方いらっしやいますか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 119ページの9目発達支援センター費について2点伺います。

療育の対象を6年生まで拡大したということでしたが、日中や放課後デイの事業の検討の内容を教えてくださいたいと思います。

もう一点は、発達支援センターと札内南小学校の敷地内で行われている「ことばの教室」との利用対象者の区域分けというのはどのようになっているのか、両方を利用することも可能なのかどうかと

いう点について伺います。

それと、122 ページの 6 目児童館費の学童保育所運営事業についてです。

3 点伺います。学童の備品についてアルコールや消毒薬、マスクなどコロナで新たに必要だと明らかになったものも含めて備品について基準を決めて管理すべきではないかという声もあるのですが、この点についてお考えを伺います。

2 つ目は、昨年のこの委員会で、はぐるま学童のトイレが男女とも洋式 1、和式 1 で、改修の希望があることについて、実態をつかんで改修の検討をしたいと答弁があったのですが、この改修の予定はありますか。

最後の 3 点目です。

大規模な学童保育所として、札内南小に併設しているつくし学童保育所があります。この間、150 人以上、多いときで 170 人を超える登録者がいたかと思いますが、新年度、どれほどのお子さんの登録希望があるのでしょうか。学童保育所は、1 単位 40 人程度で運営することが国からも基準が示されていますけれども、つくし学童保育所の大規模な在り方について、もうちょっとこの基準に照らした運営になっていくように変えていく考えはありませんか。

○委員長（荒 貴賀） 発達支援センター保育長。

○発達支援センター保育長（鉦館典子） すみません。1 つ目の 6 年生までの療育というところで、ちょっと質問の内容が聞き取れませんが、もう一度お願いしたいのですが、南小学校のこたばの教室と発達支援センターの学齢期の療育併用ということではよかったのでしょうか。それにつきましては、併用は、一応できないということにさせていただいております。

以上なのですが、1 つ目の質問のほう、申し訳ありません、もう一度お願いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 療育の対象を 6 年生に広げたということは先ほど伺ったのですが、日中デイや放課後デイの事業の検討内容については進んでいるのでしょうかという質問です。

○委員長（荒 貴賀） 発達支援センター保育長。

○発達支援センター保育長（鉦館典子） 事業化ということだと思いますが、事業化に関しましては、今検討中でありまして、十勝管内の事業化の詳細ですとか、あとは児童発達支援管理責任者の配置が必要になりますとか、あとは人員体制等を今、検討しておりまして、今後、令和 4 年度以降、検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 学童保育所の関係でございます。

まず 1 点目、コロナの関係での消毒等そういった基準を設けるべきではないかというところのお話かと思えます。備品等ということもあったのですが、こちらのほうについては、ご存じのように学童保育所、こちらのほう、まず玄関のほうにアルコール消毒液のほうを全ての学童に用意をして、手指の消毒、さらには当然手洗いの励行ということ、さらに換気のほうも徹底と、そういったことで、基準という明確といいたいでしょうか、それはもう保育所も学童保育所も全て統一しながら、そのものについては、昨年のコロナの発生のおきから徹底させていただいているという部分なのかなというふうに感じています。

2 点目のはぐるま学童のトイレの関係です。前回の議会のほうでも、お話し確かにございまして、確認をさせていただいたところ、はぐるま学童に男女それぞれ 1 か所ずつの和式ということがあります。ただ、こちらのほう、ずっと学童保育所のほうとも私も出向きながらお話もさせていただいていますが、特段不便な部分が今のところないというところをお話があり、さらには過去に和式ではなければということも、実はそういったお話もあって、そういった経緯もあって続けてきているというものでございます。また、さらに今後、現状を把握しながら、ニーズに合った、場合によっては改修ということも考えていきたいというふうに思います。

続いて、3点目のつくし学童の利用人数の現状といましようか、そういったところなのですけれども、まず新年度の入所申込数が、現在177人ということになるのですが、これいつも当初がたくさん入りまして、年度末に、やはり退所者がかなり多くなります。ということで、退所者の比較で申しましても、令和元年度が147人、令和2年度、今、見込みが122人ということになっておりまして、令和元年度に比べて減っていく見込みということになっています。これ、過去からの答弁でも、今がピークというようなこともお話ししてきたかなということなのですけれども、多少こういった下降線にきているのではないかというふうな今のところ分析しているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 失礼しました。備品の管理基準ということなのですけれども、備品の管理基準と申しましても、一般的にある机だとかロッカーだとか全て備品ということになるかと思うのですけれども、その部分の管理基準なのか、コロナに関する管理基準と申しましても、こちらは具体的な明確なこの機械、何台置く、そういったものというのは、基準のほうは設けてはいないのですが、当然、それぞれの学童に同様の、そういったコロナの感染対策に関する備品のほうはそろえているというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） そうしたら、発達支援センターについて1点だけ伺います。

発達支援センターとことばの教室との関係なのですけれども、ちょっと私もことばの教室が発達支援センターの事業の一部なのかどうかということも資料も何も出ていなかったもので分らなかったのですけれども、併用できない理由がどこにあるのかということと、あとことばの教室のほうは人がいっぱい、なかなか次の予約が取れないという声もちょっとお聞きしたものですけれども、利用が必要な子どもたちが、ふさわしい頻度で利用できる状況になっているのか、それとも待機だとか週1回利用したくても、月1回しか通えないとかそういった実態があるのかどうか伺いたいと思います。

学童保育についてももう一つだけ伺います。

つくし学童の大規模な実態についてです。退所するお子さんが多いということで、年度末には減るといことなのですけれども、最近聞いたお話で、今の1年生が入学したときに、学童保育のあの大人数の環境や支援員さんも、その中でも数人ということで、支援員にもなじめないまま行くのを嫌がって早々に退所することになったお子さんもいるというお話でした。そのために保護者も仕事ができなくなったということもあって、そういった実態も生んでいるのではないかと懸念しての質問です。引き続き、この実態でいいのかどうかということは、現場の状況を見て考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 発達支援センター保育長。

○発達支援センター保育長（鉾館典子） 南小学校のことばの教室通級と発達支援センターの学齢期の療育の併用ができない理由についてですが、両方ともことばの教室のほうは言葉が中心なのですが、社会性コミュニケーションというところにも働きかけています。そういった意味では、発達支援センターの学齢期の療育、社会性ですとか情緒、コミュニケーションというところと重複しておりますので、どちらかという考え方から併用をしております。

また、南小のことばの教室のほうは、教育委員会の管轄になります。発達支援センターの定員というところなのですが、明確な取決めはないのですけれども、幼児期の療育もやっておりますので、幼児期、学齢期と大体の割合というのは決めております。そういったご質問の返答でよろしかったですでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 学童保育所につくし学童の大人数によりますなじめないお子さんもいらっしゃるというようなお話でした。なじめないという理由で退所されるというのは、本当に避けなければならないことだと思っております。今後、さらに現場のほうとももちろんお話しはしているのですが、さらに実態把握をさせていただきまして、また後日、全体の学童保育所の支援員の先生集まる会議も

ございます。また、そんな中で、今回のお話ちょっと出させていただきながら、実態把握と改善、そういうものにちょっと努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方、野原委員。

○委員（野原恵子） 88 ページ、1 目社会福祉総務費、27 節社会福祉協議会活動支援事業なのですが、就労センターの件についてお聞きしたいと思います。

就労センターは、高齢者の福祉向上のため、こういうことでスタートをされております。しかし、今、高齢者の年金が低いですとか様々な負担で収入が少ない、そういう中で、80 代の方もこの就労センターに登録して仕事をしております。昨年ですけれども、この就労センターの予算がないということで、仕事が減って収入も少なくなっている、こういう声が聞かれております。今年度も同じ状況で対処していくのか、それともしっかりと就労センターの役割を果たすための予算を組んでいるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 就労センターの事業、社会福祉協議会で行っている事業であります、予算規模的には、就労支援センター事業としては、社協の事業費としては、2 年度が 636 万円、3 年度が 624 万円というような、ほぼ同額の予算措置がされるということで考えております。確かに、就労センターの人手といいますか、作業していただける方が減少していて、社協としても、どのように運営していけばいいのかということで、困難を抱えているということは、十分お聞かせいただいておりますけれども、やはり福祉としても、役場としても、しっかりと社協と協議しながら、有効な就労支援センターの事業ができるように協力してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） ここの協力が大事だと思いますけれども、夏の炎天下ですとか、それから除雪ですか、そういう中で就労センターの役割は、雇用の役割も果たしているというふうに認識しております。前段もお話いたしましたけれども、そこではやはり収入の面も本当に期待されているわけですから、福祉といいなながらも労働の部分、そこも含めまして地域の高齢者の生活を支える、そういう立場で就労センターの役割をしっかりと果たしていただきたいと思います。回答をお願いします。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 就労支援センターの事業の内訳としては、公共的な、要するに役場からの発注の事業とかも半分以上を占めている状況にもあります。やはり町として就労支援センターにお願いできる事業についてはしっかりとお願いして、働いている方が労賃といいますか、そういうものが行かないというようなことのないように、しっかりと事業量も確保するという面でも、町としては協力していきたいというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数は 95 ページ、3 目民生費のページ数 95 の説明欄の上のほうの扶助費のところの 1、特定疾患患者等通院費扶助 53 万 2,000 円ですが、この事業は幕別町が特定疾患を持つ方たちの交通費を支援するという、いわゆる町独自の事業で、大変大切な事業だというふうに押さえております。その上で、これは通院に対する支援ということですが、通院というのは、いわゆる治療のために医療機関に行く、また医療機関から帰ってくるまでの交通費というふうに考えるのですけれども、それでよろしいでしょうか。

2 点目、ページ数では 115 ページ、負担金補助のところの 115 ページの札内青葉保育園建設費補助金 5 億 5,302 万 7,000 円、以前から計画がありました青葉保育所の建て替えが、いよいよ実現されることとなります。この間、保育所が公営から民営に至るときには、建設に当たっての国からの補助金、いわゆる助成が公設の場合にはほとんどないのだけれども、民間の場合には補助があるので、そうい

った手法を取っていくのだということでありました。今回見ましたら、この5億5,302万7,000円に対しまして、財源の内訳を見ますと、札内青葉保育園整備金補助事業というのが地方で3億7,450万円、それから地域づくりということで、これは北海道ですね、1,970万円というのがありますけれども、合わせても3億9,420万円ということではありますが、この全体の建設に関わる国、道、幕別町のそれぞれの負担、そして経営者自身も大変な負担をなされるのだと思うのですが、その内訳を示していただきたいということと、それから完成年次がいつになり、当然保育は続けられて建設がなされていくと思うのですが、敷地などが移動されて、現在の保育を継続しながら、新しい園舎が建設されることになると思うのですが、その辺はどんな計画でなされていくのか伺いたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 障がい福祉係長。

○障がい福祉係長（塚本真敏） 特定疾患患者等通院費扶助に関わりまして、通院の定義ということかと思っておりますけれども、通院につきましては、入院を除きます病院へ行くとき、または治療を終えてご自宅等へ帰るときというような定義で扱っているところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 札内青葉保育園の建設事業の補助金に対する財源内訳のまず確認ということです。まず、こちらのほうなのですが、今、委員おっしゃった金額にはなるのですが、まず歳出として組んでいるものが、幕別町の負担分、それと本来、青葉保育園のほうで受け取る国の整備補助金、これが合わさったものという形になります。まず、今回の金額のうち国の補助金、整備交付金のほうが1億5,872万8,000円、こちらのほうが整備に関する補助金になります。それを除いたものが町の負担ということになりますが、そのうち道のほうからの地域づくり総合交付金が1,970万円、そして先ほど委員補助金とおっしゃいましたが、起債ですね、町債のほうが3億7,450万円、ちなみに申し上げますと、一般財源としては9万9,000円ということで、ですから町の負担が起債の借入れになっているということになるかと思います。財源内訳は以上のとおりです。

あと、完成年次、そして同一敷地内での建設に係る引越し等のお話ですが、今お話しあったとおりで、同一敷地内、現園舎の南側、園庭の部分に建設するということになります。ですので、そちらのほう保育をしながら同時に建設を進めて、予定では12月末までで建設事業を終え、そして引越し作業を進めながら、解体工事のほうも年明けから進めていくと、そしてさらに令和4年には、7月中旬までの間に外構工事を済ませると、このような予定で事業計画を組んでおります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、特定疾患の交通費のことで、入院を除くいわゆる医療機関に治療のために通ったときに助成をするものだというお答えでありました。「通院費」と書かれておりますので、当然通院、つまり日帰りという言い方は正しいのかどうか分かりませんが、そういう押さえなのですから、これ病気を治すために医療機関に出かけて行って、また帰ってくるということに関しては、入院も同じ通院費がかかって、つまり行くときも帰りも費用がかかり個人の負担が大きいということがあると思うのですよね。それで、そういうことも含めて、入院も加えていく考え方に拡充はできないものかなというふうに思うわけです。といいますのは、十勝管内の治療というのは、補助の金額がはっきりしていますから、十勝管内でしたらキロ当たり20円ですとかバス賃であるとか、あと幕別辺りは札幌まで行って治療される方も多いのですけれども、こういった方は自動車賃の実際のお金、あるいは道外に出られるときは、空港運賃の2分の1ということになってはいますが、治療に行って、特に道外などもそうですけれども、泊まって帰ってくるということが多いわけですね、最初から入院と規定されていなくても、行くことによって診察を受けた結果、入院になってしまうということもありますし、そうしますとこの規定では対象にはならないのですよね、通院ですから。それで、同じ交通費がかかって病気を治しに出かけるわけですから、拡充をしてそういった場合にも保障する考えを

持って応援すべきではないのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

それと、青葉保育園のほうです。全部の工事費が5億8,728万円ですね、ここに町債として3億7,450万円ということですから、6割以上7割近いお金が町債になってくるのでしょうか。国の整備事業として1億5,872万円、つまり総事業費の4分の1程度しか国はお金を出してくれないということなのですか、改めて少ないと、もう正直思うのですけれども、そうなのでしょうか。

それと、今の園庭のところに建設をなされるということですから、これからはグラウンドが、では北側になるという設計になるのでしょうか。そして、建物は12月までに完成し、外構の整備があるので、実際に子どもさんが移って新しい園舎で保育を受けられるのはいつになるのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 私のほうから、1点目の特定疾患患者の通院費の助成についてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、この通院交通費の助成、管内においてもいろいろな基準で実施されているのかなというふうに思います。うちの町でいいますと、自動車及びバス賃が実費、自家用車については1キロ10円、そして航空運賃の実費の半分を出すということですので、ほかの町村よりも、この面に関しては手厚く助成させていただいているのかなというふうに理解しております。確かに入院に関しましても、そこまで行くという部分の中で交通費はかかっているのかなというふうには思いますけれども、町民の方から一度お問合せがあった際に、管内の状況も見させていただいて、入院に関して対象としているというところがほとんどなかったかと思っておりますので、現在のところは、今やっているほかのところよりも助成の内容が少しでも考慮しているという部分の中で、現状の制度でやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 私からは、2点目の青葉保育園の建設資料に関してでございます。

先ほどちょっと申し忘れた部分もございますので、もう一度ちょっと財源フレームのほうのお話をさせていただきたいと思っております。

令和3年度の事業費そのものは約6億円、5億9,923万7,000円というのが、まず大きな事業費としてございます。その中で補助金の交付対象となっているもので、国庫対象となって交付金が出てくるものが1億5,872万8,000円、まずあります。そして、その補助金の裏といたしまして、そちらの部分での経費負担、幕別町が95%、さらには法人のほうで5%持つというものがございまして、さらには交付対象外の部分も法人のほうで負担するというものでございます。ですので、3番目に引かざるものとして法人負担が4,621万円、残る3億9,429万9,000円が幕別町の負担となります。この幕別町の負担の財源内訳というのが1,970万円の道の補助金、そして3億7,450万円の起債、町債ですね、そして一般財源の9万9,000円と、まずそのようなフレームになるということですので、ちなみにこの国庫交付金については、交付割合が最終的には26.5%というような交付割合になるのですけれども、交付基準が、それぞれ定員規模に応じて主体工事何ぼというような形で出てくるものでございます。それぞれの工種によって負担割合決まっています、実際にかかる分と、その基準額の低いほうが交付額ですよというような計算になってくるものなので、そういった金額になります。

続いて、2点目の実際、保育できるのはいつからというようなお話ですけれども、先ほどのお話のとおり、令和3年の12月末までで園舎の建設が終わります。そして、すぐ実は年明けて令和4年1月から解体工事のほう入らせていただきます。解体工事に入って、3月下旬までで解体が終わるということで、実際、児童の皆さまが、新園舎のほうではもう1月からは実際入って保育をやっていると、そして空っぽになった園舎を解体していくというような流れになります。さらには、令和4年度に入ってから、委員もおっしゃっていただいた新しい園庭、グラウンドのほうも北側になりますので、そちらのほうの外構工事、そちらのほうを取りかかり、7月中旬をめどに完了するというような予定となっております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保育園の建設のほうは分かりました。民間で建てる場合には、もっともって公設では出せないけれども、民間では補助するという国の大前提があるわけですから、少なくとも5割であるとか6割、7割というのを期待したのですけれども、現実には26.6%という今の現状なのですね、改めて厳しさを痛感するところです。

子どもさんの移動などの流れについては理解をいたしました。

特定疾患の費用弁償、通院補助のことではありますが、十勝管内の中では、幕別町の汽車及びバスの実費、自家用車1キロ10円、それから道外の医療機関、これは航空運賃と上記の交通手段から算出された2分の1ということでもありますから、このこと自体は十勝管内なのでしょう、他の市町村から比べてきちっと保障しているほうなのだということでもありますから、それは長い間やってこられた事業でありますから、頑張っただけだということに思えます。そうしたことを理解した上で、特に今回思ったのは、当然十勝管内の場合でしたら、通院、日帰りというのは、もう目に見えて分かることなのですから、札幌圏やあるいは東京などの治療というふうになった場合には、通院という形が取りづらく、つまり入院されて短期で帰ってこられるということも含めて、実際には病院で宿泊されるという場合が多いと思います。これは、例えばこれがホテルなんかで泊まれば通院ということで終わるのかどうか、その辺の解釈もちょっと難しいと思うのですが、頑張ってきたことを評価しながらも、そういった微妙なところで通院費として助成を受けられる場合と受けられない場合が出てくるということがあるものですから、現時点では、この制度でということをお答えいただきましたけれども、患者側に立てば、やはりその微妙な線引きということでありまして、どこに長くいようが交通費はかかるわけですから、通院であっても入院であっても、入院だから交通費はかからないということはないわけですね、したがってその交通費を応援するというのであれば、ここで拡充ということも考えなければならない、私はそういうときではないかと思うのですが、もう一度お答えをお願いできますか。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 実際、特定疾患の患者の方が、道外も含めていなのですけれども、入院されるケースというものがどれぐらいあるのかなということにもよるのかなというふうにも思います。これまでこの通院助成という形の中で、何とかかかる費用負担を軽減させていただきたいということで事業を行ってまいりましたということは、特にその入院という件数が少なかったのではないのかなというふうに思われますので、今後どういう状況で、この特定疾患の患者の方が入院していくのかという状況も踏まえまして、この制度の在り方についても、今すぐということではないですが、ちょっと状況を確認していきたいというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ状況の確認の上、ご検討いただければと思います。

結局、特定疾患ですから、地元の医療機関で対応していただけない病気というのがやっぱりあるのですよね、それは心臓の疾患であったり、あるいは特定疾患ですから難病であったりいろいろあります、筋肉がどんどん弱っていくとか。それで、近い十勝管内の医療機関にかかっている間は、日帰りで通院で何とか自家用車とか公共交通機関を使って帰ってきていると。しかし、もうその病院から、もうここは札幌に、あるいは東京の専門にというふうにならなければならぬ、結局またそれ以上の旅費をかけて行って治さなければいけないということなのですね。いろんな事例があると思いますし、今まであまりこういうことがなかったということは、管外に出られる患者さんがどのぐらいいらっしゃるのかも正直私、分かりません。たまたま町民の方からこういったご意見も頂いて、冷静に考えてみて拡充するべきではないだろうか自分なりに判断をさせていただいて質問をしているのですけれども、その実態ですね、どのぐらい通っていられるかも含めまして押さえていただいて、お答えいただいたように、十分その熟慮、検討をお願いできればというふうに思います。先ほどご答弁いただいておりますので、考え方を申し上げて終わらせていただきます。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方、お受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ、112 ページ、3 目施設型・地域型保育施設、細節町立保育運営事業給料の件です。令和 2 年は、フルタイムの保育士は 31 名、今年は、これ 22 名という予定ですが、この 9 名も減ったという理由をまずお聞かせ願います。

○委員長（荒 貴賀） こども課長。

○こども課長（西田建司） 町立保育所のフルタイムに係る保育士給料、人数ということです。令和 2 年度当初予算 31 人ということで計上いたしました。しかし、こちらのほう実績としては実は 22 人ということで、先般の補正予算のほうでもこちらのほうを計上をマイナスで出させていただいたところなのですが、そういった実態に合わせて、令和 3 年度の当初予算のほうを計上させていただいたということになります。もちろん保育士の配置基準、こちらのほうは上回った中での配置ということになりまして、ほかにはパートタイムの職員もおりますので、その中でということになります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 今年の 1 月 16 日に、平成 3 年 4 月採用予定として保育士 4 名募集をなされたと思います。職員採用試験を行ったと聞いておりますが、このとき何名の募集があって、合格したのは何名だったのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 採用試験ですけれども、このときは 4 名の採用予定に対して、実際受験に来られた方が 4 名で、最終的に採用の内定を行ったのは 2 名という状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 町長は、フルタイムの保育士を雇うというのは非常に困難だと、なかなかこの町に募集をしても来ないのだと言いつつ、今回 1 月 16 日の募集には 4 名来てくれました。もちろんこの 4 名の方は、当然資格も十分満たされているものだと思っております。私は、2 名も落とすということは、相当うちの町の採用試験の基準は高いのかと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 職員採用の選考過程の内容について、この場でお話しするというのは適当でないというふうに思いますけれども、正職員の保育士を採用するというわけですから、定年まで長く勤めていただかなければならない。また、大事なお子さんを保育するという重要な職務を担っていただくわけですから、それなりの適正といいますか、能力といいますか、そういうものを兼ね備えた方を採用しなければならないというふうに考えております。それについて、面接等を行って適正を判断させていただいた上で、採用、不採用を判断させていただいたというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 保育士に関して、本当にこんなにハードルを上げてしまうと、ますますうちの町には募集する人はいないのではないかと私は思うのです。長い年月で採用の期間があるのであれば、当然、採用して教育する、そういう手だても十分あるのではないかと思います。応募不足の事態が、これからもますます続くと思っておりますので、教育ということ、そういう考え方を持って、これから採用に臨むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 採用後の職員の研修ということでありますけれども、これまでも保育士に関しましても、ほかの職種も同じですけれども、職場内で、またいろんな機会、外での研修の機会もありますので、そういう機会に参加させて、その職員としての資質を向上していただくということは行っておりますので、今後におきましても、職員の資質の向上に向けた研修について、意を用いてまいりたいというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

3 款民生費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15 時 25 分まで休憩いたします。

15 : 14 休憩

15 : 25 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 4 款衛生費についてご説明申し上げます。

127 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、3,813 万 9,000 円であります。

説明欄の上段、保健衛生総務事務事業 2,100 万 8,000 円は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものとして内科医師 6 人と、歯科医師 10 人に係る報酬及び費用弁償、担当保健師の人件費のほか、次のページになりますが、17 節備品購入費は、保健指導の訪問に係る公用車の購入などであります。

次に、説明欄の中段、地域医療対策事業 1,713 万 1,000 円は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、主なものとして 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の高等看護学院に係る負担金や、細節 5 の帯広厚生病院運営費補助金などあります。

2 目母子保健対策費、予算額 2,698 万 4,000 円あります。

本目は、妊娠期から子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに要する経費であります。

説明欄の上段、母子保健対策事業 447 万 6,000 円は、主なものとして、よちよちサロン、歯みがき教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師など担当職員に人件費のほか、実習材料費などあります。

130 ページをお開きください。説明欄の上段、乳幼児健診事業 167 万 8,000 円は、乳幼児健康診査の実施に要する経費であり、主なものとして、保健師、看護師、栄養士及び歯科衛生士など担当職員の人件費のほか、8 節旅費、細節 1 は、乳幼児健診に係る医師の費用弁償などあります。

説明欄の中段、妊婦・産婦健診事業 1,557 万 1,000 円については、主なものとして、妊婦一般健康診査に係る委託料や、妊婦健診及び産婦健診に対する助成に対する経費であります。

次に、説明欄の下段、妊娠・出産包括支援事業 110 万 9,000 円は、主なものとして、産前産後サポート事業に係る助産師に対する謝礼や、産後ケア事業に要する経費であります。

次に、不妊・不育症対策事業 415 万円は、主に特定不妊治療や一般不妊治療、不育症治療に要する費用に対する助成金であります。

3 目予防費、7,143 万 3,000 円あります。

説明欄の上段、定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であり、主なものとして、10 節需用費は細節 70 の定期予防接種に係る医薬材料費、次のページになりますが、12 節委託料は定期予防接種に係る委託料、133 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、予防接種や抗体検査に係る自己負担分の助成などあります。

説明欄の中段、任意予防接種事業、119 万 6,000 円は希望される方に対し接種をする任意予防接種である中学 3 年生と高校 3 年生、妊婦に対するインフルエンザワクチン接種や、風疹抗体価の低い妊娠を希望する女性とその家族に対する麻疹・風疹ワクチン接種に要する経費であります。

134 ページをお開きください。

4目成人保健対策費、予算額3,553万3,000円であります。

本目は、成人に対する健康づくりのため、健康相談、生活習慣や食習慣の改善、各種健康診査やがん検診などに要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の中段、生活習慣改善事業62万4,000円は、運動習慣の普及や健康意識の啓発に要する経費であり、主なものとして、7節報償費、細節1はおなか痩せトレーニングなどの運動講座の講師謝礼、細節2は健康ポイントラリー記念品などであります。

135ページの説明欄の上段、疾病対策事業1,231万円には、町民の疾病の予防や早期発見、早期治療により、健康寿命を延伸するため各種検診の受診に要する経費であり、主なものとして、12節委託料は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種検診の委託料などあります。

説明欄の中段、がん対策事業2,215万7,000円は、がんの予防教育及びがん検診の受診率向上のため、クーポン券発行やはがきによる受診勧奨を実施するなど、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であり、主なものとして、11節役務費はクーポン券やはがきによる受診勧奨の発送に係る郵便料、12節委託料は、次のページになりますが、各種がん検診の委託料などあります。

5目診療所費、予算額4,565万8,000円あります。

説明欄の上段、へき地診療所運営事業282万円は、幕別地区の新和、糠内及び駒島診療所の運営に要する経費であり、主なものとして、内科医師2名の報酬及び費用弁償のほか、診療車の運転手人件費や維持管理経費などあります。

次に、説明欄の下段、忠類診療所等運営事業2,665万1,000円は、忠類診療所の管理運営に要する経費であり、主なものとして、12節委託料は、管理運営等の委託料、17節備品購入費は、内視鏡システム一式と、内視鏡洗浄消毒装置の更新が主なものであります。

説明欄の中段、忠類歯科診療所運営事業1,618万7,000円は、忠類歯科診療所の運営に要する経費であり、主なものとして12節委託料は、指定管理者業務指定管理料、17節備品購入費は、光学式虫歯判別装置ダイアグノデントペンとディスプレイが主なものであります。

138ページをお開きください。

6目環境衛生費、予算額1億6,062万2,000円あります。

説明欄の上段、環境衛生対策事業899万4,000円は、環境衛生及び環境保全に要する経費であり、主なものとして、環境衛生業務員の人件費のほか、12節委託料は、死亡犬等の焼却委託や狂犬病予防注射の接種に係る委託料などあります。

説明欄の中段、墓地維持管理事業185万円は、町内11か所の墓地の維持管理に要する経費であり、主なものとしては草刈委託料や、支障木の伐採などに要する経費であります。

140ページをお開きください。

説明欄の上段、葬祭場維持管理事業1,756万4,000円は、葬祭場の管理運営に要する経費であり、主なものとして、10節の需用費の光熱水費や、12節委託料の葬祭場の管理及び警備委託料のほか、14節工事請負費は、焼却炉及び排気筒の耐火れんがの積替え工事に係る経費であります。

7目水道費、2億1,271万2,000円あります。

主な事業といたしましては、十勝中部広域水道企業団への出資金や簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費であります。

142ページをお開きください。

2項清掃費、1目清掃総務費、予算額4億699万3,000円あります。

説明欄の上段、ごみ収集運搬処理事業3億9,108万3,000円は、ごみの収集及び処理に要する経費であり、主なものとして、10節需用費、細節30印刷製本費は、指定ごみ袋及びごみカレンダーの作成に係る経費、11節役務費は、細節15の公共施設等のごみ処理手数料、次のページになりますが、12節委託料は、燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみなど家庭ごみの収集運搬に係る経費であります。18節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝圏複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを1市14町村で共同処理していることに係る本町の負担金、及び細節4の南十勝複合事務組合負担金は、忠

類地区のごみを3町で共同処理していることに係る本町の負担金などがあります。

説明欄の中段、し尿処理事業1,591万円は、し尿の適正処理に要する経費であり、主なものとして、19市町村で共同処理している十勝圏複合事務組合に対する本町の負担金などがあります。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 134ページ、4目成人保健対策費、18節負担金補助及び交付金の12の委託料です。

ここのスマイル検診なんですけれども、スマイル検診に聴力検査を含めていくべきではないかということなのなんですけれども、今、高齢化が進む中で耳が聞こえにくく会話の中に入っていけない、また、社会参加に支障があるなど、高齢者が孤立化するケースや認知症の危険もあり、早期の対策が必要と言われております。幕別町の町民の中からも、聴力検査をしてほしい、こういう声も聞こえてきております。聴力検査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点、子宮がん、乳がんの検診です。若い世代も今、乳がんも増えてきておりまして、20年前に比べまして、2倍から3倍に増えている、こういう状況が報告されております。早期に発見すれば、様々な治療を受けられますし、無症状の時期に発見することが大事だと考えます。町民に対する啓発も行うと同時に、若い方の子宮がん検診、乳がん検診を行っていくことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 1点目のスマイル検診に聴力検査を加えてはどうかという点についてでございますが、スマイル検診につきましては、がん検診と特定検診という形で、今、実施をさせていただいております。その中で、聴力検査につきましては、以前にもご意見を頂いていたところではございますが、今の検診項目の中でどのように組み入れていくかというところは、管内の実施状況なども確認いたしまして、研究していきたいと考えております。

子宮がん、乳がん検診の啓発についてでございます。毎年、春先に検診の実施ということで、保健事業のチラシを広報に入れさせていただいております。あと、子宮がんにつきましては、20歳から対象ということになりますので、二十歳の方とあと2年ごとの補助しておりますので、続けて受けられるようにということで、24歳の方に対してクーポン券の発行を行っております。乳がん検診につきましては、40歳から対象ということで、40歳の方にクーポン券を発行しております。あとはそれと併せまして22歳から38歳の方に関しては、2歳刻みに勧奨のはがき、乳がん検診の方につきましても42歳から58歳までの方に継続して受診していただけるように勧奨のはがきを出しているところでありまして、若い方への検診の拡大ということもございましたけれども、乳がんにつきましては、若い方になりますと、なかなか検診の精度というところで発見が難しいというふうに言われておりますので、今、国が定めております40歳というところで進めていきたいというふうを考えております。子宮がん検診につきましては、このまま二十歳からというところで継続していきたいというふうを考えております。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 聴力検査ですけれども、管内の状況を含めてということで検討していきたいということなのなんですけれども、先ほども前段で申しましたように、高齢化が進む中で本当に聞こえづらいという方がおりまして、それでなかなか人の中に足を向けるのが困難と、こういう声も聞こえているのです。ですからどの状況で検診を受けて、補聴器をつけるとそういうところに入っていけるのかという、そこのところの見極めというのが非常に大事だと思うのです。ですから聴力検査をすることによりまして、自分自身が、高齢者自身がこれは難聴の度合いがどういう状況なのかということ、数字の上で確認をすることができると思うのです。そういう中で聴力検査をしてしっかりと対策を行っていく。このことを高齢者自身が認めるという意味でも、聴力検査が必要だと私は考えております。

ですから、ぜひそのスマイル検診の中に入れていくことを検討していただきたいと思います。

また、若い方の子宮がん、乳がんなのですが、2年ごとになっております。国のほうといういろいろな制度の中で、がん検診2年ごとで十分ですという声はあるのですが、若年層の中でのがんの進行状況は非常に早いと言われております。ですから毎年検診をする。そのことで早期発見につながるのではないかとこのように思います。それと同時に、なかなか子宮がん、乳がん検診に足が向かない、こういう方もいらっしゃると思うのです。ですから、若い方の啓発というところでは、職場ですとか早く結婚された方は家庭ですとか、そういう形で啓発も含めて検診を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 検診につきましては、2年ごととなっておりますが、これにつきましては町の補助というところが2年ごとでありまして、検診を受けること自体を妨げているものではありませんので、その間で、国のエビデンスとしましては2年ごとでいいというエビデンスを出されておりますが、その間で気になることとか心配な方は間で受けていただけたらというふうに思っております。

子宮がん検診につきましては、なかなか若い方は受けづらいというのが正直なところではございます。ただ、非常に大事な検診ではありますので、機会あるごとに勧めていきたいというふうに考えております。出産後ですとか、早く出産された方については、この先ずっと続けていくようにということにつきましては、新生児訪問の際ですには、必ず伝えているところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 若い方の検診ということで、町の補助が2年ごとにあるので、受けやすいということもあるのです。ですから1年ごとの、全額自分で出す、そういうところでは検診に行く方は、心配な方は行かれると思うのです。助成があるから行きやすいという、そういう条件もあるということで、1年ごとの助成も含めて、検診の促進を進めていくことが必要ではないか。そのことについてはどのようにお考えですか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 若い方の受診率自体が、やはりあまり高くない状況にあります。頻回に受ける、毎年受けるというよりは、まず最初の受診率を上げるということが、町の課題としては大きいのかなというふうに考えておりますので、そちらのほうにまずは力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） もちろん若い方の受診率、これは非常に大事だと思います。そういう意味でも1年ごとの助成が必要ではないか、そういうことも含めての質問ですのでぜひ検討をしていただきたいと思ひまして質問を終わります。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 131 ページの3目予防費、広義の意味で関連になってしまいますけれども、質問をさせていただきたいと思います。

感染を防止するというそういう意味合いから、この間のコロナ感染防止に対する対策を、令和3年以降はどのように進めていくのかということで、提案も含めて質問をさせていただきます。

十勝でもコロナの感染が大変広がっておりまして、今朝の新聞ですと864人が感染し、全道で4番目になっていました。芽室の公立病院をはじめ、高齢者の施設でのクラスターというのが収まっておりません。それでこういった発症者の状況というのは、医療機関や高齢者施設で56%と言われていたぐらい高いということが報告されています。

感染を防ぐ手だてとして、これまで繰り返しPCR検査を定期的に行える町としての取組ができないかということをお尋ねしてまいりました。なかなかやっていただけということにはなっていない

た、その理由の一つにはやはり多額の費用がかかるということがあるのではないかというふうに思います。

そこで、幕別町内にも大規模な高齢者施設や医療機関というのが、先日コロナの支援事業の中で出された数字を見ますと、77の施設があると示されておりました。こういったところで、社会的検査を行って、感染を止めていただきたいと思うわけですが、最近、調べる中で厚労省の通達がありまして、そこの地域つまり保健所管轄、ここでしたら十勝一円なのでありますが、十勝一円の中でクラスターなどが発生しているところについては、感染を止めるために、その保健所管轄の地域における医療や介護施設の調査については、行政検査として扱うという指示があることが分かりまして、こういったものを活用して、これから関係機関のPCR検査を実施することができないか。行政検査であれば、その検査そのものにかかるお金は、町の負担はないわけですから、実施できないかという質問が一つです。

それともう一つ、今般幕別町の中でも公共施設を使用された方、あるいは教壇に立たれている方がPCR陽性が確認されるという状況がありました。その中身につきましては、ホームページなどでお知らせいただきまして、各行政区の区長さんなどにも文書で内容が届いておりました。しかし、お知らせは頂いても、その後どうしたらいいのかということに苦慮されたということが届いています。

つまり、そういう事態にはなったのですと言いつつも、次の行動につなげる指示というのが、保健所に連絡というのはもちろんあるのですが、ないと。したがって不安を解消するためには、特にその期間そういった施設を出入りされた方とか、家族の関係者だとか、希望すればPCR検査につながる道を、たとえ実費であっても受けたいというのがあるものですから、もっと丁寧な指示と言いますか、そういった報告があってもいいのではないかと思います。この点でどうでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 私のほうからは1点目の行政検査として扱って検査してはどうかという点について、お答えさせていただきます。

委員のおっしゃる国からの通知については、私も読んでおりました。これにつきましては行政検査という扱いにするということになりますと、この判断は、この近場で言いますと保健所ということになります。もちろん町のほうで、これを行政検査として行うとか行わないという判断ができるわけではございませんので、例えばそのような状況というふうになったときには、保健所のほうと情報交換をしたりですとか、連携を密にして行っていきたいというふうには考えております。

私、昨年11月頃に出たクラスターのときに、この文書がありましたので、一度保健所に尋ねたことがあったのですが、そのときの回答としましては、そのことも含めて検査の態勢は考えているということで、当時はその11月の頃はそこまでは広げる考えはないという回答を頂いていたところでした。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 2点目について、私のほうからお答えをいたしたいと思いますが、先般町内での施設利用者、また教職員の方の陽性が出た際の周知の関係だったのでありますが、これにつきましても保健所からこういう形での陽性者の確認がされたということ、いち早く町内の住民の方にお知らせしたいという内容でホームページ等に掲載し、また施設等にも貼り紙等で告知したところであります。

その後、どうしたらいいのかわからないという部分のご質問かというふうにも思いますけれども、実際、その感染者がどういった広がりをしていくか。また濃厚接触者としてどのような方として判断されるのかというのは、あくまでも保健所で追跡をして判断されるものというふうに思っておりますので、町としてこの段階で次どうしていただきたいところまで踏み込んだ指示が出せるものではないというふうに思っております。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目なのですが、実は私、この文書は分かったのは今年になってからのことです。どうして分かったかと言いますと、帯広の介護施設、大きな施設なのですが、その職員の皆さんが、全員PCR検査を受けられたのです。そして結果として費用は国の負担になりましたというのを聞いて、どうしてそんなことができるのかと思ったのです。その施設自体はクラスター出ていませんから。

それで調べてたどっていった結果、その施設は直接保健所や北海道と連絡を取る中で道を開いてきたというのですが、実際に帯広市が決めたわけではなかったのですが、そういう対処をされた。それを受けて、16日ですから今日ですか、帯広市もそういった文書を出されて、関わる各機関に行政検査の可能性、行政検査につながるということをお知らせするというのを聞いておりますけれども、やっぱりなかなか初めてのことで、壁は厚いのです。全て北海道の権限というところまでずっと来ていますから、いろいろなことがもっと進んだらいいと思いつつも、そこで足踏みしてきたということがあるのだと思いますし、私たちも社会的検査を要求しながらも、多額のお金がかかることの困難さも示されればやはり分かりますから、それでそこでとどまるということだったので、そういう事例を、道を開いてきている事例もありますから、もう少し粘り強く研究をお願いしていただいて、つなげる形が取れないものか。結果としてということはいずれあると思いますけれども、実際に道を開いているところがありますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

2つ目の点も、これも保健所の指導の下にというのは、何度も聞いてきていました。そうだと思います。ただ、やはり地元で出ると不安は広がる、これはもう当たり前のことなのですが、最初にお知らせを早く頂くということは大事だと思います。それはそれで受け止めながらも、つまり保健所がその後調査されて、濃厚接触者などは保健所のお仕事としてきちっと洗い出し、掌握されるわけですから、そうするとその方に連絡が入って、検査を受けるようになるのだと思うのですが、逆に言えば、連絡のない方たちは不安に思っている方もいらっしゃるけれども、濃厚接触と特定はされないわけですから、そういった情報などもあっていいのかなというふうに思います。

この間の問合せは、町もたくさんあったのではないかと思います。非常に多くなりました。また、これからまた少し増えてきているということもあって、いつ我が町から不幸な事態が出てしまう、この危険性本当に大きいと思うのです。そういう中で、住民の不安解消のための踏み込んだお知らせだとかも、工夫していただいて対処していただければというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 少し誤解があるようなので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

というのは、感染者が出た場合には、振興局長から私のほうに、いわゆるホットラインが入ることになっておりまして、その際にはこれは公表扱いだよ、いわゆる幕別町居住者だよ、あるいは非公表だよ、そういうことを含めてご連絡を頂くわけでありまして、その中で意見交換をさせていただいたわけなのですが、かつては行政検査として行うPCR検査、これは定義は変わっていないのです。マスクを取って15分以上、1メートル以内の距離で接した場合、これが濃厚接触者ですから、これをまず押さえていただきたい。この方を濃厚接触者として認定をしてPCR検査を受けていました。かつては、ところが今は、それ以外も範囲を広げて濃厚接触者には該当しないけれども、疑いの可能性がある人、これも含めてPCR検査、行政検査としてのPCR検査をやっているということでもあります。

例えば一例を申し上げますと、幕別中学校の教員が感染をしました。濃厚接触者は2人でありましたけれども、実際には48人の検査をやっていると、行政検査でやっていると。道を開いたとおっしゃいましたけれども、道を開いたのではなくて、これは保健所側がそういう取扱いをしてきて、範囲が広がっているということでもありますので、そこはちょっと誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

○委員（中橋友子） 私も誤解のないようにあえてもう1回、道を開いたというのは町長、幕別町の検査というのではなくて、帯広の介護施設が社会的検査ということで踏み込んだ検査を職員に実施を踏

み込んでやったら、保健所、北海道との調整の中で行政検査につながったということなのです。それで、今、先ほど課長からお答えを頂いた文書、それ先ほどからきちっと見ていただけるということでもありますから、こうやって書いてあるのです。私はなるほどと思ったのですけれども、医療機関や高齢者福祉施設等においては、クラスターが発生した場合の影響、極めて大きくなることが考えられると。感染者が多数発生しているまたはクラスターが発生していると考えられる地域（保健所管内）において、医療施設、高齢者施設に勤務する方や、当該施設に既に入院入所されている方及び新規に入院入所されている方について、施設内における新型コロナウイルス感染症の感染防止のために幅広く行政検査を実施していただくことは可能ということ。これはどこかに誤解があると言われるので、難しい面もまだあるのかなとは思いますが、これを読んだ限りではつながるのではないかと私は判断というか考えたわけです。

いろいろな道、やはり開いていって一番はもう検査ができて、そして抑えるためにはもうはっきりしているのです。保護をしてそして隔離をしてというようなことで、順々にやっていく。追跡、保護、隔離です。これをやって介護施設、音更町も帯広も抑え込んでいくわけです。だからうちの町もそういう事態になってほしくないですけれども、必要なことはやれるのではないかと思います。

もしこれも、誤解があれば言ってください。

○委員長（荒 貴賀） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 多分、ご覧になっている通知については8月ぐらいの通知かなというふうに思いますけれども、それは当然町のほうにも届いておりまして、そういうことは十分認識しておりました。ただこれは予算の関係があったのか、あるいはそこまでの体制が整っていなかったのかは分かりませんが、当初はやられていなかったのです、通知が来たときには。ところが今の段階では、その通知のとおりというか、沿った形でPCR検査を行政検査としてやられているというのが実態だということです。ですから、一つのつながりというか、異なることを言っているわけではないと思います。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうすると我が町やる可能性が出てきていると思うのですけれども、違いますか。可能性です、違いますか。

○委員長（荒 貴賀） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどの幕別中学校の例がまさしくそうだというふうに私は思っていますので、現実にやられているわけです。ですから、これが医療施設だとか福祉施設であれば当然同様な措置が取られるというふうに思っております。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 町長がおっしゃられるのは、その施設の中で陽性者が確認された場合じゃないですか。これは陽性者が確認されているというのではなくて、その地域、保健所管轄の地域にクラスターが発生していると、そうですね。そういう場合というふうに解釈するのですけれども、違いますか。

○委員長（荒 貴賀） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 解釈は合っていると思います。ただそれを全面的に適用すると、これは何百人、何千人という可能性があるのですが、そこは一定程度でとどめているというのが実際の運用だというふうに考えています。

○委員（中橋友子） 実際に限りある人材の中でいろいろなことを進めているわけで、制限が生まれてくるというのは分かります。けどもそういう条件が整ったときには、その条件を生かすというのも町の仕事ではないですか。だから私はこういうものが出て町長特に前から知っていたというのであれば、もっと早くちゃんと教えてほしかったなと思います。もう長くなりますから終わりますが、先進事例は山ほどあります。だからうちの町の感染を止めるための現状の認められる制度の中で最大限生かして活用しやっていたらいいなということを申し上げて終わります。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○委員（酒井はやみ） 131 ページ、3 目予防費の定期予防接種事業について、1 点伺います。

昨年の質問で、感染すると重い後遺症が残ったり、妊婦が流産しやすくなるおたふく風邪の定期接種を求める声があるということを紹介して、町の方からは先進事例を調べて検討したいというお答えだったのですけれども、これについての現段階での検討内容を教えてください。

もう 1 点です。143 ページ、2 項清掃費、1 目清掃総務費のごみ収集運搬処理事業についてです。

この間、ずっとごみの減量についても議論してきたと思うのですが、ごみを減らすために、生ごみを減らすためのコンポストを普及する考えについて伺いたいと思います。

以前にキツネが荒らすということもあって今、検討していないということだったのですけれども、きちんと利用の方法を、きちんと土に埋めるというのを徹底すればそのような被害は起こらないのではという話もお聞きしまして、活用する意義があるのでしたら、町としてもその助成制度を改めてできないかと思いますがどうでしょうか。

それとごみについてもう 1 点ですが、ほかの自治体でごみ分別のアプリを導入して、きちっとした分別の徹底をしているという事例が生まれてきています。これの導入について、町の考えはどうでしょうか。転居する人への分別の徹底についてもどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 私のほうからは 1 点目のおたふく風邪ワクチンのことについてです。

管内の現在のおたふく風邪ワクチンの助成状況であります、6 町村が助成をしているということが分かりました。各町村の助成の時期ですとか助成の中身についてはそれぞれでありました。年齢を区切っているものと、一定年齢、1 歳から高校 3 年生ですとか、就学時前等というところで、いろいろその町で違っておりましたが、まだ定期予防接種ということになっておりませんので、その辺り、何歳ぐらいまでの時期にするのが一番適切なのかというあたりも、今後もちよっと研究を続けまして、また管内の市町村の状況などもさらに注視して、これから判断していきたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからはごみの関係です。

まずコンポストの件でございますが、平成元年から 23 年の間で、一度助成をした経緯がございます。生ごみ処理容器 1,853 器、電動生ごみ処理機が 245 機、助成して町内に入ったところでございます。さらにコンポストをとということでございますけれども、前回、答弁をさせていただいたときには、令和 2 年度キツネが市街地に相当出てきておまして、そちらの対策で餌を求めて、生ごみを求めてくるということもございまして、ごみの担当課長の集まる会議でも問題になっておりました。

いずれにしても、生ごみを減らすことは減量につながりますので、今後ともどういった形がいいのか引き続き検討をしていきたいというふうに考えております。

もう一つはごみアプリです、分別アプリ。こちらも近隣の町村で確かに導入をしました。検討はしているのですが、ホームページでごみ分別アプリではないのですが、分別辞典のほうで、今、検索できる状態でございます。

令和 3 年度の予算としまして、今、ごみの分別冊子を予算計上させていただいております。こちらは令和 4 年から忠類地区のごみが十勝圏のほうに移ってきますので、忠類の住民の方にも含めて、ごみ分別冊子を新たにお作りして全世帯にお配りするという考えでございます。

それと 3 点目、転居された方の分別の徹底ということでございます。転入された方という意味でしょうか。転入された方については、ごみカレンダーですとか、そういったものをお配りして、あなたの地区は何曜日に燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、そういったものを転入届のときにお配りしているところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

ほかに質疑がありませんので、4 款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

145 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額568万3,000円、本目は労働者対策に係る経費であります。

説明欄の中段、援農協力会活動支援事業56万円は、援農協力会に対する補助金であり、勤労者福祉資金貸付事業440万円は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2目雇用対策費、予算額829万8,000円、本目は雇用対策に係る経費であります。

若年者緊急雇用対策事業321万9,000円は、新規学卒者等で、就職未内定の方を町の事務補助員として半年間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、4人分に要する費用であります。

季節労働者雇用対策事業507万9,000円は、季節労働者の生活の安定と地域経済を守るため、冬期の雇用対策に関するものであります。146ページになりますが、12節委託料のうち、細節5は街路など幹線道路の清掃、細節6は町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど、細節7は近隣センターなどの清掃や床のワックスがけを行うものであります。

以上で5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 5款労働費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

147 ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,755万5,000円、本目は農業委員会の運営や農業者年金事務などに要する費用であります。農業委員会運営事業1,378万1,000円は、農業委員会委員24名の報酬のほか、事務局の経費が主なものであります。

148 ページになります。

2目農業振興費、1億4,918万7,000円、本目は農業振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

1枚めぐりまして、150ページになります。

説明欄の中段、ゆとりみらい21推進協議会運営事業102万8,000円は、町と農業関係団体等で構成する、ゆとりみらい21推進協議会に対する補助金で、細節4は、キツネ用箱わな50機の購入、狩猟免許取得補助などの有害鳥獣被害対策事業に対する補助金。

151 ページになります。

説明欄の中段、ふるさと土づくり支援事業1,500万円は、堆肥切り返し作業や堆肥購入、緑肥種子購入を実施した農業者に対し、その費用の一部を補助するもの、説明欄の下段、環境保全型農業直接支援対策事業2056万円は、化学肥料と農薬を慣行栽培の5割以上を低減する取組と併せて行う、緑肥や堆肥の施用、有機農業など、環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体等に対する補助金。

中山間地域等直接支援対策事業3,907万4,000円は、生産条件の不利な中山間地域の忠類地域において、農業生産活動を行う集落に対する補助金。

152 ページになります。

説明欄の中段、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業 4,008 万円は、農業振興と農村地域の活性化を図る農業者等に対する無利子または低利の貸付金。

説明欄の下段、農業振興公社運営費補助事業 940 万 3,000 円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う、農業振興公社に対する補助金であります。

新規就農者支援事業 721 万 2,000 円は、新規就農者に対する支援で、153 ページになりますが、説明欄の上段、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、町が認定した 4 組の新規就農者に対する奨励金、細節 4 は就農直後の経営確立を支援する資金として、3 組 6 名の認定新規就農者に交付するものであります。

3 目農業試験圃場費、予算額 345 万 2,000 円、本目は施肥比較試験や品種比較試験などを実施する、町の農業試験圃場の運営に要する費用であります。

155 ページになります。

4 目農業施設管理費、1,170 万 1,000 円、本目は農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要する費用であります。

156 ページになります。説明欄の上段、ふるさと味覚工房維持管理事業 448 万 9,000 円は、地場産品を使用した食品を加工する、ふるさと味覚工房の維持管理費のほか、指導員 2 名分の人件費であります。

157 ページになりますが、説明欄の上段、気象観測機器維持管理事業 373 万円は、気象観測機器 7 機の維持管理に要する費用のほか、幕別地域の 5 機を更新するための費用であります。

5 目畜産業費、2,798 万 2,000 円、本目は畜産振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

158 ページになります。説明欄の中段、畜産団体活動支援事業 592 万 9,000 円は、乳牛検定組合をはじめ、酪農ヘルパー組合などの畜産関係団体に対する補助。

159 ページになりますが、説明欄の上段、後継牛確保対策事業 255 万円は、乳用牛の雌雄判別精液購入に対する補助。

肉用牛遺伝的能力評価支援事業 105 万円は、産肉能力の優れた繁殖雌牛を保留するため、遺伝子検査を実施した場合に、検査費用の一部を補助するもの。

忠類地区道営草地整備事業 754 万円は、忠類地域において実施する道営草地整備事業に対する負担金であります。

6 目町営牧場費、6,118 万 3,000 円、本目は町営牧場 3 か所の維持管理に要する費用で、作業員 5 名と補助作業員 6 名の人件費や、牧草地の肥料費が主なものであります。

なお、本年度は、幕別地域で 460 頭、忠類地域で 560 頭の入牧を見込んでおります。

2 枚めくっていただきまして、162 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 1,038 万 9,000 円、本目は土地改良施設の管理運営等に関する費用であります。

土地改良施設維持管理事業 3,665 万 5,000 円は、上統内排水機場や幕別ダムなど、土地改良施設の維持管理に要する費用が主なもので、164 ページになりますが、説明欄の上段、14 節工事請負費は、弘和 15 線の明渠改修工事が主なものであります。

説明欄の下段になります。小規模暗渠排水整備事業 400 万円は、農業者が農用地の排水改善のため、明渠や小規模暗渠を整備した場合に、経費の一部を補助するもの。

多面的機能支払交付金事業 1 億 8,803 万 9,000 円は、農地や水路、農道などの維持補修や植栽による景観形成など、農村地域の共同活動を支援するもので、農業者等の組織、14 地区に対する交付金が主なものであります。

165 ページになります。

説明欄の下段になります。農業集落排水特別会計繰り出し 5,020 万 1,000 円は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8目土地改良事業費、1億5,067万6,000円、本目は土地改良事業の事務的経費や道営事業負担金に要する費用であります。

道営土地改良事業は166ページになりますが、説明欄の中段、18節負担金補助及び交付金の細節5の中里地区から、167ページになりますが、細節11の糠内1地区までの7地区で実施する、道営水利施設等保全高度化事業の負担のほか、細節12古舞小学校通学路の道営農道整備事業に係る負担金が主なものであります。

168ページになります。

2項林業費、1目林業総務費、4,603万7,000円、本目は林業振興に係る補助金や、鳥獣被害対策などに要する費用であります。

169ページになりますが、説明欄の中段、公費造林推進補助事業1,738万9,000円は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林造林を実施した森林所有者に対し、その経費の一部を補助するもの。

説明欄の下段、有害鳥獣駆除対策事業1,387万2,000円の7節報償費は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲した鳥獣に応じて褒賞金を支払うもの。

170ページになります。

説明欄の上段、18節負担金補助及び交付金は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲個体の処理方法や、捕獲した鳥獣に応じて、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し補助金を交付するもの。

森林整備環境促進事業1,164万5,000円は、森林環境譲与税を活用した事業で、12節委託料は、町有林の間伐材カラマツを利用した乳幼児用の木育玩具、森の輪（わっこ）の製作に係る委託料が主なもの。

17節備品購入費は、頻発する自然災害にいち早く対応するため、森林パトロール用の車両を購入するもの。

18節負担金補助及び交付金は、森林を維持するために必要な除間伐や下刈りなど、森林整備に要する負担を軽減するため、森林所有者に対し、その費用の一部を補助するものであります。

2目町有林管理経営費、5,262万8,000円、本目は町有林の管理に要する経費であります。

171ページになります。説明欄の上段、14節工事請負費は、下刈り、除間伐、皆伐、地ごしらえ、植栽など、町有林の整備に要する費用であります。

3目育苗センター管理費、予算額3,411万6,000円、本目は忠類育苗センターの管理運営に要する罷業で、本年度はトドマツ4万7,500本の出荷を見込んでおります。

以上で、6款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） ページ数で言いますと170ページ、1目林業総務費の中の森の輪事業のことでお尋ねしたいと思います。

今年度から実施されていて、まだ決算前ですから途中経過ということになってきますけれども、どれぐらいの森の輪が新生児さんのところに渡されているのかということと、それから渡されて保護者の方たち、またはその事業のことを知っている町民の方から、この事業に対してどのような感想が町に寄せられているのか、このことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに森の輪の配布状況でありますけれども、令和2年度につきましては、幕別地区で29個、札内地区で136個、忠類地区で9個、合計174個の森の輪を配布しております。

それと森の輪を受け取った保護者の方からの意見といたしましては、木に触れる機会というものがないので、こういう機会をもって木との触れ合いを小さい頃から学べるということで、大変いい取組だということをお伺っております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 保護者の方の感想ということでは、答弁者は一例だけ答弁がありましたけれども、その今の感想が大体多くの保護者の方の感想というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 具体的にその配布を受けた方から、アンケート等を取って意見を聴取しているというわけではないので、農林課のほうに届いた声というのは、直接保健課のほうで配布のほうは行っているのですけれども、保健課の保健師のほうからそういうお話を聞いているところです。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 昨年も私はこのことで質問をさせていただいたところでありまして。

その中で1点先に確認したいのは、子育て支援の事業であるから、これは本来民生費で上げるべきものではないかということの問いをしました。それについては、多少前向きな答弁も経済部長からあったような印象を受けるのですけれども、今回またこのようなところの課の中で計上がなされているところでありまして。

この辺のところの議論は、何かございましたか。

○委員長（荒 貴賀） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 昨年も谷口委員からご意見をお伺いしまして、今年度予算計上に当たりまして、まずこの森の輪の事業の目的というのが3つございます。

まず1点目は保育。これは子育て支援という意味ですから、保育がメインの目的でありましたら、民生費ということもありますけれども、残りの2つ目的がございまして、木育それとも知育、その2つがあります。

木育、知育、これは我々としては農林業費から上げるべきだということで3つの目的のうち2つが農林業に関係するということですので、農林業費から計上をさせていただいたところでありまして。

また、町内の議論でありますけれども、これは予算要求に当たりまして、住民福祉部と協議をして、私たちはこの事業の目的を説明して、農林課から農林業費で予算要求をさせていただきました。その後、予算査定を経て、町として今回こういった形で、予算提案をさせていただいたところでありまして。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） そういうちゃんとしたプロセスがあって、今回も計上されているということであれば、それは町のやり方ですから、それをこれ以上言うものではないことだと思うのだけれども、今やはり疑問に思うことは、この事業が実際手渡された子どもさんの親御さんにどういうふうなことで感想があるかということになっても、結局渡すところが部署が違うのです。保育士さんの手を借りているのです。そこを通して聞くのですということになってしまうと、それはあまり喜ばしいことではないのだと思うのです。その辺はちゃんと連携を取りながら農林課としても、ちゃんとこのことの評価をできるように準備をしておいていただくことが必要なのではないのでしょうか。

そしてそのことと、そのことに対する感想と、私の指摘に対する感想と、これは私が平成27年の第3回定例会で、そのことも去年紹介いたしました。

新生児に誕生日のお祝いを贈ることに関しましては、価値観の多様化により必ずしも全ての方に受け入れられることは難しいと考えられますことからというのが、実施したらどうかという提案に対する答弁でありました。

今、このときに、5年前に懸念されたことというのは、今も該当しているかどうか。そのことを確認させていただきたい、そう思います。

○委員長（荒 貴賀） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 私から1点目について答弁させていただきます。

直接手渡すのは、町長も行って町長からというときもありましたけれども、多くは健診の場ですから保健師の手からということになりますけれども、そのときに同封するパンフレットといたしますか、そういったものにも木育について記載させていただいたり、直接その場に農林課の職員が行くという

ことはあまり少ないかもしれませんが、やはりこういった感想を持っているのか。そういったことを我々もしっかりと受けとめるべきだと思いますので、機会がありましたらといいますか、なるべく多くの場面に出席して行って、町の方のご意見もお伺いしながら、この事業に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 新生児に対するプレゼントでありますけれども、過去谷口委員からの一般質問で、東川町の取組ですとか、そういったご質問を頂きました。

そのときは多様な価値観の中でこういったものが受け入れられるのかということで、町長から答弁がありましたけれども、町としてはこういったものがあるのか、その後、住民福祉部を中心に検討してきたと思いますけれども、森林環境譲与税を使って、この森の輪というプロジェクトをご紹介いただいたときに、これは町としても森林環境譲与税の用途にも合致する。そして多くの方にも利用していただけるということで、この取組を実施することになったところでもありますけれども、どのものがあるのかということも、様々子育て支援としては検討することにはなると思いますけれども、申し訳ありません、うまく答えられなくて。

経済部としましては、この事業が保育、木育、知育、その大きな3つ、できるだけたくさん費用対効果も含めて、いい事業だということで、今回、今年度から実施をしているところでございます。

○委員（谷口和弥） 森の輪事業については、必ず喜ばれるものというふうに私自身も感じていて、この事業を町が進めるということについては、大歓迎、しっかりと進めていただきたいと思いますというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、くどいようですけれども、手渡す保育士さんとの連携を取りながら、農林課経済部としてもしっかりとこの事業について語れるように準備をしていただきたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 森林整備環境促進事業の中の、森の輪ではないのですけれども、その中の森林パトロール車について伺いたいのですけれども、1台購入だと思うのですが、森林環境譲与税がどのように使われていくのかということを見ていかないといけないと思うのですけれども、先ほどの説明ですと頻発する災害対応ですか、そういった話だったと思うのですけれども、ふだんのパトロール等にもこれは使われるのか、それと、今までそういったパトロールに関してはどういうふうに対応されてきたのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 森林パトロール車ですけれども、今までは専属の公用車がありませんので、総務課で所管している共用車両を使用して、パトロール等を実施しておりました。

その車両につきましては、通常の乗用車ですので、森林を走ると車高の低い公用車ですと底を擦ったりということで、今回森林パトロール車を導入したところです。森林パトロール車につきましては、災害の緊急的な対応のほか、常時山林の森林研究調査等にも使用して、今後それと有害鳥獣による森林被害等の発生も予想されますので、そういうものに使っていきたくて考えております。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） これまでは共用の公用車を使ってきたということだったと思いますけれども、常時という話もあったのですけれども、さほど毎日毎日のようにパトロールするわけでもないでしょうし、そこまで車を購入してまで必要なのかということを少し感じたのですけれども、これまでどおりそういった公用車で対応はできないものなのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 総務課で所管している共用車両につきましては、数に限りがありまして、かなり出払っていて使用したいときに使用できないというものもありました。

それと、先ほどお話ししたように、森林の中を走るので、悪路を走るということで、通常の車両ですと消耗して、その車両自体の寿命を縮めてしまうというものもありますので、今回、森林環境譲与税を活用して、専用のパトロール車を購入することになったところです。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） これは購入したならば、森林以外の目的に恐らく使用できないのではないかなというふうには思うのです。本当の森林のための専用車として使わなければいけないと思うのです。なので、ほかのことにもう全く使えないといいますか、逆に使い勝手の悪い形にもなってくるのではないかなと思うのですけれども、今後もちろん車検等々のそういった維持管理費もかかっていくことになるわけなのですけれども、その辺は目的に沿った形での使用と決められてしまうと思うのですが、その辺の確認もさせていただきたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 森林環境譲与税を活用した事業ですので、もちろんホームページ等でどういったものに使用したかということは、今後公表していくことになると思います。毎日使用することはないのですけれども、山林の業務に限定して使用していくということで考えております。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 毎日はないということなので、使われないまま結構駐車がそのままされているような、使われないで駐車されているというようなことも結構あり得るのかなと思うのですけれども、幕別の森林資源を生かすような、本来の事業に使われるべきだとは思っているのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（荒 貴賀） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 森林に全く 100%限ってということではございません。森林活動に、主にそういった活動に使うということでありまして、例えば自然災害についても、これは森林は非常に重要なものでありますので、そういったときにも山から水が流れてくる。これだって森林に関係することでもありますので、幅広くと言いますか、目的に沿った中でできる限り幅広く使ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 153 ページの 18 節負担金補助及び交付金の中の、新規就農の実態であります。

昨年もお伺いいたしまして、4組8人が昨年は新規就農の制度を活用されて、農業に就かれるということで、今回も4組とそれから経営のほうには3組6名ということであります。

昨年と今年と違う人たちなのだと思うのですけれども、それぞれの地域に予定されているのかということですか。まずそこを伺います。

次、162 ページの農地費に関わりまして伺います。

町長が行政執行方針で言われておりましたけれども、農家の現状というのは、高齢化や担い手不足、労働力の減少ということを心配されて示されておりました。そういうことがありまして、離農も毎年あるのだということではありますが、昨年はどのような状況であったか伺います。

そして、農家戸数、現状としては新しく先ほどの質問にもありますが、担い手の方が就かれて、結果として農家は増えているのか減っているのかということでもあります。

3つ目ですが、離農の状況、離農の後、なかなかこれまで幕別は遊休地がないというふうにしてこられたのですけれども、なかなか困難な状況になってきているという現状を農家の方から訴えられました。手放された農地が、農地改良を進めて草地改良であるとか、あるいは傾斜地が広く大型機械が入らないなどということがあって、農地そのものが使われなくなってくる危険性があるということでもありますから、こういった状況をどのように押さえていらっしゃるのかということをお伺いします。

○委員長（荒 貴賀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） ご質問の1点目の、まず新規就農者の奨励金の対象者ですけれども、

これにつきましては、5年間の支給ということ、前年度と対象者は変わっておりません。忠類地域の4組の方で支給するものであります。

細節4の農業次世代人材投資資金ですけれども、これにつきましても5年間ということ、対象者につきましては、1組が5年間を終了したということ、ということで減りまして、4組から3組に人数が減っているという状況で、対象者は変わらず、対象者はいずれも忠類地域で新規就農された方です。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（川瀬康彦） 私のほうから2点目でございます。

離農農家の関係でございますけれども、昨年、ちょうど農業委員会は北海道が毎年実施している離農農家の保有農地の権利移動調査というところで、令和元年の12月現在というところで報告をしております。そこでは令和元年度は、離農農家戸数は1戸でございます。その前は5戸と、平成30年度は5戸ございまして、主に労働力不足というところで離農されているというところであります。

離農跡地の関係でございますけれども、離農農家の保有農地につきましては、今のところ周辺農家によります取得、あと利用希望が多くありまして、そのほとんどの権利移動の実態を鑑みますと、遊休農地の心配はないと考えているところでございます。

また、土地改良等進めているところにつきましても、次の希望する農家が求めているという状況にあります。

○委員長（荒 貴賀） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 農家戸数につきましては、農業協同組合の組合員の戸数が、農業振興公社の運営費算定根拠となっておりますので、そちらの数字で申し上げますと、平成27年度で555戸、平成28年度で533戸、平成29年度で519戸、平成30年度で510戸、令和元年度で506戸ということで、年々減少傾向になっております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目の新規就農者の4組8人ということは、同じ人だということですね。3組になったというのは、1組が5年経過してしまったので、差引き3組ということで、変わっていないということですね。

忠類地域ということですから、本町関係のほうでは、新しく新規就農は生まれていないということは、確認をしておきたいと思っております。残念なことでは。

今、遊休地はないと、希望者はいっぱいいるということでもありますけれども、実際に農家の方の声を聞きますと、農業委員の方がかなりご苦労されて土地をきちんと遊休地にならないような努力をされていると、営業にも歩かれています。そういう中で何とかつないでできていると。結局人不足ですから、規模拡大されていって、だんだんそれ以上もなくなると言いますか、そういう状況もあるということと、それから条件不利地だと思うのですけれども、あっせんされても先ほども1回目で言いましたけれども、牧草を作ろうと思っても、傾斜がひどいあるいは大型の機械が入らない。大型といっても、ハーベスターだとか大型のトラックが入っていかないというようなところも現存しているということなのです。そういったところの改良も一緒にやっていかないといずれ遊休地が出てしまうのではないかとということなのです。そういう心配はないのでしょうか。

つまり、幕別の農地を全部使っていただくことと、併せて新規就農の事業も同じ人だということでもあります。もっと広げる努力もなされて後継者をつくっていかないと、今の数字を見せていただいただけでも、この5年間で49戸減っているわけです。こういったことに対する危機感と対策といっても簡単ではありませんけれども、認識を伺います。

○委員長（荒 貴賀） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（川瀬康彦） 農地の関係でございます。

今、委員がおっしゃったとおり、各担当の農業委員が非常に苦労しながら次につないでいる土地もあるということは、これは事実でございます。この際、地区担当の農業委員は、地元の周辺農家の方々と綿密な打ち合わせ、またその農地を手放す方も含めてお話をされながら今後どのようにしていくのかということもお話をされているところであります。

機械の大型化等によって、農地で使い勝手が悪いところは確かに出てくるのだろうというふうに思っております。しかしながらここではやはり幕別地区は優良農地という認識で、私たちも農地の移動というところで臨んでございますので、農業振興公社と農協と関係機関と今後について協議を深めていながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 新規就農のほうは広げる見通しありますかということのお答えがなかったので、もう一回  
お願いします。

農地の関係なのですけれども、使い勝手が悪いところが確かに存在していると。そこはそのまま放置していたら、幾ら頑張っても遊休地になってしまう危険性がありますよね。ここは計画的に次の事業に乗せて、草地改良だとかあるいは道路をつけるだとかということを実際にやっていかなかったら危ないのではないのでしょうか。遊休地になってしまうのではないのでしょうか。

そういう事業計画というのは、これは幕別町だけではできなくて、道の開発公社などの事業に乗りながら、10年スパンでやられるのだと思うのですけれども、そういった令和3年はここに乘っていませんから事業がないと思うのですけれども、今後の見通しではどうなのですか。

○委員長（荒 貴賀） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 申し訳ございません。新規就農者の確保、特に農外からの新規参入者の確保についてですけれども、なるべく新規就農者を多く呼び寄せるといふ政策としては、今までどおり振興公社ホームページ、それと新農業人フェアなど各種イベントに出店して、幕別町の農業の魅力をPRして、新規参入につなげていきたいという、この手だてを引き続き実施する。それとあと北海道農業公社でも実施しております第三者継承、要するに後継者がいない方にそのまま農業を継承していく、施設や農地、そのほかに農業の仕方などを、そういったものを継承していくという第三者継承という取組がございます。そういったものとアカデミー事業のフロンティア事業を絡めて、新規参入者が多く来るような手だてを今後とも農業関係団体と協議して進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） 農林課参事。

○農林課参事（渡部賢一） 土地改良事業に関することということで、お答えを申し上げたいと思いません。

いわゆる遊休農地につきましては、土地改良事業としては法律の中で、三条資格者というのがございまして、これは農地を持っている方、それから農地を経営している方、いわゆる借りてやっている方もいらっしゃる。この方が土地改良を実施できる方と決まっておりますので、そこに誰も農地を経営していないという状況では、道営の土地改良事業は、土地改良法に基づく事業はできないということになります。

土地改良事業についてですが、今までもやってきた例なのですけれども、例えば受益者が、もともとの土地所有者が、農地を手放したいと、ただ買ってくれる人もなかなかいない場合は貸すという手があります。土地を貸し出すということになります。これももちろん利用調整でやりまして、農業委員会も入りまして、誰々に貸すということになるのですが、借りた方がその農地について受益者負担金を支払いながら土地改良事業に参画するという流れの中で今、やっております。

幕別町につきましては、ご存じだと思いますけれども、1地区相当6地区から7地区今、畑総という土地改良事業動いておりまして、1地区が終わればまたすぐ次の地区、その次が終わればまた次

の地区という形で、現在の計画では順次地区をつなげていくというやり方をしています。

ただ、幕別町の場合は十勝管内でも土地改良事業に関しては相当な事業費を持っており、それで、何でもかんでもできるというわけではないのですが、北海道からはもう少し少なくしろという話もありますが、それであっても計画を立てながら、順次不足のないような形で土地改良事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。順次ご努力いただきたいと思います。

今、お答えいただきましたように、相当な事業が毎年毎年計上されておられて、それだけにまだ車も入れないような農地が残っているということ自体が、信じがたかったのですけれども、現実だということでもありますから、既存と言いますか、もともと農地ですから全部既存なのですけれども、条件不利地も含めまして計画的な土地改良あるいは道路の設置などというものを進めていただくように求めて終わります。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

16 : 53 散会

# 令和3年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月17日  
開会 10時00分 閉会 17時16分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(17名)

石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 岡本真利子  
荒 貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥 芳滝 仁  
千葉幹雄 小川純文 藤原 孟 中橋友子

② 委員長 荒 貴賀

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 長	寺田 治
保 健 課 長	金田一宏美	商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
土 木 課 長	小野晴正	都 市 計 画 課 長	河村伸二
水 道 課 長	松井公博	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦	学 校 教 育 課 長	宮田 哲
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	鯨岡 健
図 書 館 長	武田健吾		

ほか、関係主幹

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 議事課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 令和3年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計ほか質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 荒 貴賀

# 議事の経過

(令和3年3月17日 10:00 開会・開議)

○委員長（荒 貴賀） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

審査を再開します。

7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

173 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費4億1,005万7,000円、本目は商工振興と中小企業支援に要する経費であります。

説明欄の上から2番目、商工会振興補助事業3,778万9,000円は商工会に対する補助金であり、住宅新築リフォーム奨励事業500万円は、町内業者の施工により住宅の新築やリフォームを行う方に対し商工会の商品券を交付することにより、住宅関連産業の活性化や消費の拡大を図るためのものです。本年度は、新築3件分、リフォーム135件分を見込んでおります。

商店街活性化店舗開店等支援事業160万円は空き店舗対策事業で、新規開業1件分の改修及び家賃に対する補助金であります。

174 ページになります。

中小企業融資保証料利息補給事業1,307万2,000円は、中小企業融資に係る保証料及び利息補給補助金であります。

2目消費者行政推進費1,025万5,000円、本目は消費者行政に要する経費であります。

消費者保護推進事業であります。説明欄の1節報酬から4節共済費までは消費生活相談員3名分の人件費、175ページの10節需用費のうち細節4は、消費生活センター及び消費者被害防止ネットワークにおける啓発活動に係る配布物、細節30は詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向けた啓発や注意喚起を行うためのリーフレット作成や町広報紙の印刷経費が主なものであります。

3目観光費7,548万6,000円、本目は観光及び物産振興に係る経費であります。

観光物産振興事業1,454万7,000円は、観光物産振興を図る上で必要な経費について計上しております。

主なものといたしましては、18節負担金補助及び交付金の細節4の観光物産協会に対する補助金や、細節5の特産品研究開発事業補助金、176ページになりますが、細節6の観光客誘致やお土産品等の開発に取り組むプラス8プロジェクト事業補助金であります。

観光施設維持管理事業944万1,000円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要する経費であります。

10節需用費のうち、細節21は道の駅忠類のトイレなどの電気料、細節40は道の駅のトイレなどの水回り設備の修繕であります。

14節工事請負費は、アルコ236の源泉管理棟に自噴量計測機器を設置するものであります。

177 ページになります。

アルコ236及び道の駅忠類指定管理者業務指定管理事業3,190万円は、両施設の指定管理料であります。

アルコ236整備事業259万8,000円ありますが、工事請負費は施設内にお湯などを送る各種ポンプの取替えや、非常灯の更新工事、備品購入費は除雪機の更新であります。

忠類振興公社貸付事業1,700万円は、安定的な事業運営を行うために必要な資金を貸し付けるものであります。

4目スキー場管理費 4,719万6,000円、本目は明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

スキー場維持管理事業であります。説明欄の1節報酬は、スキー場の補助作業員9人分の報酬、178ページになります。2節給料は、スキー場を管理する作業員5人分の給料、179ページになりますが、12節委託料は、スキー場管理に要する委託料、180ページになります。14節工事請負費は、白銀台スキー場のリフトの通信ケーブルや脱柵建築装置の更新が主なものであります。

17節備品購入費は、高所作業用の安全帯と明野ヶ丘スキー場のリフトの交換用部品を購入するものであります。

5目企業誘致対策費 1億6,197万8,000円、本目は企業誘致等に要する経費であります。

企業誘致対策事業 2,791万8,000円ですが、18節負担金補助及び交付金の細節3企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助で10社、投資額補助で2社を予定しており、細節4の工業用地取得促進補助金は6社を予定しております。

181ページになります。

工業団地取得資金貸付事業 1億3,389万7,000円は、工業団地取得資金の融資に係る原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、7款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑のある方いますか。岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が177ページのアルコ・道の駅についてなのですが、アルコ・道の駅の利用者数、年間どれぐらい利用されているのか。そのうちまたある程度の分析というか、子育て世代がどのくらい、また分かりづらいと思うのですが、家族連れ、サラリーマンというような大まかな分野でいいのですが、そのような統計があるのかお伺いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） ご質問のアルコと道の駅ということでありましたけれども、まず道の駅の利用の状況をお話しさせていただきたいと思っております。

まず、令和元年度の利用実績としましては、道の駅は、今、利用者のカウンターがついておりますので、来客者数として捉えておりますのが、令和元年度で1年間で24万2,955人が施設のほうを訪れております。これは、店舗の中に来られる方もいらっしゃれば、トイレだけの利用の方もいらっしゃいますけれども、自動ドアを通過した方の部分での算定となります。そして、今年度令和2年度につきましては、まだ3月の分というのが出ておりませんが、2月いっぱいまでで申しますと、18万9,458人の利用となっております。このまま3月も2月と同じような数が利用されたとしても、利用状況としては18%ほど減ってくるという状況が見込まれております。

あと、利用されているお客さんの中で、子育て世帯とかとなりますと、あと家族、サラリーマンという部分の区分につきましては、調査するすべがないものですから、その部分についてはそういう見方では捉えることができておりません。

あと、ただ想定される部分でいきますと、近くにナウマン公園がありまして、特に夏場かなりの利用がございますことから、お子さんであったり家族連れという部分の利用は、かなり多いものというふうに考えております。

アルコの利用につきましては、宿泊分野でいきますと、実は令和元年度は6,969人の宿泊がございました。今年度につきましては、まだ3月利用されていませんから分かりませんが、2月いっぱいでも7,167名、前年度以上の状況にはなっているところでありまして、利用は伸びてきているところではありますが、先ほど申しましたように、道の駅と同じように子育て世帯とかサラリーマンとか、そういった分けの確認が取れておりませんことから、その利用の内訳につきましては、ちょっと現状は把握できておりません。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ありがとうございます。私が聞きたかったことは、子育て世帯がどれくらい利用されているのかなということなのですが、実は、本当に忠類のナウマン公園ですか、とても子どもたちには利用、遊ぶのにはすごくいいという町民の声を伺い、また町外の方からも来られているということで喜ばしい声を伺ったのですが、1つだけ、遊んでいる時間ですね、乳幼児や何かが遊んでいる時間なのですけれども、なかなかもう楽しいものですから、遊びが終わらないということで、乳幼児子育て世代のお母さんから、おむつの替えがないということで、おむつの替えがあるともっともったいいのだけれども、単品で買うことができないので、こういうものを売っていうところがないのだろうかということをご相談いただいたのですよね。

それで、そこをちょっと調べてみたら、今、自動販売機でおむつを買うことができる自動販売機があるそうなのです。これ大手企業、メーカーで出しているそうなのですが、2018年、国交省から高速道路のサービスエリアで、道の駅における子育て応援ということで、自動販売機でおむつのばら売りとか、液体ミルクを売ったりというようなことがあるということでもありますので、うちの道の駅にも自動販売機が置いておりますので、そのメーカーでも扱っているようであります。したがって、同じ自動販売機を入れるに当たっても、そのようなおむつをばらで買えるような自動販売機を、入れることができないのかなというふうには私は感じたところであります。

またこれ、道の駅だけではなくて、うちの町で言いましたら、札内コンプラもたくさんの乳幼児が利用、乳幼児だけが利用しているのではないのですけれども、子育て世代のお母さん方が利用しているわけであります。また、乳幼児健診などもありまして、子育て世代に対しますと、大変荷物が多いのですよね。思った以上におむつの替えを持ったりということは、大変荷物が多くなってしまいますので、そういう自動販売機を1つ置くことによって、気兼ねなく乳幼児と外出ができるのではないかなというふうに感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） おむつのばら売りの話でありますけれども、今年度、開発局との取組の中で、今、道の駅のほうに子育て応援事業で、子育てや身体障がい者の方のカーポート、そしてあと子育て用の授乳施設、こちらを今整備しているところであります。この授乳施設の中でありますけれども、調乳の設備であったり、あとは自販機の設置も今検討しているところでありまして、自販機においては、もちろん今お話あったように、おむつのばら売りであったり、粉ミルクであったり、そういったものを忠類道の駅のほうでも協議をしているところでありますので、そういったものの中で対応していきたいというふう考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） そのように検討されているということで、ちょっと一安心したところなのですが、やはりたくさんの子育て世代の人たちに使っていただきたい、利用していただきたいという思いがありまして、これを自動販売機を設置するのも、地方自治体と開発とそして企業が3者で協議をするということでもあります。また、設置費用やまたアフターなどもかかりませんので、そういうところも利用しながら、ぜひとも子育て世代を応援をしていただくような施策に持って行っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 答弁を求めますか。よろしいですか。

ほかに、質疑のある方、いらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点だけです。177ページの同じくアルコ236に関わりまして、今回、14で工事請負費が計上されました。ご説明では源泉管理棟、自噴量の計測ということだと思っておりますが、この

工事の中身を知りたいことと、アルコ 236 に関わりましては、今、指定管理になっておりまして、来年で期限が来ると思うのですよね。それで、いろんな課題がある中で、温泉を維持していく上で、温泉の泉源の温度がなかなか上がらないということが報告でありました。それがどんな状況になっているのか、変化があるのか、それを含めて伺いたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） まず1点目の源泉管理棟の設置工事、流量計の設置工事です。こちら、現在の流量計につきましては、平成15年の十勝沖地震に係る調査をしたいということから、独立行政法人産業技術総合研究所というところから依頼がありまして、平成19年に現行の機械を設置しております。アルコとしましては、その流量計で自噴量を把握しながら温泉の運営を行っているところであります。これが特に夏場、温泉の湯量が多く使用されるということもありますことから、この辺の管理をしっかりと進めていかなければならないのですけれども、今回、産業技術総合研究所のほうからは、南海トラフ地震の調査に注力したいということで、現行の機械を撤去したいという依頼があったところです。このため、令和3年度中に機器が撤去されることとなりますことから、町独自で今後の温泉の運営を管理していくためにも流量計が必要だということで、流量計を今設置するものであります。

そして、2つ目の温泉の温度ですけれども、現行の温度につきましては、25度以上の状態は維持はできているところでありますが、ちょっと随時何度というのは月別の管理はしておりませんので、ちょっと細かい部分は分かりませんが、25度以上の温度は常に維持はできております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 事業の中身は分かりました。自噴の流量を測定されているのだと思うのですけれども、流量そのもの、温泉の量、水そのもの、お湯ですけれども、お湯そのものの量というのは変化は生じてはいないのでしょうか。そして、温度が25度以上と、たしか温泉の温度というのは25度がぎりぎりではなかったかと思うのですけれどもね。ですから、ボイラーなどの整備をして、温泉として利用していただいているのですけれども、いろんなこういった自然災害によって、特に地震によって、温泉の泉源そのものの変化というのが生じてくるというのは十分理解するところです。この間、そんなに大きくはありませんけれども、地震もずっと続いているということもありまして、変わりなくということでもありますから、できれば上がってほしいとは思っているのですけれども、そういった常時調査はされていないということですが、どのぐらいの間隔で調査をされて、25度の維持というのを掌握されているのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） まず湯量のお話ですけれども、今年度につきましては、平均ですけれども、1分当たりで65リットル自噴している状況であります。これにつきましては、月によっても多少もちろん変化はありまして、先ほどお話あったように、地震とかがありますと、湯量がぐっと増えるというようなことはありますけれども、ただ、またそれが何か月かけていって、平均的な量まで大体落ちてくるというか、安定してくるという状況がございます。

あと、温度のお話ですけれども、ちょっと先ほど私のご説明がよくなかったのですけれども、アルコのほうの担当のほうでは、湯量と温度の確認というのは行っておりまして、私の手元にその細かい資料がないという状況なのですけれども、その中で25度を下回る状況はない、常に維持はできているということでもあります。これも先ほどの地震の状況でまた変わったりすることはありますけれども、地震からしばらくたつてしまいますと、また安定したというか、ふだんの温度に戻ってくるという状況があります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大きな変化がないということでもありますから、指定管理に委託したときと状況が

変わっていないのだろうというふうに思います。これは温度が上がり、湯量もたっぷりというのが望まれるところではありますが、自然を相手のことでありますから、なかなか難しいことだとは思いますが、できれば、1分当たり平均65リッターというようなことも含めて、今後、町のほうでももっと短いスパンの中で状況を押さえていただいて、次に私どもが指定管理に当たっての判断をさせていただくときに、バックデータとして押さえておいていただきたい、このことを申し上げて終わります。

○委員長（荒 貴賀） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

ほかに質疑がないようでありますので、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8款土木費の説明をいたします。

182ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費1,067万2,000万円、本目は道路・河川財産管理事業に要する費用であり、スノーポール、土のう袋などの管理用消耗品、札内駅人道跨線橋のエレベーターの管理に要する費用、河川及び道路の台帳修正に要する委託料が主なものであります。

182ページに行きまして、2目地籍調査費5,961万8,000円、本目は地籍調査事業に要する費用であり、会計年度任用職員1名分の費用のほか、12節委託料の細節6は地籍調査測量委託料であり、本年度は継続2地区のほか、新規に中里及び五位の一部において1地区着手し、合計で23.62平方キロメートルの調査を実施するものであります。

3目樋門・樋管管理費314万1,000円、本目は樋門・樋管維持管理事業に要する費用であり、町内にある107か所の樋門・樋管の定期点検等の委託料が主なものであります。

185ページに行きます。

2項道路橋梁費、1目道路新設改良費2億6,615万円、本目は道路新設改良事業として、町道の改良舗装など道路整備に要する費用であり、12節委託料は道路整備に伴う調査設計委託料、186ページに行きまして、14節工事請負費は道路改良や舗装、オーバーレイ工事等に要する費用であり、本年度は継続が7路線、新規が4路線の11路線、地域別では幕別地域で9路線、忠類地域で2路線、延長で申し上げますと、道路改良及び舗装が約536メートル、オーバーレイが約1,710メートルを予定しております。

187ページに行きまして、21節補償補填及び賠償金は、忠類24号線ほか1路線の水道管移設に要する費用であります。

2目道路維持補修費5億616万7,000円、本目は町道の維持補修に要する費用であります。

はじめに、道路施設維持事業4億1,816万7,000円は、町道の維持保全に要する費用であり、12節委託料の細節1は幕別及び忠類地域の除排雪を含めた通年の町道管理委託料、細節5は幕別地域における町道除雪に要する委託料、13節使用料及び賃借料の細節5は公共施設の除排雪に要する機械借上料、188ページに行きまして、17節備品購入費は除雪トラックの購入に要する費用、18節負担金及び交付金は音更町と共同で管理している十勝中央大橋の維持管理に要する費用であります。

次に、道路施設補修事業8,800万円は、町道の補修に要する費用であり、12節委託料は5年に1度実施が義務付けられている橋梁の定期点検委託料41橋分、橋梁長寿命化修繕工事に要する4橋分の調査設計委託料、14節工事請負費の細節3は千住15号橋の橋梁長寿命化修繕工事であります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費4億5,632万4,000円、本目は都市計画に関する経常的な費用であり、はじめに、都市計画総務事務事業114万7,000円は都市計画審議会3回分に要する費用が主なものであります。

189 ページに行きまして、次に公共下水道特別会計繰り出し 4 億 5,517 万 7,000 円は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費 1 億 4,159 万 9,000 円、本目は公園施設維持管理事業として、公園やパークゴルフコースの維持管理に要する経費であり、10 節需用費は管理に要する消耗品や電気料のほか、草刈り及び管理車両に要する燃料費や修繕料、12 節委託料は、1 ページ飛ばしまして 191 ページに行きまして、公園緑地やパークゴルフコースの草刈り及び清掃管理、日常点検、遊具の定期点検、トイレの清掃等に要する委託料が主なものであります。

3 目都市施設整備費 5,078 万 3,000 円、本目は公園整備事業として公園施設の整備に要する費用であり、192 ページに行きまして、14 節工事請負費は公園施設の長寿命化対策として、老朽化が進行している札内北公園にあります親水池のろ過設備の更新、桂町公園及び文京公園のフェンスの更新に要する費用が主なものであります。

4 項住宅費、1 目住宅総務費 349 万 6,000 円、本目は住宅総務事務事業として、公営住宅を中心とした事務に要する費用であり、会計年度任用職員である公営住宅業務員に要する費用が主なものであります。

193 ページに行きまして、2 目住宅管理費 3,501 万 6,000 円、本目は公営住宅維持管理事業として、町が管理する住宅 868 戸の維持管理及び修繕に要する費用であり、194 ページに行きまして、10 節需用費は壁、床、建具などの一般修繕費用、12 節委託料の細節 7 は公営住宅管理人の管理委託料、14 節工事請負費は住宅営繕工事に要する費用が主なものであります。

195 ページに行きまして、3 目公営住宅建設事業 9 億 4,811 万 4,000 円、本目は公営住宅建設事業として公営住宅の整備に要する費用であり、12 節委託料は桂町西団地、あかしや南団地の工事管理委託料、14 節工事請負費は桂町西団地、あかしや南団地の建設工事に要する費用であり、細節 1 は桂町西団地 2 棟 12 戸の建設工事、細節 2 は桂町西団地外構工事、細節 3 はあかしや南団地 2 棟 16 戸の建設工事、細節 4 は既存のあかしや南団地 2 棟 36 戸の解体工事にそれぞれ要する費用であります。

以上、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1 点質問をさせていただきたいと思います。

まず、3 目の都市施設整備費の中でありましてけれども、説明の 14、工事請負費 5,032 万 9,000 円、この中に、今説明を聞きますと、主なものとして 2 つの工事が説明されたわけでありましてけれども、この中に主なものですからほかのものもあるのだらうと思うのですけれども、下の運動公園のつつじコースのところにある、トイレの改修ですとか修繕だとか、こういったものがここに入っていますかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○委員長（荒 貴賀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 工事請負費の中につつじコースのトイレについて、工事が入っているかどうかということですが、今回の 5,032 万 9,000 円の中にはつつじコースのトイレの改修は入ってございません。

○委員長（荒 貴賀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） あそこのトイレ、皆さん方が利用したことがあるかどうか分かりませんが、ひじょうに暗い、そしてまた汚いという、老朽化もしているのですけれども、ご案内のとおり、あそこはパークゴルフ発祥のコースということで、全国、全道からパークゴルフの愛好者にとっては聖地というふうに言われていまして、非常に町内はもちろんですけれども、町外から来る方が多く利用される場所です。ご案内のとおり、観光施設ですとか、公園あるいは道の駅、こういったところ、今トイレの清潔さ、きれいさが、その施設の評価の一つに、大きな柱になっている時代であります。これ、本来であれば、このところで修繕、改修をすべきだと思うのですけれども、財政のこと

もこれありとかとも思いますので、私は以前から思っていたのですけれども、ふるさと納税がありまして、その中にパークゴルフの振興についてという項目があって、それに使ってほしいということで、多くの皆さん方から、これ資料見ますと、平成20年から令和1年までですけれども、4,000万円以上の寄附がパークゴルフの振興に使ってほしいという思いで寄附されている方が、金額がこのぐらいの金額になっているわけでありまして、この資料、データを見ますと、その間10年以上ですよね。平成20年から令和元年度まで、1年ですけれども、120万円、130万円弱ぐらいしか使われていないのです、パークゴルフ振興に関してですね。これは私は多くの人たちの思いということを見ると、もっと振興に使うべきだと思う、ちょっとずれますからそこまでだと思いますけれども。いずれにいたしましても、これ急がれますので、補正予算、新年度入ってから現場を見て、明るくするのは今の時代ですから、電気をつけて、常時ではなくてもセンサーか何かで入ったら明るくできるわけですからね。それと、できれば私は今の時代ですから水洗、これ合併浄化槽を使えばそんな大きな金額でなくてできるのだらうと思いますので、明るくするのと、あとは水洗化に向けて検討、早期にすべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○委員長（荒 貴賀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 私のほうからはトイレの改修の関係で、今の現状と改修の関係をちょっと説明したいと思います。

つつじコースのトイレは平成4年に供用開始されてございます。ログハウスのような形で造られていて、全体が壁は丸太で造られて、床も木造になっています。そういう状況の中で、明かり取りは、トイレの上のほうが開口部がちょっとあって、それで明かりを取っているような状況なのですけれども、蛍光灯がついていまして、やはり今ご指摘ありまじょうに、ちょっと暗いものですから、夏場に関しては常時蛍光灯をつけているような状況でございます。夜は当然消えるような状況になっているのですけれども。そういうような状況の中で、今暗いというご指摘がありましたので、そういう部分については器具を変更したり、明かりを増設したりしながら対応することは、可能なのかなというふうに考えてございます。

また、どのようにしてきれいにしていくかという部分につきましては、ちょっと現地のほうを再度確認して、どのようにしたらいいのかということ、修繕等については再度考えていかなければならないというふうに考えてございます。

あと、水洗化につきましては、今現在も簡易水洗という形なのですけれども、ボタンを押したら水が流れるような状況にはなっているような状況でございます。

そして、トイレは女性のところには2つの便器がございまして、1つは洋式になっていまして、1つは和式のトイレです。あと男性のほうは大は和式で、あと小便器が1つついているような状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 全体的にログハウス調の建物で、それを建て直せとは私は言いませんけれども、やはりまず明るくすること、そして清潔にすること。そして、水洗は簡易水洗なのだろうと思うのですよね。でも、水の流れも悪いですし、もう本当に何ていうのでしょうか、言葉適当ではないかもしれませんが、あの場所にあるトイレとしては、やっぱりお粗末極まりないとか、適当でないかもしれませんが、私はそんな感じがするのです。やっぱりパークゴルフ発祥の地の幕別へ来てプレーをしよう、することが夢なのだという人が来るわけですから、そこはやっぱりそれにふさわしいトイレには私はすべきだと思う。お金がないわけではない、あるのですから、あとはやる気の問題ですから、やっぱりそういう人たちの気持ちを裏切らないようにしていくのが、私は行政の役割だというふうに思いますので、そこは強く申し上げて、新年度早い機会に改善されることを期待したいと思います。期待していてよろしいでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 公園の整備につきましては、これまでの長寿命化対策ということで、老朽化

が激しくて危険が生じている、もしくは危険になりそうな場所を中心として、ずっとこれまで点検をしながら整備をしております。結果として、あのトイレについては、危険に関してはなかったのですけれども、ご指摘のような使用環境が若干ちょっと悪いといいますか、そういう状況にあるのは事実でございますので、新年度、現場の方を十分確認しながら対策の方を検討してまいりたいと、そういうふうに思います。

○委員長（荒 貴賀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 長寿命化ね、それは一般論ですから、それはそれでいいのですけれども、ただ、あそこに限って言えば、そういうようなことでありますので、期待をしたいとしますので、期待を裏切らないようによろしく。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 答弁は。

○委員（千葉幹雄） 要らない。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに、質疑がある方いらっしゃいますか。

（関連の声あり）

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 先ほどの公園整備事業に関連して、1つ質問したいと思います。

札内の南小学校と北小学校の区域には、それぞれ水遊びができる公園がありますが、白人小学校の学区内にはないので、設置してほしいという声もあるのですが、それについては検討されていることはありますか。

○委員長（荒 貴賀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 水遊びのできる公園ということで、南小学校のそばにはいなほ公園の部分、それから北小学校の部分には、北公園に水遊びができる公園があるということでございます。町内にはその2か所で実際に幕別地区は水遊びができる。忠類に関しては、ナウマン公園も水遊びができる部分があるのですけれども、確かに今言われたように、白人小学校の周辺には水遊びができる公園はございません。しかしながら、この部分で水遊びができる公園ということは今までは検討してございません。また、配置上、今後必要という形では考えてございませんので、今のところ造成するような形では考えてございません。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） この今年度末で札内東プールが廃止になることになって、地域の子どもたちが夏場気軽に水に触れ合う場所が全くなくなるということになります。そういうこともありまして、保護者からのそういった声があったのですけれども、子どもたちの声もぜひ聞いていただいて、検討していただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長（荒 貴賀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 子どもたちの声は確かにそういうような要望があって、かなえてあげたいという部分はあるのですけれども、いなほ公園は地区公園になっていまして、あそこの札内南地区だけのための公園ではなくて、札内全体の方に来ていただくような規模の公園で造成されております。そういうこともございまして、白人小学校のそばには水遊びのできる公園はないのですけれども、そういう札内全体としての公園の配置計画としてはそういうような形で整備されていますし、今後も今の公園を維持していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 南小学校区はいなほ公園ともう一つ若草南公園ですかね、ボタンを押せば噴水が出るという公園がありまして、あそこも子どもたち喜んで遊んでいる風景が見られます。いなほ公園は確かに全域、広いところから皆さん来られているのですけれども、やっぱり子どもの足では白人小学校区からは行きづらいということもあります。ぜひ要望も調査していただいて、検討していただ

きたいなと思うのですけれども、全くそういった余地はないということでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 今、土木課長が答弁したのですけれども、公園にはちょっと規模によって配置の考え方というのがありまして、若草南公園というのは、ちょっと団地内にあるよりもちょっと比較的規模が大きい、そしていなほ公園はさらにそれよりも規模が大きいということで、その規模に合わせて施設の整備をしているという、そういう状況になっています。当然、規模が大きければ、多少遠くからでも足を運ばれて利用される方が多くなると。それに合わせて、結果的に施設の整備もしていくという考え方で整備をしてきました。

町内には90か所以上の公園が既にありまして、公園の数ですとかというようなことに関しては、もう既に充足している状況に今あるのかなというふうに考えています。あと、その規模に応じた公園の数、これについてもそれぞれの場所にそれぞれの必要な数についても、一定程度整備されているのかなというふうに考えておりますので、現時点で新たなそういった大がかりな施設の整備というようなことについては、考えていない状況にあります。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 大がかりな公園を新たに造ってほしいということではなくて、例えば中央公園に、若草南公園のような夏場にボタンを押せば噴水が出るとか、そういったちょっとどの程度を大規模というのか分からないのですけれども、できる形で検討するということはできないのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほどの千葉委員の答弁でお答えをしたのですが、町としましては、公園整備については一定程度整備が終わったのだろうと。課題としては施設の老朽化が進んでいるので、それに対処するような施策を進めなければならないと。長寿命化対策を進めているということになっておりまして、今検討を進めている明野ヶ丘公園についても、そうなのですけれども、老朽化に伴って公園としての本来の姿ですとかがどうなのだというような議論もあって、そうしたことを中心に進めているという状況になっております。

ですので、学校単位であればいいのではないのかというお考えだというふうには思うのですけれども、町としましては一定程度の考え方に基づいて整備を進めてこれまできておりますので、課題としてはその中で老朽化していつている施設の改修、これは町としての課題と考えておりますので、そうしたことに取り組んでいきたいと、現状では考えているというところであります。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 195ページの3目公営住宅建設事業の21節の14、工事請負の1、2、3、4に関わってお尋ねいたします。いよいよあかしや団地、長年の計画でありましたけれども、建設工事にかかれるということで、たしか令和7年までの計画であったと思います。その建設に当たって、大きな団地でありますから、繰り返し現在入居されている方たちに対する説明会が行われてきたと思います。それで、その説明会の中で、入居者の様々な要望も含めて掌握されているのだろうと思いますが、この新しい住宅にどれだけ今まで住んでいる方たちが移って住まれるのかなというところで、入居希望状況ですね。それと、かなり高齢化しています。お一人暮らしの方もかなりいらっしゃいます。その人数ですね、それを教えていただきたい。

さらに、これまで4階建て6棟だったものが2階建てに変わっていくということで、建設の配置が変わってくると思います。そうしますと、当然、駐車場の駐車スペースなども変わってくるのではないかと思います。これまで1軒に1台という概念でやっておられますが、この新団地建設に当たっても同じ状況を確保できるのでしょうか。

それと4点目ですが、新しくなることによって、家賃の変更というのが生じてくると思います。現状から引き上がっていくだろうと思うのですが、家賃の状況について伺います。

これは最後ですが、建て替えではありませんが、家賃については公営住宅に関わりましては、収入

に応じて支払いが決まる減免制度がございます。その周知、今どのぐらいの方が利用されていて、周知はどのようにされているか伺います。

○委員長（荒 貴賀） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） あかしや南団地の建て替えについてお答えいたしたいと思います。

今現在 82 世帯の方が住まわれております。一昨年に第 1 回の説明会をさせていただいたときには、おおむね 85%の方があかしや南団地に戻ってこられたいという意向でしたが、昨年、説明会のときに新たに意向調査を重ねて行いました。現在は 64%の方、82 世帯中 52 世帯の方が戻られたいということで、29 世帯の方がいわゆる引っ越しが複数回になるのがちょっと大変だということで、そのままほかの公営住宅に移り住みたいというような状況でございます。それで、一人暮らしの世帯の方なのですけれども、今現在 28 世帯の方が対象になって一人暮らしの世帯ということになっております。

次に、配置の関係でございますが、当然ながら今現在 4 階建てで 6 棟建てておりますので、今計画では 2 階建ての 10 棟建てるということになりますので、当然ながら 1 棟当たりの敷地面積はちょっと狭くなります。しかしながら、複数台持たれている方というのもございますし、来客用も確保しなければいけないということで、1 棟 8 世帯に対して 12 台の駐車場の確保を今予定しているところでございます。

次に、家賃の関係ですが、家賃につきましては、来年度、今年入居される方対象、5、6 号棟の方なのですけれども、既存の公営住宅の家賃だとかをシミュレーションしまして、空き住戸と家賃の関係を入居者対象の方々に紹介かけて、家賃も含めた中でどの住宅がいいですかということで内覧していただいて、ご要望にお応えさせていただいているということで、今 1 号棟から 6 号棟まで全体で意向調査行った中では、ほぼ皆さんの意向どおりの住宅が確保できるというめどが立っております。82 世帯中 4 世帯の方が、恐らくちょっと第 1 希望、抽選になって第 2 希望の住宅にというような関係でございますが、さらに今後、空きも出るかもしれませんし、そのときそのときでまた再度意向調査をしていきたいというふうに考えております。

それから家賃は、新家賃は現在予定しているところでは、試算では 2 万 4,500 円、一番ベータ 1 の一番低い家賃で 2 万 4,500 円ぐらいということで、収入階層によって当然違いますけれども、場合によっては倍ぐらいになる家賃になるということで、家賃に関しては 6 年間をかけて傾斜家賃で上げていくというふうな段階になっておりますので、その辺のこともちょっと説明した上で、新たな入居の意向を取っているところでございます。

それから、減免の関係ですけれども、今現在、公営住宅で 791 世帯ございますが、入居されていまして、263 世帯の方で減免を申請していただいているところでございます。

減免の措置についてですが、まず収入申告、毎年させていただいておりますが、その際には減免制度についての文書も当然ながら配布させていただいております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 現在、入居されている 82 世帯の方たちが、ほぼ希望どおりに次の住宅に転居できるということであろうというふうに理解したいと思います。ただ、一人暮らし 28 世帯、65 歳以上の高齢者の方も多と思うのですけれども、今度は 1 階と 2 階の住宅、つまり 8 世帯の 10 棟でありますから 80 ですが、そのうちの半分は 2 階建て、半分の 40、高齢の方たちがその 1 階のほうに入居を希望されるのだと思うのですけれども、わずかではありますが、第 1 希望には入れなくて第 2 希望にということもあるということですが、そういった高齢者に対する配慮といいますか、ここだけに限定したやり方ではないと思うのですけれども、だんだん年齢重なっていきますから、階段が厳しいというのはずっとこれまでの要望の中にあつたことで、そこは解消されるかどうか伺います。

それと、駐車場のことは分かりました。駐車場の管理につきましては、道営住宅などは住宅そのものもそうですけれども、道の手を離れて、道というか町がしていたのですけれども、委託を受けて。管理会社になることによって使用の在り方が随分変わってくると、有料化になるというふうなこ

ともありまして、そういった変わっていかないよねという要望というか不安もあります。大丈夫でしょうか。

それと、同じく減免の周知、これも町営住宅ではそのように申告を頂いてきちっと周知、つまり減免の文書を一緒に入れられるのだと思うのですけれども、そういう対処をされているのか伺います。

○委員長（荒 貴賀） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） まず、入居の階数、高齢者の方1階でということのお話ですが、今現段階では、どこの団地にということでご要望を頂いて、その後、具体的に階数だとかをお聞きしながら、場合によっては抽選になる場合もあるかもしれませんが、優先順位といたしましては、当然障がい者の方だとか体の不自由な方というのは、優先的に1階に入られると。その後、状況を見ながら高齢者を優先すべきなのか、若い世帯の方が自然と2階に行くのかというのは、ちょっと状況見ながら判断させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、駐車場の管理についてですが、駐車場については、今現段階、2台目駐車場を認めている団地、泉町団地ですとか春日東団地と同様に1台目は無料、2台目から料金を徴収したいなというふうに考えております。

あと、減免申請の関係でございますが、収入申告の際と納付書発付の際に、それぞれ再度減免申請ございませんかというような周知の方法を取らせていただいているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。高齢者の方たち、特に障がい者や体の不自由な方が優先されるというのは当然のことと思います。

そこで、28世帯が一人暮らしということでありまして、新しい団地の間取りということで、これまで町の入居基準というのは、一人暮らしをあるいは家族が多い世帯と変わってきていますよね。それで、こういったその一人暮らしの方たちも当然希望されるのですが、新しい住宅の配置といたしますか、2DKなんか2LDKなのか3DKなのかということで区分されると思うのですけれども、それは一人暮らしにふさわしい住宅、それから大勢の家族の人たちに適用される住宅というふうに分かれるのだと思うのですけれども、それぞれどのぐらいの数が用意されるのか伺います。

それと駐車場のことなのですが、1棟で12台用意ということでありまして、当然、来客用も含めて1軒に1台用意されるということになってきますね。これまでもそうなのですが、大体住宅を借りるときには、住宅を借りるのと合わせて駐車場も一緒に借りるという形で1世帯1件ということがずっとありました。2台目は有料になるというのはこれまでの取り決めでもありましたから、1世帯に1台確保されるということは間違いありませんね。

○委員長（荒 貴賀） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） まず、団地の間取りといたしますか面積の関係でご説明させていただきたいと思いますが、今1棟当たりで8戸、そのうち4戸を2LDK、2戸を3LDKということでありまして、面積につきましては2LDKが66.88平米、3LDKが79.06平米と、2LDKに関しましては、おおむね今現在桂町西ですとか春日と同様の面積になっているのかなというふうに考えているところでございます。

それから、駐車場の関係でございますが、駐車場につきましては当然1世帯に1台は配置できるということと、今現在、入居されている方でお車を持たれていないという方が18世帯ほどいらっしゃいますので、当然空いているところは2台目ということでは使えますので、そういうことを考えても1世帯2台は大丈夫なのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに。

谷口委員。

○谷口委員（谷口和弥） 189 ページからの都市環境管理費に関わって、公園の整備のことに関わって1点質問させていただきたいと思います。

スマイルパーク、いろんな施設が、町の施設があったりするわけですが、その国道縁の部分、ですから南側の部分の、今後の活用の仕方についてはどのような計画あるのか、まずお聞きした上で質問を続けていきたいと思えます。まずは計画があればお聞かせください。

○委員長（荒 貴賀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） スマイルパークの南側の部分、国道縁の芝の部分ということだと思いますけれども、今現在と同じように自由に使っていただく。また今、子どもたちが民間のクラブ活動としてサッカーで使ったりもしていますけれども、自由に使っていただくような形で考えてございます。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 先日、明野ヶ丘公園で赤い紙袋ランタンを照らす行事、これは町のほうも主催者の一つに加わっていたと記憶しているのですが、なかなかすばらしい取組で、明野ヶ丘公園がこんな活用の仕方もあるのだとか、実際足を運んで見て、公園の持っている様々な条件から、これはいろいろな工夫の余地があるぞと、いい公園になりそうな予感をさせるぞと、そんなような感じを受けて帰ってまいりました。スマイルパークなのですから、使い道としては、今答弁のあった、誰もが自由に使えるスペース、芝生をきれいに維持して、スポーツや散歩やそういったことに使えるスペースにしておこうという考えについては理解できますし、それもいい方法だということでした承したいというふうに思うのです。

それで、2つの点でちょっと指摘をさせていただきたいと思うのです。

1つは民間の有志の方々が、ナウマン象の像を置いてくださいました。近くに行けば、これがどういうものかということの説明があって分かるのですけれども、国道を通ってみると、それが茶色い大きな象らしき置物があるぞということで通り過ぎてしまわないかなと。幕別町民や、ここがナウマン象化石が発掘された町だということを知っている方にしたら、ナウマン象かなと思うかもしれないのだけれども、ちょっともったいないなという思いでいるのです。ここがナウマン象の化石が発掘された大変重要な町であるということのアピールができるような、そんなことがあってもいいのではないのかな、そんな工夫してみたいなということが一つと。

もう一つは、その中を流れる川なのですから、千住川でしたか、千住川。これは道のことにしても関わってくるのですけれども、非常に水の流れが悪いのです。その理由は段差がないという、落差がないということもあるのですけれどもね、水草がいっぱい茂ってしまって、水の流れが非常に遅いのですよ。そのことによって、水草も随分大きくなっているものですからね、いろんなごみが引っかかっている、油が浮いている。もう真っ黒といってもいいような状況になっていて。すごくもったいないのですよね。その中をもう1メートルまでは行かないかもしれないけれども、それに近いような鯉が何匹も泳いでみたり、まだ比較的きれいなどころには、カモのつがいが来たりしているわけなのです。使い方によってはすごくいいものになると思うものだから、その辺の整備について、ちゃんとしてもらうことは重要なと思っています。その辺は、この2点、私が今気がつくことなのですから、いかがでしょう。

○委員長（荒 貴賀） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） まず1点目のナウマン象の化石発掘の町として、今スマイルパークのところに去年設置した像があるのですけれども、その周知が足りないのではないのかということだと思います。

発掘自体は忠類のほうで発掘されているものですから、看板とかで、その部分を案内するというのは方法としてはあるのかもしれないのですけれども、今、スマイルパークのところにそういった看板を設置するというということよりも、例えばホームページで、幕別町というのはナウマン象の化石発掘の町だということを知りやすいような形で考えていったほうがいいのではないかと考えております。

また、千住川につきましては、委員がおっしゃいますようにあそこは北海道の管理河川でございます。スマイルパーク造成のときに、管理者外の工事として申請させていただいて、町のほうで造成と

いか整備してございます。管理につきましても芝刈りのときに、のり面の部分、一番下までは刈れませんが、ある程度までは刈っているような状況でございます。

今言われているのは、河床の部分のところに草がたまって水の流れが悪いのではないのかという部分があるのかと思うのですが、そこにつきましても、質問にもありましたように、勾配が足りない部分があって、もともと水の流れが悪い部分がございます。清掃という部分につきましても、どのような形でできるのかという部分あるのですが、北海道と相談しながら、できるだけ環境のいいような形にしていきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（荒 貴賀） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ナウマン象の件です。周知をしろと言っているのではなくて、通った人がこれはこういうことでここにあるのだなということが分かるようにしてほしいということでしたのです。ですから、そんなに難しいことではないのだと思うのです。通った人から、何か書いてあるぞと。あ、ナウマン象ここで発掘されたのだ、それを何か記念する形で置いてあるのだということが分かればいいのかと思うんだよね。何かそんなネットを使って云々とか、それもありかもしれないけれども、そういうことではなくて、そういう工夫があったほうが寄贈してくださった方の意向にも、それから町にとっても、もちろん通行者にとってもいいのではないかなということでしたのであって、そのことについては難しいことではないと思うものだから、何か工夫をしてみてください。

もう一つ、川のほうです。道の管理であるからということはありませんけれども、本当に見事な汚れの状況があるものですから、流れづらいつながりがいろいろあったにしろ、水草を取ることとかは道に要請して行ってほしいなというふうに思うのです。落差がないということの中では、もう暁町の住宅地のところからもうこの流れの止まっているのはありまして、非常に環境がよくないのです。もう見える頃かなと思うのです、雪が解けて。現地の確認と、そしてしかるべき対応を道にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） ナウマン象のほうの件なのですが、通常公園ですとか、その中にあります建物ですとか、そうしたものを案内するような標識というのは、要所要所の道路ですとか交差点箇所に設置するようなことをこれまでもしておりますけれども、昨年ご寄附を頂いたあのナウマン象につきましても、公園施設としては一つの修景的な施設というふうな位置付けでありまして、それだけを取り上げて今おっしゃったような案内をするですとかというふうなところまでは、ちょっと今現在のところ思いとしては至っていないという状況になってございます。

結果として、あの場所に設置するのいろいろな思案はしたのですが、なるべく人の目に触れる場所がいいということで、あの場所を選定させていただきましたので、いま一度ちょっとそうした状況を見守っていききたいなというふうには考えています。

あと、千住川につきましても、おっしゃいましたように、かなり水の流れがよどんでいるという状況がやはり一番大きな原因になっているのかなというふうには思います。あと、定期的な清掃ですね、そうしたところにも取組をやってきたかということをおっしゃると、なかなかそういった部分がなかったものですから、これ北海道のほうに、まずそうしたお話をさせていただいて、協議をさせていただいて、どういったやり方がいいのかというようなことを検討していきたいというふうには考えています。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 8款土木費につきましても、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 9款消防費についてご説明申し上げます。

196 ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消耗費5億4,855万8,000円であります。

本目は、1市18町村で構成するとかち広域消防事務組合の分担金であり、本年は忠類支所に配備する高規格救急自動車1台の更新に係る経費が含まれております。

2目非常備消防費4,253万3,000円であります。

本目は幕別町消防団に関わる経費であり、説明欄の上段、消防団活動推進事業3,745万5,000円は、主なものとして消防団員155人の報酬と災害及び訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、17節備品購入費は、平成29年度から2か年で整備した消防団員の防火衣に係る備荒資金償還金であります。

説明欄の下段、非常備消防施設維持管理事業507万8,000円は、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

3目消防施設費1,356万8,000円であります。本目は消防施設、消防車両の整備管理に要する経費であり、説明欄の上段、消防施設整備事業は、主なものとして14節工事請負費は札内支所高圧受電設備の更新であります。

次のページになります。

18節負担金補助及び交付金は、消火栓取替工事に伴う負担金であります。

4目水防費47万3,000円であります。

本目は水防対策に要する経費であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑を受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 9款消防費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了とさせていただきます。

審査の途中ですが、この際11時25分まで休憩いたします。

11：15 休憩

11：25 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山端広和） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

200 ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算額229万6,000円、本目は教育委員の活動に要する費用であり、教育委員4人の報酬、旅費及び交際費などが主なものであります。

2目事務局費、予算額5,390万円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、会計年度任用職員の報酬、各種負担金、交付金等に要する費用で、説明欄の教育総務事務事業1,024万2,000円につきましては、18節負担金補助及び交付金が主なもので、次の201ページになりますが、細節7は教職員の研修事業のほか、児童生徒の英語暗唱大会や作品展の開催などに要する費用を交付するものであります。

次に、説明欄の中段、会計年度任用職員給料等支払事務事業2,236万9,000円は、教育委員会事務局の事務補助員1人、学校教育推進員3人、子どもカウンセラー4人の報酬や職員手当などが主なものであります。

202 ページになります。

説明欄の上段、学校運営協議会運営事業 167 万 3,000 円は、55 人の委員の報酬や旅費のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は各中学校エリアで行う乗り入れ授業等の教育活動に要する費用が主なものであります。

説明欄の下段、魅力ある高校づくり支援事業 1,035 万 6,000 円は、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金として、幕別清陵高等学校及び中札内高等養護学校幕別分校における特色ある教育活動に対する補助金であります。

幕別清陵高等学校については、本年度で 3 学年がそろふことから、これまでの支援に加え、東京大学教授による出前授業や学生との交流事業のほか、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブとの連携強化を図り、授業をはじめ幅広いスポーツ文化活動が展開できるよう、生徒のクラブ加入に係る年会費の一部助成など支援を拡充いたします。

説明欄の上段、修学支援資金交付事業 302 万円は、高等学校に在学する生徒のいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付するものであります。

次の、教育委員会事務局維持管理事業 570 万 8,000 円は、教育委員会事務局の管理運営に要する費用であり、次の 204 ページになりますが、17 節備品購入費は公用車を新たに 1 台購入するものであります。

3 目教育財産費、予算額 7,630 万 7,000 円、本目は小中学校の校舎、教職員住宅等の維持管理に要する費用であります。

205 ページをお開きください。

説明欄の下段、学校教育施設整備事業 4,651 万 9,000 円、12 節委託料、細節 5 長寿命化改修事業実施設計委託料は、令和 4 年度及び 5 年度に予定している札内南小学校校舎と屋内運動場の長寿命化改修工事に係る実施設計で、206 ページになりますが、14 節工事請負費、細節 1 は札内南小学校の高圧受電設備の老朽化に伴う更新工事、教職員住宅リフォーム工事などの整備を行うものであります。

4 目スクールバス管理費、予算額 1 億 584 万 5,000 円、本目はスクールバス運行に要する費用であります。

12 節委託料、細節 5 はこれまでのスクールバス 12 路線に加え、駒島線について令和 3 年度に入学する児童の世帯を含めると送迎時間が 1 時間を超過する見込みでありますことから、乗車時間を縮減し、児童生徒の身体的な負担軽減を図るため、既存のスクールバスに加え、大型ワゴン車を運行するための路線の追加に係る費用を加え計上しております。

細節 6 は魅力ある高校づくり支援事業に係るスクールバスの行事運行委託料で、中札内高等養護学校幕別分校が行う職業体験等に対してスクールバスを運行するための委託料であります。

5 目国際化教育推進事業費、予算額 1,750 万円、本目は国際交流員により小中学校等における英語指導に要する費用であり、小学校における外国語指導及び中学校において英語教諭とティーム・ティーチングによる英語指導や、幼稚園等にも訪問し、指導を行う国際交流員 2 人の人件費等が主なものであります。

207 ページをお開きください。

6 目学校給食センター管理費、予算額 3 億 20 万 5,000 円、本目は幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの給食提供と管理運営に要する費用であります。

説明欄の学校給食センター給食提供事業 2 億 5,098 万 7,000 円は、本年度、児童生徒、教職員を合わせて、幕別は 1 日約 2,590 食、忠類は 1 日約 210 食を見込み、給食の提供に要する費用であります。

208 ページになります。

1 節報酬、細節 2 の給食補助調理員報酬は、幕別 11 人、忠類 5 人に要する費用、2 節給料は幕別学校給食センターの調理員 6 人及び業務員 1 人に要する費用であります。

209 ページをお開きください。

10 節需用費、細節 4 の消耗品費は、箸 3,000 膳とご飯茶碗、汁椀 250 枚を更新するもの、細節 60

は給食食材の購入に要する費用、細節 61 は学校給食費の改定に伴い保護者負担増を軽減するため、1 食当たり 22 円を支援することで、保護者負担を幕別学校給食センターの小学生で 7 円増の 241 円、中学生で 7 円増の 291 円に、忠類学校給食センターの小学生で 4 円増の 241 円、中学生で 7 円増の 291 円に改定するものであります。

なお、町支援分の児童生徒分では 1 食 22 円、年間約 43 万 3,000 食分の給食材料費を見込んでおります。

12 節委託料、細節 5 は幕別 4 路線、忠類 1 路線分の配送に要する費用、細節 7 は現在焼却処分しております給食の残食を家畜用の餌として処分する費用であります。

210 ページになります。

説明欄の中段、学校給食センター維持管理事業 4,921 万 8,000 円は、学校給食センターの運営と管理に要する経費であります。

212 ページをお開きください。

14 節工事請負費、細節 1 は老朽化した排水処理施設の曝気槽や制御盤を改修するものであります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、予算額 2 億 4,513 万 4,000 円、本目は小学校 9 校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は前年度より 3 人減の 1,379 人、教職員数は 152 人の見込みであります。

説明欄の小学校維持管理事業 2 億 4,000 万 5,000 円は、町で任用する 7 校 7 人の学校事務補助員及び 7 校 37 人の特別支援教育支援員と小学校における外国語活動と外国語授業全ての授業にサポートを拡充するための臨時英語指導助手 1 人に要する報酬や職員手当等の人件費のほか、213 ページになりますが、11 節役務費、細節 4 は GIGA スクール構想に対応したインターネット通信やプロバイダー利用などに要する費用を新たに計上しているほか、214 ページになります、12 節委託料は小学校の管理清掃や警備などに要する費用、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

21 節補償補填及び賠償金は、著作権法改正に伴い、学校においてインターネットを経由した著作物を授業で利用する場合に補償金を支払うこととなるため、新たに計上しているものであります。

215 ページをお開きください。

2 目教育振興費、予算額 6,076 万 1,000 円、本目は小学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

説明欄の小学校教育活動推進事業 3,741 万 2,000 円については、17 節備品購入費、細節 2、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入した、パソコン教室用のパソコン及び教職員用パソコンなどの償還金が主なものであります。

216 ページになります。

説明欄の保護者費用負担軽減事業 2,334 万 9,000 円については、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などに係る費用が主なものであります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 5,193 万 7,000 円、本目は中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は前年度より 25 人減の 697 人、教職員数は 88 人の見込みであります。

説明欄の中学校維持管理事業 1 億 4,868 万 9,000 円は、次の 217 ページになりますが、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援員に要する報酬や職員手当等の人件費のほか、218 ページになりますが、11 節役務費、細節 4 は GIGA スクール構想に対応したインターネット通信やプロバイダー利用などに要する費用を新たに計上しております。

12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要する費用であります。

18 節負担金補助及び交付金は、219 ページになりますが、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

21 節補償補填及び賠償金は、著作権法改正に伴い、学校においてインターネットを経由した著作物を授業で利用する場合に補償金を支払うこととなるため、新たに計上しているものであります。

2 目教育振興費、予算額 6,929 万 7,000 円、本目は中学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する

費用であります。

説明欄の上段、中学校教育活動推進事業 4,020 万 4,000 円ではありますが、7 節報償費、細節 1 の講師謝礼は、町友であります平田オリザ氏を講師として招き、授業の中で演劇手法を用いたワークショップを実施するために要する費用、細節 3 は部活動などで優秀な成績を収め、全道・全国大会に出場する際の費用を補助するものであり、220 ページになりますが、17 節備品購入費、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコン教室用のパソコン及び教職員用パソコンなどの償還金であります。

説明欄の下段、保護者費用負担軽減事業 2,909 万 3,000 円ではありますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

19 節扶助費は、221 ページになりますが、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などに係る費用が主なものであります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、予算額 2,096 万 8,000 円、本目はわかば幼稚園の管理に要する費用であり、本年度の児童数は 3 歳児 5 人、4 歳児 4 人、5 歳児 9 人の合計 18 人となる見込みであります。

説明欄の幼稚園維持管理事業 2,089 万 2,000 円は、園長や事務補助員、幼稚園教諭や代替教諭、特別教育支援員の報酬や職員手当など、人件費が主なものであります。

223 ページをお開きください。

2 目教育振興費、予算額 11 万 2,000 円、本目はわかば幼稚園の教育振興に要する費用であります。

224 ページになります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、予算額 1,597 万円、本目は成人式や文化賞、スポーツ賞等表彰式のほか、小学生国内交流事業、中学生・高校生海外研修事業などに要する費用であります。

説明欄の上段、社会教育総務事務事業 656 万 6,000 円は、会計年度任用職員 1 人分の報酬や職員手当などの人件費のほか、各種団体等に対する補助金などが主なものであります。

225 ページをお開きください。

説明欄の下段、小学生国内交流事業 253 万 6,000 円は、昨年度コロナ禍の影響により受入れを中止したことから、本年度、神奈川県開成町、高知県中土佐町からの受入れに加え、本町からは中土佐町に小学 6 年生 15 人を派遣するための費用を計上しております。なお、埼玉県上尾市との交流事業については、本年度も中止となります。

次のページになります。

説明欄の中段、中学生・高校生海外研修事業 593 万 2,000 円は、海外研修引率者 3 人分の旅費のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は中学生 2 年生 16 人、幕別清陵高校 1 年生 3 人の海外研修参加補助が主なものであります。

2 目公民館費、予算額 1,224 万 5,000 円、本目は糠内・駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営経費のほか、しらかば大学運営に要する費用であります。

229 ページをお開きください。

3 目町民会館費、予算額 2,950 万 7,000 円、本目は町民会館の管理運営に要する費用であり、12 節委託料が施設管理に係る費用が主なものであります。

230 ページになります。

4 目郷土館費、予算額 941 万 5,000 円、本目はふるさと館、蝦夷文化考古館の管理運営などに要する費用であります。

231 ページをお開きください。

説明欄の上段、ふるさと館・郷土館維持管理事業 833 万 8,000 円は、1 節報酬、3 節職員手当など会計年度任用職員 2 人分の人件費が主なものであります。

232 ページになります。

5目ナウマン象記念館管理費、予算額1,413万2,000円、本目はナウマン象記念館の管理運営に要する費用であります。なお、本年度から新たに学芸員を配置し、足跡化石の発掘調査を引き続き実施するとともに、併せてアイヌ政策の推進に取り組んでまいります。

説明欄のナウマン象足跡化石発掘プロジェクト事業132万2,000円は、ナウマン象足跡化石発掘調査の鑑定等に伴う指導謝礼のほか、次のページになりますが、13節使用料及び賃借料は足跡化石発掘調査の重機借り上げに要する費用が主なものであります。

説明欄の中段、ナウマン象記念館発掘等体験講座事業34万5,000円は、幅広いジャンルの講座を開設するため、専門機関への委託に要する費用が主なものであります。

説明欄の下段、ナウマン象記念館維持管理事業1,246万5,000円は、事務補助員3人に要する報酬や職員手当などの人件費のほか、次の234ページになりますが、10節需用費と、次の235ページの12節委託料など施設の維持管理に要する費用が主なものであります。

6目集団研修施設費、予算額172万7,000円、本目は集団研修施設駒島の管理運営に要する費用であります。

236ページになります。

7目図書館管理費8,004万9,000万円、本目は本館、札内及び忠類分館の管理運営に要する費用であります。

説明欄の図書館を核とした地域づくり事業81万6,000円は、1節報酬として、図書館協議会委員10人分の報酬や、次の237ページになりますが、13節使用料及び賃借料は、AR技術を活用し図書館が関係課と連携しコンテンツを作成いたしました、郷土の史跡や地域の観光資源などについて情報発信するために必要なアプリケーション、マチアルキの使用に要する費用を計上しております。

説明欄の上段、図書館蔵書整備事業821万2,000円は、図書資料3,620冊、AV資料54タイトルの購入に要する費用であります。

説明欄の3つ目の事業、図書館維持管理事業7,079万2,000円ではありますが、1節報酬は事務補助員1人とブックモービル運転手1人分の報酬、2節給料は図書館司書8人分の給料などが主なものであります。

240ページをお開きください。

14節工事請負費、細節1、本館屋上防水改修工事は、老朽化した屋上防水シートを全面改修するものであります。

17節備品購入費は、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、令和2年度に更新した図書館3館及び中学校5校分のシステム償還金であり、18節負担金補助及び交付金、細節6は町民文芸誌「まくべつ」の発行に係る交付金であります。

8目百年記念ホール管理費、予算額1億154万4,000円、本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座等に要する費用であります。

説明欄の芸術・文化公演事業110万2,000円ではありますが、主なものとして、7節報償費で忠類地区の生涯学習講座及び特別講演会に要する費用であります。

241ページをお開きください。

説明欄の上段、百年記念ホール維持管理事業1,013万円ではありますが、主なものとして、14節工事請負費は、陶芸窯1基の更新に要する費用であります。

242ページになります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算額1,493万7,000円、本目はスポーツ推進委員12人の報酬や、大会参加奨励金のほか、各種スポーツ団体の活動支援に要する費用であります。

説明欄の保健体育総務事務事業408万4,000円は、主なものとして、7節報償費、細節3は少年団や部活動などで全道・全国へのスポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊費など、費用の2分の1を補助する参加奨励金であります。

243ページをお開きください。

説明欄の2つ目の事業、スポーツ推進事業 92 万 4,000 円になりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 はチャレンジデー実行委員会の補助金で、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、10 月最終水曜日の 27 日に開催を予定しております。その下の説明欄、アスリートと創るオリンピックの町創生事業 657 万 1,000 円につきましては、オリンピックふれあいイベントや、パラスポーツ実践事業に係る講師謝礼や、次のページになりますが、旅費などのほか、18 節負担金補助及び交付金は、このスポーツ合宿誘致及び今年行われます TOKYO2020 オリンピック・パラリンピック出場者を応援するための実行委員会に対する補助金が主なものであります。

2 目体育施設費、予算額 1 億 1,695 万 5,000 円、本目は農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターの指定管理料をはじめ、忠類体育館、運動公園陸上競技場及び野球場など、体育施設の管理運営に要する費用であります。

説明欄の屋外体育施設維持管理事業 3,110 万 8,000 円につきましては、運動公園陸上競技場や野球場など屋外体育施設の維持管理に要する経費で、次の 245 ページになりますが、12 節委託料が主なものであります。

246 ページになります。

説明欄の上段、屋内体育施設維持管理事業 1,348 万 8,000 円ですが、17 節備品購入費は農業者トレーニングセンタートレーニング室の機器更新に要する費用であります。

247 ページをお開きください。

説明欄の中段、町民プール維持管理事業 2,307 万円につきましては、町民プール 5 か所の管理運営に要する費用であります。なお、昭和 42 年建築の札内東町民プールにつきましては、老朽化が進み、安全面を含め今後の維持が難しいと考え、学校や保護者など関係者との協議等を行い、令和 2 年度をもって廃止することといたしました。

なお、当面札内北町民プールを代替プールとし、小学校の授業等利用について対応してまいります。

248 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は札内東町民プールの廃止に伴い、夏休み期間中における児童の移動手段確保のため、コミュニティバスを利用した場合の費用に対する助成であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ、240 ページ、5 項社会教育費、7 目図書館管理費、18 節負担金補助及び交付金、6 番の図書館事業委員活動費交付金 45 万円についてです。この予算は、幕別文芸を発行する交付金と聞いております。ただ、この文言から判断すると、研修委員の活動のためであって、印刷製本費は別途どこかの節に入っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 文芸誌の件についてでございます。現在、図書館事業委員活動費交付金として町民文芸の「まくべつ」の編集委員会のほうに、幕別の文芸誌に関わって交付金を交付させていただいているところがございますけれども、趣旨といたしましては、編集と発行ということで交付させていただいたところございまして、この中に印刷・製本等も含んだという形で交付金を交付させていただいているところがございます。

○委員長（荒 貴賀） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 今年、36 号から A4 版と大きくしまして、読みやすくなったと高い評価を得ております。これが今年出した、非常に見やすくてきれいな本だと私も自認しておりますが、残念ながらこの本を 300 冊作るとなると、費用が実費で 55 万 6,050 円かかります。そこで提案であります、この図書館事業委員活動費交付金という名称は使わないで、幕別文芸印刷製本代という名称で、不足分の 10 万円を足してもらって予算を 55 万円にしてもらい、また幕別文芸販売料金は委員の原稿を集め

たりする行動の移動といえますか、車の車両代とか、あと無料で公共施設や老健施設、そういうところに配布して高齢者や利用者に、町の文芸のこのよさを知ってもらわなければならないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 文芸誌の予算の持ち方についてというふうにお伺いしたところでございますけれども、委員おっしゃられたように、今年度これは編集委員の間であるのですけれども、A4版という大きなサイズにいたしまして、これ管内では初めてのサイズでございまして、ご購入いただいた方からは、非常に読みやすいということでご好評いただいているところでございます。

予算の組み方についてでございますけれども、本町、事業別予算を採用しているところでございまして、実際の文芸誌等発行している自治体で、事業別予算の中で一つの事業として持って、その中で様々な細目をもって支出している自治体もあるところでございますので、そういった取組をしている自治体の事例、こういったものを調査・研究させていただくとともに、あと、実際に動いて活動していただいている委員の皆さまのご要望、ご意見、そういったものも今後しっかりと聞かせていただきながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 2点、質問させていただきます。

1点目が202ページ、1項教育総務費の2目事務局費、18節負担金補助及び交付金、細節小中一貫教育推進交付金なのですけれども、学校運営協議会運営事業に関わって質問します。推進交付金で25万円という数字が出ているのですけれども、これは先ほど教育活動のための金額だというご説明でありました。これは、コミュニティ・スクールの活動資金というのは今回計上されていないのかどうか、あと、昨年の特でもコミュニティ・スクールコーディネーターとして、地域学校協働活動推進員の配置について伺ったのですが、今現在この配置について考えているかどうかをお聞きします。

2点目が、216ページ、2項小学校費、2目学校振興費の細節17備品購入費、これに当たるかどうか分からないのですけれども、教育用のICT機器に関わって質問させていただきます。

国のGIGAスクール構想によってタブレットが小中学生に貸与されることになりました。それで、使用に当たってはネット上のクラウドサービスを利用することから、個人アカウントを設定することになっています。そこで、保護者からアカウントに関してやその他タブレットに関する相談を受けたかどうか。受けたのであれば内容と件数をお聞きしたいと思います。また、アカウントの発行に同意しなかった例があったかどうかお聞きします。

それと、Wi-Fi環境が整っていない家庭において、そのルーターを貸与するということをやっていると、通信費に関しては、来年度以降もし自学が始まったときに、どのような扱いになるのかお聞きします。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず1点目になります。

小中一貫教育に伴います補助金及び交付金の25万円でございます。こちらにつきましては、小中一貫教育を行うに当たりまして、小中間の例えば乗り入れ授業ですとかそういったところに、先生方の旅費が発生するものですから、そちらの費用弁償という形で予算のほうを組ませていただいているところでございます。

コミュニティ・スクールに伴う予算化につきましては、実際にまずそのコミュニティ・スクールでどういったことを行うかというところ、まだ各学園で考え中でございます。まだ予算化には至っておりませんので、そういったところはまだ予算計上はしていないという状況でございます。

それと、地域学校共同本部につきましてはコーディネーターの関係でございます。今年度札内東学

園と幕別学園におきまして、共同本部の設置のほう進めているところでございます。各学園につきましても、徐々にそういったところが進んでいっているところのお話は聞いているところでございまして、我々にも相談は来ているところでございます。そういった状況を踏まえながら、このコーディネーター、それを束ねる我々もそういった人材も必要かとは思っておりますので、そこは引き続き検討のほう進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目のICTの関係でございます。現在4月から一人ひとりがタブレットを使用するに当たりまして、個人のアカウント設定の同意を頂いているところでございます。確かに委員おっしゃるように、そういったところで、今は姓名と氏名と生年月日を同意書で同意を頂くということで同意書のほう送らせていただいているのですけれども、すみません、件数なのですがちょっとやはり件数はそういったところで不安を感じる保護者から、お電話を頂いているところは事実でございます。そこで、我々のほうもご説明をさせていただいて、あくまでも乗っ取りですとか、個人を特定するためのアカウントですというところでご説明をさせていただいて、決してタブレット上に個人の成績が載るものではないので、そういった説明をさせていただきながら事業のほう進めておりまして、同意書の未提出の方は現状のところ2件というふうに伺っています。

このアカウントに関しましては、同意を頂けないからみんなと同じ授業ができないということでは決してございませんので、そういったところもご説明のほうさせていただきながら事業を進めております。

それと、保護者からそういったお電話も頂くものですから、改めまして教育委員会といたしましては、今回タブレットを使用するに当たりまして、新たなパンフレットを作成して、各家庭に配布したいというふうに考えているところでございます。

Wi-Fi ルーターの貸与についてでございます。こちら、まだ実際にタブレットを使ってもらって、どういった現状で使うのかということというのは、これからの調査なり、実際に使ってからというところで考えています。まだ家庭で使うというところは、校内の利用も含めて子どもたちがどうやって使えるのかということ、まずはそこを検証してから家庭で使えるかというところを踏まえて、検証のほう進めていきたいと思っておりますので、そういった対応につきましても、そういった子どもたちの使用方法も含めまして考えていきたいというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） コミュニティ・スクールの活動経費に関しては、まだ予算が計上されていないということで分かりました。地域協働活動推進員、これ、地域コーディネーターのことなのですが、これを配置してほしいという意見は協議会のほうからも上がっていると思いますし、さきの議会報告会のときも、そういった配置したらいいのではないかという声が寄せられております。協議会で今いろんなことを熟議していると思っておりますけれども、昨年はコロナの影響で回数も3回くらいしかできなかったと聞いているのですけれども、1年はあつという間に過ぎてしまいます。それで、やはり3回というと、最初に任命して、そして年間のスケジュールみたいなのを立てて、3回目は報告という形で、実際本当に進んだ議論というのはなかなかできないのでありまして、やはりそういった中で話したことがボランティアの活動につながるような形にするためには、やはりそういった役割の人が必要だと思いますし、学校の教頭先生といっても、やっぱり激務というかそういう負担が増えることもありますから、これはぜひ早急に道筋をつけてほしいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

アカウントに関してなのですが、GIGA スクール構想は4年かけて行っていくものが、今回のコロナの影響で一気に進んだということもあります。確かにICT機器は今の時代必要不可欠なものになっておりますし、オンライン授業は多くのメリットもあります。ただ一方で、運用面での体制が整っていないといったことの懸念があります。また、個人情報の漏えいやセキュリティーの面でも課題も山積しているかと思っております。

先般のまた議会報告会なのですが、タブレットやスマホなどICT機器の使い過ぎは、子ども

の脳に悪い影響があるという因果関係を示す調査結果が出ているので、学校での運用についても考慮してほしいという意見も出されました。

アカウントについては、氏名や生年月日、個人情報を入力するということになっていて、先ほどこの同意に関して2件が同意されていないということでありました。同意されていなくても、普通にほかの方と一緒に授業をできるということでもありますから、なるべく同意、そういうことができるのであれば、もっと広く個人情報のことを心配している人も、そういったことができるような形になるほうがいいと思います。アカウントの発行方法については、どのように対処されているのでしょうか。また、児童や生徒の個人情報が流出しないように工夫されていることがあれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） コーディネーターにつきましては、早急に我々のほうでも検討のほう、進めさせてさせていただきたいと思っております。

あと、アカウントに関しましては、セキュリティはもちろん学校からインターネットに行くときに、そういったセキュリティをかけたり、そのクラウドに入る際にもセキュリティをかけてあげる、二重三重にももちろんセキュリティ対策のほう施しながら授業のほう行っていきたいというふうに思っているところでございます。

アカウントの発行につきましては、あくまでもそれをするによって、例えばなりすましを防止するですか、そういったところにつながっていきますので、お名前と生年月日のほう使わせていただきたいというところでお話をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 非常に使い過ぎに対する不安の声もあるというお話がありました。学校で導入して、全ての時間に対してタブレットを使うということはまずないのかなというふうに、これ考えています。当初段階からどのように進めるかというのは、これから考えていくことですが、これ、町の研究所のほうでもどういった形で実施していくかということも検証もしております。その中で、今言っていることも含めて有効的なありようの部分について今現在詰めているところであります。

それと1点、先ほど課長のほうからCSの関係のコーディネーターの部分、お話、回答しましたけれども、これ新年度に入って、私ども職員のほうもしっかり汗をかいて、現場の本当に動きの中で、必要性が本当にあるのかどうか、何が困っているかという課題をしっかりそこを受け止めた中で、コーディネートの必要性については、その中で、検討した中で考えてまいりたいと思っております。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 地域コーディネーターの件はぜひお願いしたいと思います。

ICT 環境を学校における本当に私自身も本当にクラウドだとか、よく分からない面が多くて、この体制は本当に未熟な段階だと思うのですね、今。例えば本人を特定するとかは、携帯電話だったら2段階認証とかいろいろあったり、顔認証とか指紋認証とかいろいろあると思うのですけれども、そういった細かいところは、私自身も分からないのですけれども、セキュリティに関しては専門的な知識が必要なのだというふうに思っています。

現実に、もう保護者の間で不安を抱かれている方がいるというふうにお聞きしておりますので、導入して前に進んでいく以上は、使っていくということが前提なので、本当に、よりそういった不安を払拭できるように、有効に利用していただけるように求めていきます。

○委員長（荒 貴賀） 答弁はよろしいですか。

（はいの声あり）

審査の途中ですが、この際13時まで休憩いたします。

12：09 休憩

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費の質疑をお受けします。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 関連で質問をさせていただきたいと思います。

今回の GIGA スクール構想に関わる一連のことでありますけれども、実は私も複数の方からいろいろご意見を頂戴いたしました。私もそのコンピューターというか、素人なものですから、聞いて教育委員会が考えている、やろうとしていることそのものは否定しませんし、高度な個人情報に関わることは、そこに、クラウドに保存しないということも聞きましたし、そこは説明すれば保護者に分かっていたのかと思うのですけれども、ただ、今回のこと、一連のことをずっと聞いたり見たりしていると、早い話が今まで GIGA スクール構想、文科省のほうで計画をしていて、複数年かかけてやろうと言っていた中、今般のそのコロナ禍で急いだということも事情としてあるのだらうと思うのですけれども、結果として、クラウドサービス利用に伴う同意書をまず何の前触れもなく配布をして、同意してくださいと。そこには、アカウントも含めて署名してくださいということで、知識のある父兄の方は、こんなことでいいのかと、大事なことだということに心配されたのだと思うのです。そこで、結果論ですけれども、これ事前にやはりある程度説明をして、そして理解をしてもらったうえで同意書を取るということが、私は適切でなかったかというふうに思うのです。そこで、余分な不安をあおってしまったというか、不安にさせてしまったということが大きな問題だというふうに思うのですね。

それで、今後のことなのですけれども、私はこの件の在り方について、例えば説明する先生によって中身が違う、あるいは学校によって違う、こういうことはやっぱり駄目なことだと思うのです。それで、委員会として共通のそういうマニュアル的なものをきちんと作って、どこの学校でも、どこの先生が説明しても統一した説明になるように、そういったガイドラインを私は作って、早急に今回のこと、一連のことを説明しながら、今後の在り方について教育委員会として進めていくべきだというふうに思うところであります。

それと、もう一点ですけれども、今の時代ですから、私は GIGA スクール構想、これは私はいいいことだというふうに理解はしています。ただ、いろいろと心配、危惧されることも多くあるというふうに私も理解をしております。その一つに、IT 機器、そういったものに早い年齢、若い年齢から長時間さらされるのが、子どもの成長と脳にどんな影響を与えるのか、十分に医学的というか、証明されてまだないのだということを言われているのですよね。そこで、各家庭に今の時代ですから、タブレットもあったり、ゲーム機があったり、パソコンももちろんあるかと思いますが、そこで、これらの使用に関するガイドラインというのですか、小中学生、小学生は例えば 1 日 1 時間とか 2 時間にしましょう、そういったガイドライン的な指針を委員会として、私は学校に任せるのではなくて、統一したそういったものを作るべきでないかと、今あるのかどうか分かりませんが、あるとすれば教えてほしいし、ないとすれば早急に作るべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、委員おっしゃるように、同意書に関しましては、ちょっと我々も文書のほう送らせていただく、事前にそういった説明ちょっと足りなかったかなというところは、ちょっと反省はさせていただいております。先ほど申し上げました、先ほどパンフレットという話はしたのですけれども、改めてチラシのほう作成して、保護者に配布のほうを考えておまして、今、すみません、原案を作っておりますので、出来次第早急に各家庭に送らせていただきたいというふうに考えているところでございます。それと、各学校におきましても、ガイドライン的なものをこちらのほうで作成をいたしまして、学校のほうに配布して、共通認識を持ちたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 私のほうからも使用に関するガイドラインについて、ちょっとお話しさせていただきます。実際にこちらのほうでガイドラインは作成はしていませんが、児童生徒健全育成推進委員会で、長期休暇の前に各家庭向けのよい子のためにという会報をお配りしたのは、その中には、ご家族で使用に当たってはお話ししてくださいとか、再三にわたってお話しているという状況であります。あと、PTA の研修会におきまして、教育委員会と校長会と P 連でパンフレットみたいなものを出していきまして、その中では、生徒が守る 4 つの約束、その中に、夜 9 時以降は携帯電話やスマートフォンを使用しません、約束の中にですね、というようなことをうたっております。あと、親が守る 3 つの約束として、保護者は子どもの携帯やスマートフォン等を購入する際は、親子でしっかり話し合って使い方の約束を決めますということはどういうふうにして、周知はしているところでもあります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 前段の今回の承諾書の関係ですけれども、そこは課長言うように、きちんと事情を説明して理解してもらおうようにするべきだというふうに思います。

また、後段のことなのですけれども、やっぱりこれはいろんな多面からそういう枠組みというのでしょうか、指導していくことは大事だと思います。やっぱり間断なく 1 回やればいいということではなく、いろんな場面でそういった警鐘を鳴らしていくべきだというふうに思うのです。これはやっぱり本当に小さいうちから、そういった機器が脳にどういう影響を与えるのかということ、医学的にははっきりしていない部分ももちろんあるのかもしれませんが、そこはやっぱり警鐘を鳴らしながら、あまり使い過ぎると危険だということを伝えていくべきだというふうに思います。

それで、先日、新聞に面白い記事が載っていました。ちょっと読みますけれども、世界で最初にタブレット型端末を開発、販売したアップル社の創業者の故スティーブ・ジョブズ氏は、自分の子どもにはタブレット型端末の使用時間を厳しく制限していた。また、マイクロソフト社のビル・ゲイツ氏も自分の子どもには 14 歳までスマートフォンを持たせなかったと。そしてこれは、裏を返せば分かりますよね。作った人は分かるのです。小さいときからこういうものに依存することによっての弊害というか。ですから、これは話ですけれども、やっぱり本当に作った頭のいい人は、そういう危険性ははらむのだということ、分かっている作ってはあれなのですけれども、やっぱりこういうことが全てを物語っている部分だというふうに思いますので、そういったことも、どういう表現にするかは分かりませんが、やっぱり警鐘を鳴らしながら、子どもの健全育成、そしてまたこういう GIGA スクール、今の時代ですから、こういったものになじむ、親しんで使いこなしていくということも大事なことですけれども、これ両面、ブレーキとアクセル、アクセルとブレーキをうまく使いながら、学校教育を進めていってほしいというふうに思います。何かありますか。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 後半のゲームですとか、スマホですとか、今、生涯学習課長のほうからもお答えしましたけれども、学校教育といたしましても、教育の日にそういった、先ほど言っていたのは、携帯電話やスマートフォンのルール、あるいはノーテレビデー、ノーゲームデーというのを、これは実は先ほど町 P 連の話もありましたけれども、町としてそういった部分を突出取り組もうということ、ノーテレビデー、ノーゲームデーについては 26 年から、そしてスマートフォン等については 29 年から、これは町としても取組として時間の設定ですとか、ただ、細かい時間の設定は家庭ということで、啓発しているところでもあります。先ほど言いました脳に与える影響、実は今年度の 11 月号の広報紙に、実はそういった、だんだんそういった動きもあるということで、今まではルールのみで啓発でしたが、そういった脳に与える影響もあるということも触れた中で、今、啓発しておりますので、引き続きそういった部分を保護者、家庭あるいは学校に向けて、情報発信していきたいと思っております。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 関連で質問をします。

一つは同意書についてですが、先ほどパンフレットに加えて、保護者への説明のチラシを作成しているということだったのですけれども、今回、教育委員会のほうから出された文章の中には、同意されない場合は、学習課題の取組やクラスメートとの共同作業において、他の児童生徒と異なる対応となる場合があるので、されない場合は教育委員会に相談をという文章がありまして、ちょっとこれを読んだら、子どもが授業で同じようにほかのお子さんとできないのではないかとということで、やむを得なく同意したという方もいたと思うのです。ですので、この辺りの保護者の思いにも応えられるような内容でチラシを作っていたらなと思います。アカウントに個人名を入れずにアカウントを作成できるという代案があるということや、途中での変更が可能なのかどうかというあたりについても、丁寧に示していただけたらと思いますが、いかがですか。

もう一点、体への影響について、先ほどから皆さんいろいろとされていて、ひとつ学力の問題で出ていた資料ですが、平成元年度の学力テストの結果で、一つ出ていた結果ですけれども、電子黒板とかプロジェクターなどの大型電子機器の整備率が1位だった佐賀県が、正答率では全国で43位だったという一方で、整備率が最下位の秋田県が正答率が1位だったということなんかも結果として出されています。こういったことも踏まえて、使用について慎重に検討していただきたいと思います。体への影響について、そのほかに脳への影響のほうに、視力と電磁波の影響についても懸念の声があります。電磁波の過敏症を発症した小学校の先生が頭痛や思考力低下などが起きるということもあって、例えば、静岡県下田市では無線ランを有線に切り替えた中学校があります。また、札幌市の教育委員会は、ランケーブルを通じて電力を供給するPoE給電機を各教室に設置して、その電源を切れば電波が飛ばないようにするという対応を取っています。あと、目のことに関しては、ブルーライトの問題で、新宿区では、子どもたちに配る端末のスクリーンにブルーライトカットシートを貼ることなども決めています。こうした事例にもちょっと参考にしていただいて、検討して、様々な体への影響について検討していただきたいと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず1点目の同意書の関係でございます。今回、保護者の方にお配りしました同意書の中に、委員おっしゃるように、同意されない場合は、共同作業においてほかの生徒と異なる対応となる場合がありますので、お子様の専用アカウントの発行等、後日ご相談させていただきますという文書を確かに記載をさせていただきます。これ、ちょっと語弊があったかもしれませんが、アカウントを名前と生年月日にしないからといって、ほかのお子さんと違う学習をするというわけではなくて、あくまでもアカウントが違うというだけですので、そういったところもちょっと言葉が足りなかったかなというところを反省しまして、そこは新たに作りますチラシのほうでも、周知のほう図っていきなと考えているところでございます。

電磁波の影響についてでございます。こちら、我々校内ラン整備するに当たりまして、あくまでも国の指針に基づきまして、整備のほう進めさせていただいておりますので、もし学校でそういったお子さんが、体調が悪いというお子さんが出れば、そのときには丁寧な対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、今回配布いたしますタブレット型端末につきましては、ブルーライトのカット分のシートは考えていないという状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） ブルーライトのカットシートは考えていないということですが、検討する余地はあるということよろしいのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校で使う時間は限られた時間というところで、長い時間使うというところではございませんので、現状はまだブルーライトのシートについては、現状はつける予定はない

というところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 検討していただきたいと思います。以上で終わります。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。関連、どうぞ。

○委員（小田新紀） 同じく GIGA スクールの件になります。

同意書の件に関しては、多くの議員もお話されたとおりで、私もいろんな話は耳に入ってはきていたのですが、作り直すということでは理解はしましたが、この最初、文章を見たときに、やっぱり言葉を一つ一つ吟味をしたのかなというふうに正直思わざるを得ないような内容でした。改めて作られるということで、課題を明確にしながら、またその保護者の方が何を心配しているかという部分もしっかりと理解して、その言葉の使い方ですね、親御さんの、心配される方の立場に立った使い方というものもしっかりと吟味して、そういった姿勢でパンフレットを作っていただきたいことを、まず一つ求めたいと思います。

それから2つ目につきましては、今度は学校の授業へのサポートのほうになりますが、物のハード面につきましては、そろったということで理解しておりますが、これはもちろん学校の授業なので、それぞれ学校の先生が自己研鑽しながら研究するという部分は、もうこれは大前提ではあるのですが、それだけではなかなかこの新しいことということに関して、いい効果的な活用ということがまだまだしづらい、研究の余地があるという部分で、やはりそこで教育委員会のサポートというのは必要になってくるのではないかと、いわゆる人的、ソフト的なサポートになりますが、そういったことについて、何かお考えがあるでしょうか。それとも、学校のほうに、今後についてはそのままお任せするというような状況でお考えになっているのでしょうか。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、GIGA スクールのチラシにつきましては、改めて内容は検討しまして、配布のほうしていききたいなというふうに考えているところでございます。

あと、授業のサポートについてなのですが、今回、2月の26日にタブレット型端末、学校に配布をされまして、その後、今年度につきましては、GIGA スクールサポーターということで、各学校に入りまして、まず基本的操作のサポートということで、学校で研修のほうを行っているところでございます。今後につきましては、研究所の研修授業ですとか、あと今回、グーグル社のソフトを利用するというので、グーグル社のほうでも、研修ことをより使い方も含めまして、研修ということをやっただけということなので、そういったのを活用しながら、授業のほうに使えるように進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。

○委員（小田新紀） そういったサポートが一過性にならないということを、まず求めたいなというふうに思いますし、あと、それぞれの学校によって、非常にこういった ICT 関係が得意な先生もおられるという部分で、学校によってかなり実情も変わってくるのかなというふうに思います。いわゆる、教育委員会のほうで、その専門的な方がおられなかったとしても、別の民間の専門的な方をしっかりと配置するとか、あるいは各学校で研修として、そういったことを学ぶというときに、そういった研修費としてしっかりと財源をつけるとか、そういったサポートということもできるのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、学校のほうに、それぞれの学校の課題というか、実情があるかと思しますので、そういったところの一つ一つ学校の意見というのを丁寧聞いて進めていくと。最初かなり肝心かなというふうに思います。これが、負担になってしまったりとか、学校の授業において、私も教員時代にコンピューターがあれば、もっと効率的にいい教育できるなというふうな、そんな場面もたくさんあったわけで、効果的に使えれば本当に夢のあるというか、子どもたちにとっても、さらに発展的な豊かのある学習ができるわけですので、特にこの最初のイメージというか、そう

いったものが大事なかなというふうに思いますので、そこはしっかりと尽力させていただきたいということを、まず求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 現在入っている GIGA スクールサポーターの研修の結果ですとか、そういったものを学校からももちろんお話を聞いて、これから何が必要かというところは、お話をさせていただきながら進めていくのと同時に、教育研究所の所員の方々にもお話を聞きながら、必要なものは考えていきたいというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 3点質問いたします。

1つ目は、2目事務局費で、これはページ数は203ページ、26節、18負担金補助金及び交付金、3の魅力ある高校づくり支援事業補助金ですが、重点事業の骨子資料の中では、東京大学より出前授業を行うというふうに記されておりました。その目的についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、ページ数、212ページ小学校、216ページ中学校の学校健康診断授業に関わって質問をしたいと思います。今、化学物質を原料とする香りつきの合成洗剤や消臭剤、整髪料などが原因で、体調不良や化学物質過敏症の発症で、外出できなくなる、このようなことが報告されております。特に子どもたちへの影響として心配されるのは、学校でのワックスですとか、サインペン、絵の具、教科書のインクでも頭痛や呼吸困難などの症状が出ていると報告もあります。一度発症すると、なかなか治りにくい。特に患者としては、学校の中でも増えていると報告されておりますけれども、幕別の小中学校で、そのような事例があるのかどうかお聞きいたします。

3点目ですが、215ページ、219ページ、2目の教育振興費についてですけれども、アイヌ民族への教育振興、また幕別町の歴史、この点についてお聞きしたいと思います。皆さんもご存知だと思っておりますけれども、民間テレビの情報番組で、アイヌ民族への差別表現がありました。この問題について、何が問題なのか、過剰反応ではないか、こういう声もある中で、アイヌの民族の方々から、今回の問題をアイヌ民族の正しい歴史を学ぶきっかけにしてほしい、こういう声もあります。幕別にも考古館もありますし、アイヌの方の居住していた居住地ですとか、歴史もあります。学校教育の中で、このアイヌ民族への対応、歴史など、どのように行っているのか、また、幕別町の歴史についても併せてどのように教育をしているのか、その点をお聞きしたいと思いますけれども、やはりそれぞれの歴史を正しく学ぶことによりまして、幕別町への愛着も深めることができるのではないかと思います。

この3点について、お聞きいたします。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、ご質問の1点目、魅力ある高校づくり交付金支援事業でございます。清陵高校振興会に対する補助金の中で、令和3年度新たに東京大学出前講座、東大生との交流の推進ということで予算を要求してございます。内容といたしましては、東京大学教授の出前講座と学生との交流を行うことによりまして、これからの生徒自身の学習に対する考え方のヒントを得るとともに、生徒会と東大の学生との交流を行い、主体的、自主的な生徒会活動や地域貢献について学ぶというところを考慮しておりまして、最高学府であります東京大学というところを一つの売りとして、授業のほうを行っていくというところでございます。

それと、2点目でございます。化学物質過敏症の児童生徒につきましては、こちらのほうで事例ということは伺っておりません。

アイヌの文化でございます。小学校では、もちろん社会科副読本、今年度から新しくなりまして、社会科副読本にもアイヌの人たちの暮らしということで、ページを2ページほど割いてございます。社会科において授業のほうを行っているとこのところでございます。それと併せまして、修学旅行の際には、ウポポイなども活用しているという状況でございます。この副読本の中には、幕別町の歴史

につきましても記載はございますので、そういったところで歴史と先住民の方々の学習を行っているというところがございます。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず最初の質問ですけれども、東大の教授、生徒との交流、そういうところで学ぶ姿ですとか、地域貢献などを生徒会とともに学んでいきたいということでした。東大生と東大の教授、東大生、最高学府、そういう押さえなのかなと思うのですけれども、地域貢献、そういうところを考えますと、この十勝には畜大があります。そこでは農業関係のことを学ぶことがありまして、農業を基本とした大学でありますので、この幕別町の基幹産業である農業に大きな貢献をしていただく、学ぶ機会がたくさんあると思います。また、大谷大学も福祉を学ぶという点では、やはり福祉関係の姿勢、教育、そういうことを学ぶところで2つの大学があると思うのですが、そういう大学との連携を取りまして、この地域で、この幕別町で学んでいく、こういうことも大事ではないかと思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

また、化学物質の過敏症、幕別町では、まだ小中学校では発症していないということなのですが、発症していなくても、化学物質過敏症、今、香りの問題など、香料の問題など非常に大きく地域で広がってきております。そういう中では、そういう化学物質過敏症に感染というのでしょうか、感染ではないですね、過敏症になってしまう可能性がこれから広がっていくと思うのですよね。ですから、そういうところでは換気ですとか、それから科学物質の香りを発症するようなもの、例えばトイレの芳香剤ですとか、洗濯物ですとか、整髪料ですとか、そういうものをなるべく子どもに近づけない、そういう対応が必要だと思うのですよね。

この香りの化学物質というのは、吸収されますと、血液を通して中枢神経に到達すると、頭痛や呼吸困難、下痢、鼻血などが出るというふうに報告されています。そしてこれも、やはり学力の低下ですとか、そういうところにつながるということで、なるべくそういうものから遠ざける、家庭にも協力してもらい、こういう対策が必要ではないかと思います。そういう子どもたちが発症しないというか、そういう前からの手だてを講じていくことがあると思いますので、学校ですとか、それから保護者ですとか、そういうところにしっかりと啓発していく、そういう手だてを取っていく必要があるのではないかと思います。そういう対策を行っていただきたいと思いますが、その点についても答弁をお願いいたします。

また、今、小学校の副読本の報告がありましたけれども、中学校ではどのように行っているのかをお聞きしたいと思います。また、このアイヌの人たちの、先住権がある、それからアイヌ語の伝承、こういうことも今しっかり行っていくことが必要だと思います。アイヌ語のお話をできる、こういうことをしっかりと継承していくことが必要だと思うのですけれども、今ユネスコでは、先住民族の言葉の消滅の危機にある、こういうことを位置付けておりますけれども、日本の政府では、アイヌ語を授業に取り入れている学校ですとか、そういうアイヌ語、先住民のお話をする人たちがどのぐらいいるのか把握していない、こういうことが明らかになってきております。そういう中では、この幕別町でも、しっかりとそこを継承していく手だてが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、1点目の魅力ある高校づくりの交付金についてでございます。委員おっしゃるように、十勝管内では、畜産大学ですとか、大谷短期大学はございます。東大にした理由につきましては、清陵高校さんと協議のほうを重ねていきまして、どういった有効的な補助金とはどういったものかというところを、清陵高校とも協議をした中で進めてきた状況でございます。そういったことを踏まえまして、東京大学のほうで出前授業ということで、それに対する支援ということで決めさせていただいたという状況でございます。今後につきましては、どんな支援が必要なのかというのは、高校とも常に協議を進めながら、補助金のほうは進めていきたいなというところで考えております。

化学物質過敏症につきましては、何が一体影響が出るのかというところ、定かではないというか、

分からない部分も多々あるかと思えます。こういったものが学校現場で使われていて、こういったものが影響が出る可能性があるかというのは、ちょっと我々どもで調査・研究のほう進めていきたいなというふうに考えております。

アイヌの授業につきましては、中学校におきましても、社会科の歴史の中で授業を行ったり、公民ですとか、道徳の中でも広くアイヌ民族の人たちについての歴史などを授業で取り扱っているという状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 清陵高校と協議されて東大の教授、それから東大生との交流をということの答弁でしたけれども、そういう中で、高校のほうからこういう意見があったということでしたけれども、やはり清陵高校との協議というのは、大変大切な部分ではあると思うのですけれども、十勝にある畜大ですね、そういうところでは、今バイオマスですとか、草地のことですとか、いろいろ研究が進められているという報告もありますので、そういうところでは、しっかりとそういう提案もしながら協力を一緒に進め、地域づくりにも生かしていけるような、そういう講義の場というか、学習の場を設けていくことが必要ではないかと思えます。また、今、社会福祉などでも、介護しとかそういう養成も本当に急がれると思えます。そういう中では、やはり大谷高校との講座とか、そういうところも積極的に町のほうから提案をして、学校の中で進めていく、そういう手だても必要ではないかと思っておりますので、今後の対応についてもお聞きしたいと思います。

また、化学物質なのですけれども、今、シックハウスもその一つでありまして、のりですとか、そういうところで、そういう新しい家に住んだら体調が悪くなった、新しい車を買ったら体調が悪くなった、そういう事例もこの幕別町でも聞いております。ですから、やはり手前手前で手だてを取っていくことが必要だと思いますので、しっかりと化学物質過敏症についても、学校側としてはしっかりと学びまして、子どもたちのためにも対策を取っていくことが必要だと考えます。

また、アイヌ民族、先住民のことですけれども、学校の中で言葉ですとか、それから文様ですとか、学んでいるというのも一部小学校の中では聞いておりますけれども、人として、人権としてのアイヌの人たちへの対応の教育を、どのように行っているのか、中学校もですね、その点もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 私のほうから1点目と2点目についてお答えさせていただきたいと思います。

はじめ、高校支援の部分でございます。東京大学との支援で、今年その部分についての支援が一部含まれているということで、大谷短大、畜産大学との今後の連携どうなるのだというお話だったかと思えます。今回、清陵高校さんとの協議の中で、もともと北海道教育委員会が実施する事業の中で、東京大学という部分で、高校のほうと道教委のほうで、ある意味そういった話の中できっかけづくりが持ったということで、今回、東京大学の部分で活用して実施していきたいという部分がございました。まさに、こういった交流の中で、生徒会の運営とか、さっきお話ししましたけれども、地域貢献とか連携の在り方についても学ぶということになっております。先ほど言いました、管内の例えば大学との連携といいますか、取組については、それは今後そういった部分も、これ高校の部分で、今後そういった部分も含めて、こういったことで今後ずっと続けるのか、まだ管内のその部分について、また学校とも連携を取りながら、こういった形で進めるかというような協議をしてみたいと思っております。

それと2点目の過敏症の部分でございますが、学校のほうで、今現状ないという部分で、そこで防御といいますか、まずは家庭のほうで、家庭だとか、そういった一番多く触れる機会というのは家庭なのかなというのは思っております。ですので、そういった部分で、家庭の中で発生、例えば過敏症になった、当然そういった部分で学校だとか、そういった対象者が出た場合については、当然学校だとかにも、当然対応していただきたいだとか、そういった部分は、実際になった場合はあるのかなと思っております。今、現状でその部分についての対応というのは、なかなかちょっと想定としてちょっ

とできないのかなというのが正直なところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） アイヌの方の授業の関係でございます。先ほどありました、テレビでの差別発言があったと、私ちょっと見てはいないのですけれども、差別発言があったというところがあるというのは、聞いたのは聞いたのですけれども、全ての授業におきまして、アイヌの方に限らず差別はしてはいけないというのは、常にこれは授業以外でも行っていることでございますので、それは常に日々そういったところは意識をして、子どもたち学校生活を送っているというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 野原委員。

○委員（野原恵子） 過敏症のことについてなのですけれども、まずは家庭というお答えでしたけれども、学校の中ではワックスですとか、サインペン、絵の具ですとか、教科書のインクでも具合が悪くなるという、そういう事例も報告されております。発症してからでは、この過敏症というのは、なかなか治療するのは難しいという、そういう今の状況なのですよね。ですから、そういうことが全国的に事例があるということでは、この幕別町でも手前手前で科学物質に対する手だてを取っていく、そういうことが必要だと私は思っているのですよね。学校に行けなくなって、一人だけ教室にいて、空気清浄機のある中でぼつんと授業をしているだとか、既にそういうところが報告されていますので、そういうワックス、絵の具、そういうものときは換気をするですとか、そういう手だてを講じていく、それから、家庭にはもちろんこういう過敏症という病気もあるので、なるべく香料などを使わないという啓発も併せて今のうちから手だてを取っていくということが必要だというふうに思います。

また、差別はいけないと、それはしっかりと学校の中でも行っているということだったのですけれども、今、このようにテレビの中でののお笑い芸人のことではあるといいながらも、まだまだ全国的にはアイヌ民族に対する認識がしっかりと捉えられていない、そういう問題があると思うのですよね。ですから、そういうものに流されないように、しっかりと改めてアイヌ民族の歴史ですとか、幕別の歴史ですとか、しっかりと位置付けて取り組んでいっていただきたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） まず全体的な啓発の部分につきましては、機会あるごとにそういった部分、どういった形の啓発というのは、ちょっと具体的には今申し上げられませんが、改めて全体に関わることであれば、町部局とも協議しながらということになりますし、学校という部分であれば、そういった部分も何か特定のものが使われていないかという部分については、またこちらのほうで調査しなければいけないとは思っております。いずれにいたしましても、今言った部分につきましては、啓発については、これ何らかの形で可能な限り努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいますか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 4点伺います。

200 ページの1項教育総務費、2目事務局費の、次のページの中ほどの会計年度任用職員給料等支払事務事業の1節報酬の、3、子どもカウンセラー報酬についてです。これは、まっく・ざ・まっくの職員の方たちのことかなと思うのですけれども、まっく・ざ・まっくに通っているお子さんの中で、送迎を希望するお子さんがいる場合、それに応えることを検討することはできるかどうかということが1点です。

次が、212 ページの2項小学校費、1目学校管理費の小学校維持管理事業の、1節報酬の3の臨時英語指導助手についてです。今年度から授業拡充ということで、小学校の英語の授業に全て国際交流員の方か、もしくはこの英語指導助手の方が入るという説明を受けています。小学校の外国語の授業がそれぞれ何時間から何時間になるのか、また国際交流員の方たちが全て入るといったことなのですが、どの授業にも教員の方も入るのかどうか伺いたいと思います。

3つ目が、215 ページ、2 項小学校費、2 目教育振興費の小学校教育活動推進事業の 12 節委託料の 5 の学校体育授業支援事業委託料についてです。今年度、21 万 2,000 円の予算になっていますが、昨年度の予算が 50 万円ぐらいだったかと思います。そして、さらに一昨年は 200 万円だったかと思います。この予算がずっと減ってきている理由についてお伺いいたします。

最後です。236 ページの 5 項社会教育費の 7 目図書館管理費の次のページの図書館蔵書整備事業についてです。この間、図書館パワーアップ事業で、2,521 冊たしか蔵書を増やしてきたと思います。そしてさらに今回の予算で 3,620 冊追加するというのを伺いました。とてもすばらしいなと思って伺っているのですが、この本を保管する書架の予算がついているのかなということが心配でして、本棚、書架の計画があるのかどうか伺います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 酒井委員のまずご質問の 1 点目になります。まっく・ざ・まっくの送迎についてでございます。まっく・ざ・まっく利用する際には、保護者の方と面談などを行いながら、まっく・ざ・まっくの通所を開始するわけなのですが、その際の一つの条件といたしましては、その場所に、自ら来れる方を対象としている状況がございますので、そういった方々を、保護者もそこを踏まえた上での通所をしているという状況でございます。

2 点目の英語指導助手の報酬でございます。昨年度は、年間で 400 時間というところで予算組ませていただきました。今年度については、1,089 時間というところで、小学校の 3、4 年生であれば 35 時間、5、6 年生であれば 70 時間というのが新たに加わっておりますので、そういった小学校の全ての授業に、CIR もしくは英語指導助手が入るところでございます。どうしても CIR、今 2 人いるのですが、2 人では賄いきれませんので、そういったところ、英語指導助手が 3 人で小学校の英語の授業を担当するというところがございます。こちらにつきましては、あくまでも担任の先生がいる中で、TT という形で英語指導助手が入るところでございますので、CIR や英語指導助手が単独で授業することはございません。

体育支援事業についてでございます。こちらにつきましては、平成 23 年度から国の事業で事業を行っております、平成 26 年から町の単費で事業のほう行っております。一昨年は 1,500 時間で、昨年は 500 時間、今年は 150 時間というところで、より専門性の高い授業ということで、特化した中で、体育の支援事業のほう行っていきたいというところがございます。こちらにつきましては、毎年、体力調査を行っていく中で、体力合計点というのがございまして、こちら全国平均を 50 としているのですけれども、制度が始まった平成 25 年生は、小学校の 5 年生の男女であれば、おおむね 50 点超というところございました。そこで、ここ数年は 50 点を超えてきているという状況もございまして、体力合計点も全国平均を上回っているというところも出て、一定の効果は得られてきたのかなというところがございます。

○委員長（荒 貴賀） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） パワーアップ事業に関わりましての書架の増設の計画はということでございます。パワーアップ事業につきましては、委員おっしゃいますように、約 2,500 冊の本を今回購入させていただき予定となっております。書架の増設については、既存の書架を活用するというので、今のところ増設の計画はございません。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） まっく・ざ・まっくの件については、条件で最初に通える人ということだったので、行く意思はあるけれども、一人では行けないとか、保護者の仕事の関係で連れて行けないとか、そういったケースは今のところ出ていないのでしょうか。また、出た場合に、そこを柔軟に検討していく余地はあるのかどうか伺いたしたいと思います。

体育支援事業についてですが、体力が上がってきたから減らしたということなのかと思いましたが、現場からはそれで大丈夫だとか、もっとこうしてほしいとか、そういった意見も交換した上で、こう

いった計画になっているのでしょうか。

伺います。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まっく・ぎ・まっくの入所、通所に関しましては、あくまでも保護者と面談をする中で、そういったことを踏まえて、そこを同意を得た方が通所という形を取っている状況でございます。

体育支援事業につきましては、ほかにもいろいろと事業がございまして、相対的に緩和をした上で、今回、英語を拡充したりですとか、事務補助員ですとか、そういったのも昨年から拡充しておりますので、そういったところを総合的に教育費の中で勘案しまして、より専門性の高いというところで、こういった事業費というところで組ませていただいた状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） まっく・ぎ・まっくのお答えなのですけれども、1回目の答弁と同じでして、私が伺ったのは、自分が通えないお子さんが出てきた場合に、その条件を緩和していくことを検討する余地はあるかどうか伺いました。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 現状では、なかなか難しいかなというふうに考えております。これは、今後の検討にしていきたいなというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） カウンセラーの配置についてお伺いします。資料のほうで16ページに載っているのですが、子どものカウンセラーの配置ということでお聞きしたいと思います。2020年に小中学生、高校生など、自殺者数が499人に達しているということで報道されておりますが、本町として専門電話を設置して相談に応じるということでありますが、これまでも様々な相談はあったのだと思いますが、コロナ禍で子どもたちが今までとは違った悩みということで、相談がなかったのかお伺いしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） スクールカウンセラー、子どもカウンセラーの相談についてでございます。相談を受けてはいるのですけれども、やはり一番多いのが、不登校に関しての相談がやっぱり一番多くですとか、ほとんどが不登校ですとか、登校渋りですとか、そういった相談が主なものを占めておまして、委員おっしゃるように、自殺とかですとか、そういったところの直接的な相談というのは聞いてはいないという状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 専用電話を設置をするということでありますが、この電話がいかに相談者に対して、相談しやすいダイヤルなのかということが懸念されるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 相談ダイヤルにつきましては、広報等でも周知のほう図らせていただいておりますし、より町民の方が目につくような形で周知のほう図らせていただいているという状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 先日も本州で中学2年生の子がSNSでいじめられ、担任に相談したが、最終的には自殺をしてしまったという悲しい事件が報道されておりますが、令和3年には、まだこのコロナ禍が収束を見込めない中、幕別町の子どもを守るという観点からも、このカウンセラーの配置をしっかりしていただく。今までと同様な考えでは、子どもたちの微妙な変化を見過ごすことになってしま

うのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 昨年の一斉休業から6月に学校再開しまして、学校におきまして、常に子どもに目をかけまして、何か気になることがあれば声かけを行ったりですとか、そういったところで学校のほうは対応しております。そういったところで気になる子とかあれば、すぐスクールカウンセラーなりを派遣をして、話を聞くという体制は整えられているかなというところがございます。

○委員長（荒 貴賀） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今後も、まだコロナが収束は見込めない中、しっかりと幕別町の子どもたちを守るということを念頭に入れて、進めていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 答弁はよろしいですか。

○委員（岡本眞利子） いいです。はい。

○委員長（荒 貴賀） 審査の途中ですが、この際14時10分まで休憩します。

13:57 休憩

14:10 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、10款教育費の質疑をお受けいたします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 243 ページ、下段の「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」なのですが、この資料に表立っては出てきていないのですが、この資料の重点事業の骨子というのを見てみますと、この事業の中にいろいろな取組が入っておりまして、数えてみますと9つもありました。手広くやられていかれるということで、財源もしかりなのですが、人的な力、運営体制、そういったこともある程度限られてくることと思います。

例えば、大会誘致を一つ挙げますと、これまでサッカーの全国大会、車椅子ラグビーなど、様々なスポーツ大会を今まで受け入れて行ってきたことと思います。人的な運営体制、受入れ体制、それについてもなかなか大変な面もあろうことかと思えます。9つも取り組んでいかれるということでありまして、その辺もきちんと整理されて考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

また、この中にスポーツ合宿誘致というのがありまして、これまで慶應義塾野球部の合宿を行ってきました。それは試験的な意味も含めて2年行ってきたと思います。去年はコロナでできなかったと思いますが、2年やっただけの検証・分析、その辺はどのようにお考えになっているのか、そして、今後の方向性はどのように考えられているのかをお伺いします。

それと、新規で「十勝エゾカフェスティバル」というのが、そういう取組があるのですが、思いつきますのは、某ドラッグストアのエゾカードですか、そういったもの、何かそれは関係しているのか、その辺をお伺いしますし、そもそもどういった経緯でこれ実施する方向性になりましたのか、あと実施内容についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、ご質問にありました大会等を誘致する中で、人的、組織的に対応可能かという、そういった対応はどうしているのかというご質問だったと思います。

合宿誘致実行委員会がありまして、そちらのほうで、役場の職員はもとより、スポーツ団体、商工会等で組織しております。そちらのほうで運営を行ってはおりますが、大会等によりましては、人が足りない部分もあります。ボランティアで体育連盟各单位団体から協力を頂いたりしながら、例年に引き続き運営したいというふうを考えております。

あと、慶應の合宿の誘致の関係だと思えます。2年度は開催できませんでした。検証ということで、

こちらの数字だけで検証を行うと、なかなか当初考えていたような数字は達成はしているというふうには認識しておりますが、まだまだ周知の部分ですとか、もっともっと広い方々に見ていただける、そういった情報の発信なんかをしていこうというふうには考えております。

また、当初は、合宿誘致だけで進めておりましたが、慶應が2回にわたり来る中で、ちょうど同時期に釧路で「タンチョウリーグ」という野球の大会、社会人野球ですとか学生が集まった大会があります。慶應が来ているということで、そちら側のお誘いもあって、本来であれば2年度に幕別町の運動公園の野球場を利用しまして、いろんなチームが来て試合をする予定でありました。後からついてきたものではありませんが、こういった広がりも見せています。もちろん、うちの野球場のほかに、帯広の森も使うようになってきました。野球する方からしたら、どっちに試合を見に行こうかなということが選択できるぐらいすばらしいチームが来るので、そういった面ではかなり効果があった事業だという認識をしております。

今後につきましても、なかなか大学のトップを争うチームが北海道の幕別に来て合宿をするということは、本当にあり得ないというか、本当に縁があったというふうには考えております。こちらに協力していただきました企業等もありますので、また引き続きそちらの協力も頂きながら、地元の子どもたちに一流のプレーを見せていきたいなというふうには考えております。

エゾカの関係であります。先ほど委員おっしゃいましたとおり、ドラッグストアの関係するポイントカードのエゾカであります。こちら、最初にお話しいただきましたのが、健康に寄与するような事業を、この会社というか、エゾカのほうで行いたいということを入勝毎日新聞社さんのほうに相談したところ、十勝管内であれば、幕別が「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」、スポーツにかなり力を入れていきますということで、うちの町をご紹介いただきまして、今回に至っております。

今までにない事業としまして、これ8月の下旬に予定しているのですが、スポーツセンターと百年記念ホール、両方の施設を使って、あの一帯でそういったイベント、健康の関係ですとか、スポーツに取り組むきっかけですとか、いろんな自分の体力なんかを試すような場になっております。あの一帯を使って行うイベントとしましては「産業まつり」がありますが、スポーツを中心としたイベントはなかったかなというふうに思います。

初めての開催ではありますが、せっかくお話を頂きましたので、保健課、商工観光課と協議をした中で、うちの町としてもぜひ協力というか、取り組んでいきたいなというふうなことに至りまして、今年度開催することとなりました。

以上であります。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 前段の部分ですけれども、現場の状況についても、ボランティアさんや連盟さんも結構負荷を、人員が少ない中でされているということでしたから、その辺も十分考慮しながら進めていただきたいとは思っております。

次の、慶應義塾野球部のことなのですが、お答えですと、釧路だとか帯広の広がりという話だったので、私は町内でのという話をちょっとお聞きしたかったのですが、今年もコロナがあるので、どういうふうになっていくのかも分かりませんが、町から支援といいますか、補助金を出して合宿誘致してきていると思うのですが、このままそういった補助金を出し続けるというお考えなのか、もしくは出さなくても来ていただけるような状況にもあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、エゾカフェスティバルなのですが、町内ですとこのカードを使えるところは札内で1か所だけかなと思うのですが、もともとその民間のほうから、そして勝毎さんからの紹介でという流れだったと思いますけれども、こういったフェスティバルをやるに当たって、民間の広告宣伝の意味合いもあるのかなというふうには感じたのですが、そういった手法については問題ないというふうに考えますでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 1点目の慶應義塾体育会野球部の関係で、町内に及ぼす影響であります  
が、実は、野球教室とか開催していただきました。通常であれば、著名人をお呼びして行うような野  
球教室は、一人の方が全てのポジションなんかを指導するのですけれども、40人近くの大学生、選手  
が来ておまして、各ポジションごとに小学生、中学生が分かれて指導いただきました。中学校の指  
導者からも、「こんなすばらしい指導の方法というのはあるのだな」とか、「これだったら毎年来て  
もらっていい」という評価は頂いております。

スポーツだけでなく、2年目につきましては、学習指導もしていただきました。札内のコミプラ  
で、監督、主力のメンバーが講演している横で、子どもたち向けの学習のサポートもしまして、予想  
を超える人数が集まりまして、かなりこれはマンツーマンぐらいの学習サポートで、非常に効果があ  
ったというふうに思っております。

この後も、少しずつではありますが、慶應を応援する町民が増えたり、ドラフトを意識したり、少  
しでも慶應のファンが増えて会場に足を運んでくれることを、こちらのほうとしては望んでいる状況  
であります。

あと、エゾカの関係であります。お話を頂いていろいろと中身を聞く部分については、開催に至  
っても問題はないかというふうに判断しております。この後、町内で使えるところが増えれば、健康  
ポイント的な役割も果たしていければなという考えも若干ありますが、そういったところは、保健課  
なり商工観光課と、この事業を開催しながらいろんな情報共有はしていきたいというふうに考えて  
おります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） すみません、補助金のところをもう一回お聞きしたいと思います。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 慶應の補助金なのですけれども、3年度におきましては、スポーツ庁の  
補助金で賄えるようになっております。その後、4年度以降につきましては、財源的に確保はしてい  
ない状況であります。その辺を続けていくかということも、相手側にどういったサポートがあれば、  
幕別町に来ていただけるのかということも実際に確認しながら、こちらとしては来ていただきたいと  
いう気持ちと、向こうも来るからには、ある程度の負担なりサポートがあると来ていただけるという  
ことを確認して、進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 慶應大のことですけれども、令和4年度以降は、特にこの補助金どうして行くの  
かというの考えなければいけないことだと思うのですけれども、補助金をさほど出さなくても来て  
いただけるのだったらそれでいいのでしょうかし、あと慶應大に限らず、ほかにも本町で合宿したいと  
いったところがあるかもしれませんので、そういったところをきちんと呼び込んでいくということだ  
と思います。

また、そういった野球教室ですか、町民の方だとか子どもたちとの交流、それを町民の方が楽しみ  
にしているということであったり、あと、こういった合宿誘致によつての経済効果、これがきちんと  
つながっていくという効果が期待できるのであれば、多少なりとも補助を考えていてもいいのかな  
というふうには思うのですけれども、ただし、補助金を出すから合宿に来てくださいみたいな、本当、  
補助金ありきで来てくださいといった形は、それはちょっと違うのではないかなというところなので  
すけれども、その考え方の整理はきちんとおられるのか。

あと、エゾカフェスティバルなのですけれども、保健課、商工観光課、そして観光物産協会も関係  
してくるかと思いますけれども、保健課については今ワクチンのことだとかいろいろありますので、  
業務とか支障ないように進めていただきたいと思っておりますけれども、これ実施主体は教育委員会になっ  
ていくのですか。

あと、これ単年度で行っていくのか、状況によっては、そのまた次年度も続けて行っていく状況になっていくのか、その辺もお伺いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 補助金の整理につきましては、現段階では進めていく方向は決まっております。こういったサポート、もしくは、補助金の金額、宿泊1泊に対して何ぼだとか、釧路が先進事例で、タンチョウリーグを呼び込んだときに、かなりメリットがあるという、気候的に涼しいということもあるのでしょうかけれども、行っています。そういったことを参考にしながら、4年度以降の対応は、相手の希望を聞きながら進めていきたいというふうに思っています。

あと、エゾカなのですけれども、事業主体はエゾカ側というか、向こうで、うちとしましては協力というか、自治体の窓口が教育委員会というふうになっている状態であります。

エゾカの実施なのですけれども、当面は単年度の事業で開催する予定であります。内容的にすばらしいものであれば、また向こう側の考えもあるでしょうから、その辺は開催していくうちに調整はしていきたいなというふうには思っています。今のところは、単年度を考えています。

（関連の声あり）

○委員長（荒 貴賀） 関連、小田委員。

○委員（小田新紀） 今の「アスリートと創ろうオリンピックの町創生事業」についてお伺いします。

今の小島議員の質問の中にも含まれるのかもしれませんが、この事業が今年度までは地方創生事業ということで、国の補助金を得て取り組んでいたものが、次年度、町のほうでということに進められるということだというふうに認識しておりますが、この事業全体を今後こういった位置付けでやっていくのかということについてお伺いしたいのですが、いわゆる経済効果ということを前面に出してというか、そこを評価基準として考えていくような事業になっていくのか、一定程度町のほうで負担をしながら、町民に対して豊かな文化だったりとか、教育的な価値だったりだとか、そういったものをもたらすような事業というふうに考えていくのか、両方考えられている部分もあるのかもしれませんが、どちらに比重を置いていくのかということについて、1点お伺いします。

それから、もう一点は、オリパラの関係になりますが、今年度どうなるか分かりませんが、東京オリンピックというふうに地元で、日本で行われると。そこで、今のところ、山本幸平選手が内定しているということで、ほぼ決定と考えてもいいのかなというふうに思っているわけですが、ほかにも候補の選手がいるわけで、いずれにしても、何度も出場ということで、山本選手に関しては今回のオリンピックで引退、一線は退くというようなこともあって、今まで我が町にもたらしてきた勇気とか、そういった部分については計り知れないだろうと。そして、4回も出場している部分もありますので、なかなかそういったオリンピック選手もいないという中で、やっぱり最後、しっかりと応援態勢をしていきたいなというふうに思うのですけれども。

ぜひ町長や教育長あたりは行ってきて、直接応援してあげてほしいなというふうな思いもありますし、またそういったことは考えられているのかもしれないですけれども、ほかの町でもありましたけれども、せっかく日本で行われるということで、地元の子どもたちを何人か連れて行って、生でその姿、雄姿を見せてあげて次につなげていくと。山本選手本人もきっと喜んでくれるだろうなというふうに思いますし、またその子どもたちへの次への効果ということもあって、こんなチャンスはなかなかないと思いますので、そういった部分で予算立ての見通しなんていうのはいかがでしょうか。以上、2点です。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） オリンピックの町の事業を進める中で、優先する部分はこういったところなのかということだったと思うのです。経済効果は当然ついてくるものだと思います。そこばかりを見ているわけではなくて、合宿を誘致しただけでも140万円とか、当初はもう少しありましたけれども、それ以上、町に還元されている部分はございます。

そもそもこのオリンピックの事業ですけれども、国の交付金を使いまして3年度進めてまいりました。

その集大成という意味合いもありまして、2年度に第1期幕別町スポーツ推進計画策定しました。この計画の基本理念の中に、健康寿命の延伸や体力向上、介護予防、生活習慣病予防に寄与する、それとスポーツに無関心な町民を、「する」のではなくて「見る」という楽しみ方もあるので、そういった機会の提供、もちろん実際にスポーツをやられているお子さんたちなんかは、もっともっとスポーツする機会の提供、いろんなスポーツに取り組めるように、そういったことをメインとして展開していきたいなというふうに考えています。こちらだけではなかなかできないことなので、いろんな方にご協力いただきながら、子どもたちが本当に動き回れるような場を提供していきたいなというふうに考えております。

あと、オリパラの関係であります。先ほど委員おっしゃいましたとおり、山本幸平さん、本当に集大成というか、最後のオリンピック、ご本人もそうっておっしゃっております。通常の盛り上げる機運、情勢に加えて、終わった際にはそれなりのイベントというのでしょうか、今までただオリンピックとの触れ合いイベントを開催してきましたが、最後を飾れるような形もちょっと考えていきたいなと。それは、オリンピックの実行委員会の方々にも意見を聞きながら、ふさわしい場は考えていきたいなというふうに思っております。

あと、子どもたちの関係につきましては、ちょっと全く考えていなかったということですね。開催されれば、そういった本当に見る機会を提供するのが一番いいのかもしれませんが、なかなか簡単に行って見れるというわけでもございませんので、貴重な意見として受け取らせていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、複数ありますが、ページ数では205ページ、3目教育財産費の学校教育施設整備事業、この4,651万9,000円ですが、この中に従来から要望の強かった各学校のトイレの改修、特に南小学校、北小学校のトイレの臭いがきつくて、なかなか子どもたちが使いつづらなくなっているというのが、過去の議会の中でもまた要望としても上がっておりましたが、入っておりますでしょうか。

同じく、札内中学校では、体育館前の防火シャッターなどがいまだ手動のままで、大変開閉に苦労されているということも聞いております。こういったものも含まれているかどうか、確認も含めて伺います。

次に、これは、212ページから215、そしてさらにとということで、小学校、中学校の管理・振興の両方含めて関わってきますので、伺います。

一つは、学力テストのことについてです。昨年は、コロナの学校休業もありまして、学力テストそのものが実施されなかったと思います。その実施しなかったことによる問題は何か生じたのか、また、実施しなかったことに対する教職員の皆さんの声は、どのような声が出ているのか伺います。

3つ目ですけれども、さきの一般質問の中で、文科省が勧める35人学級、少人数学級の事業内容について質問があり、答弁もありました。頂きました資料でも、小学校で3学級、中学校で4学級ということで増やしていくということですが、今年度、令和3年度につきましては、南小学校で実施されるのかなとは思いますが、事業の中身を示してください。

それから次は、同じく関わって、働き方改革に関わりまして、これもさきの、昨年ですね、一般質問の中で示されていたと思うのですが、幕別町として今年度から変形労働制の導入を表明されていたやに思います。これは、新年度から実施されるのかどうか。

最後ですが、ページ数でいきますと、230ページ、郷土館費のところになりますけれども、231ページの一番上、ふるさと館・郷土館維持管理事業につきましてですが、貴重な歴史的資料が備えられている施設であります。5,000点を超える資料の整理が課題だということを知っております。新年度の取組について伺いたいと思います。また、資料館そのものの今後の方向性についても伺います。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、1点目の学校の補修工事についてでございます。

委員おっしゃいました札内南小学校のトイレにつきましては、今回、予算要求させていただきまして長寿命化改修工事の実施設計ということで上げさせていただいております。こちら、南小学校を考えているところでございますので、長寿命化改修と併せまして、学校からいろんな要望も聞かせていただく中で、トイレについても検討のほうを進めていきたいというところでございます。

今回の予算要求した中に、そのほかに北小のトイレについては特段こちらのほう盛り込んでいないという状況でございます。

札内中学校の防火シャッターにつきましては、ちょっと現状のほうを確認をさせていただきたいと思っております。

学力テストについてでございます。令和2年度につきましては、全国一斉にテストのほう実施はしておりません。ですが、問題用紙につきましては、各学校に配布をさせていただきまして、各学校で実施をいたしまして、分析のほうを進めているというところでございまして、各学校で分析をして、これまでの期間ですとか、そういったところで活用を頂いているというところでございます。

それと、35人学級の関係なのですけれども、資料のほうを提出させていただきましたのは、先ほど一般質問でもございました、35人学級を単独で行う場合につきましては、小学校1校と中学校、札内中と東中で1学級ずつ増えるというふうに見込んでいるところでございますが、教室数については札内南小学校では既に充足をしておりますので、1学級増えるがために教室が足りないという状況でございます。

最後の、働き方改革、変形労働時間制についてでございます。昨年の決算委員会でもご答弁させていただきました。変形労働時間制につきましては、令和3年の4月から実施に向けて検討したいというお話をさせていただきました。北海道につきましても、令和3年の4月から実施をするという話を伺っております。実施をするに当たりましての前提条件といたしましては、過去1年間の勤務状況が週45時間を超えないですとか、そういったことを過去1年間の実績を踏まえた上での事業実施というところが前提でございます。

我が町といたしましては、今回、近代管理システムを導入したのが6月以降ということで、まだ1年間の実際の勤務状況を把握できていない状況でございます。そういったものを踏まえまして、令和3年4月の導入はちょっと見送りをさせていただきたいというふうに考えておまして、今後、各学校の状況をさらに踏まえた上で検討してまいりたいというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 郷土資料館、ふるさと館の5,000点ある資料の整理の方法についてだったと思います。令和3年度におきまして、念願でありました学芸員を配置することになりました。忠類のナウマン象の関係ですとか、建物的にはナウマン象記念館、蝦夷文化考古館、ふるさと館がございまして、そちらにも積極的に携わっていただくというふうに考えております。

その中で、資料の整理につきまして専門的な考えを指導いただきながら、どういった整理の方法がいいのか、今までも何度か資料を整理して途中で終わっている部分はかなりございます。本当に必要なものと同じようなものが幾つもありますので、そういったものの整理の仕方なども指導いただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

資料館の方向性なのですが、もともとは蝦夷文化考古館とふるさと館を一緒にした建物を考えてはということで進めておりました。現段階では、国のアイヌ交付金を活用しまして、千住にあります先住生活館と蝦夷文化考古館、これを併せ持つ複合施設を建設することはできないかということで、いろいろと協議を進めているところであります。今回、学芸員の方が配置されまして、アイヌ関係にも携わっていただくというふうに考えています。その中で、千住生活館、蝦夷文化考古館、ふるさと館も入れて、施設整備が可能なのか。全部が駄目だとしても、一部の展示する資料を有効にお互いの施設で活用できるのかとか、そういうことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○学校教育課長（宮田 哲） 一点答弁がもれておりました。学力テストが今年度中止になったことに伴いまして、先生方の声でございます。特段我々のほうでは、中止に伴いまして、先生方からの声というのは聞いていない状況でございます。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、1点目の南小のトイレ、北小、そして札中の防火シャッターということなのですが、長寿命化改修計画の中で、南小のトイレについては検討ということでもありますから、検討の予算化というか、それは載りましたけれども、実際にいつから直してもらえるのか。もう早くからの要望で、申すまでもなく南小も北小も、札中もそうですけれども、大変年数のたっている学校ですから、こういう要望はずっとあったのですね。札中のほうは解消されたということを知りまして、6年間子どもさんたち、児童の方が使われる大事な施設でありますから、ちょっとピッチを上げて取り組んでいただきたい。南小だけかと思ったら、北小も同じだということがありますので、併せてこの中でしっかりとご検討いただきたい、こう思います。シャッターについても、ぜひ調査してください。

学力テストのことなのですが、声は聞いていらっしゃるということですので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

これ、過去にも一般質問させていただいたことがあるのですが、2007年からスタートしておりますこの学力テスト、非常にその効果、それから教職員の多忙化、そして競争を激化させる、そういったたくさん問題が出まして、学力を掌握するというのであれば、こういった小学校6年生、中学校3年生に限った悉皆調査というのは、見直すべきではないかという声はずっとありました。そういう中で昨年中止になって、全て声を拾っているわけではないのですが、その一部の教職員の声ではありますが、昨年はコロナ禍で学校が休みになったこともありまして、そういった学力テストに投入する時間を子どもたちに向けた整理の時間につなげることができたとか、過度な競争心がおおられず、伸び伸びと子どもたちに向き合えたとか、公的な休むことに対する評価をする意見を聞いております。ぜひ聞いていただきまして、見直すときには、こういうことをきっかけに見直す取組も必要ではないかと思いますが、どうですか。

それから、35人学級の資料を頂きました。実施をすること、そして小学校から今度は中学校につなげていくということなのですが、一般質問のときのお答えでは、令和3年にまず小学校の4年生からということですから、ちょうどこの令和3年の予算ですから、該当するところがあれば増やしていけるのかなと思うのですが、具体的にどの学校でどういうふうに進めていくかというのを教えてください。

それから、教職員の働き方改革で、実施は4月1日からはできなくなったということですね。よかったなと思います。といいますのは、基本的に、教職員の皆さんの働き方の改革に本当につながっていく労働体制、変形労働制というのが、そういうものではないという指摘がずっとありました。特に、働き盛り、20代の教員の方はいわゆる子育ての時間、年配の方は介護も含めてなのですが、こういった時間に支障を来すということで、これ労働組合の調査でも7割を超える先生がこういう取組はしてほしくないという結果も出ております。諸般の事情で、実態を掌握するのが昨年の6月から導入されたということで、間に合わないのでは実施を見送っているということではありますが、変形労働制という体制そのものについての問題というか、中身を再度検討していただいて、十分に現場の声を聞いていただいて、見直すべきところ、あるいは、踏み込むべきところ、判断をしていただきたい。どうでしょうか。

ふるさと館と、お答えいただきまして、実は学芸員の方が採用になるので、忠類という、ナウマン館という位置付けだったので、ぜひ力をそこだけではなくて、ふるさと館にも考古館にもという思いがありお尋ねをしたわけです。そういう形になっていける方向だと確認をしておきたいと思います。

そして、方向性についても、これも本当に随分議論してきましたよね。施設そのものが本来の資料館の施設ではないものですから、ああいった年数がたって、もう湿気も帯びるような、そういう適切

ではない建物に思えます。そこで長くふるさと館事業をやっておられるわけですから、こちらも、蝦夷考古館の方向性というのは、それはそれで本当によかったと思うのですが、併せて進む形、それは施設が一緒にならなければ駄目だという意味ではなくて、そのぐらいのスピードでやっていかなければならない事業だと思うのですよね。そういうところも見えないものですから、たくさんの資料の整理に手をつけても途中で止まる、また繰り返すということが繰り返されてきたのだと思います。ぜひ改善に向けていただきたい。答弁をお願いいたします。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、トイレの改修についてでございます。確かに、委員おっしゃるように、札内中学校も、大規模改造の際に一緒にトイレも改修をして洋式化のほうを進めてまいったという状況がございます。南小学校につきましても、それと併せて実施のほうをしたいというふうに考えております。

あと、学力テストについてでございます。学力テストの事業実施が、国で事業を実施するということで、国の事業実施主体ということもありまして、我々もそれにのっかって学力テストを実施しているというところでございます。

35人学級につきましても、今、国のほうでも法律の改正を行っておりまして、令和7年度までに、小学校全ての学級で35人学級を進めるような法律改正を進めるという話を伺っております。それと併せまして、北海道のほうでも少人数学級のほう、学年応じて事業を実施をしております。この事業に乗ります35人学級で適用になりますのは、令和3年度では札内北小学校の1年生がこれに該当いたしまして、1学級から2学級を予定しているというところでございます。

それと併せまして、中学校におきましては、札内東中学校の1年生が35人学級適用になりまして、2学級が3学級になるという予定をしているという状況でございます。

それと、働き方改革につきましても、変形労働時間制についてでございます。こちらは制度を導入するに当たりまして、一律に全員適用するというのではなくて、個人で選べる制度となっております。事業、この制度に乗りたいということであれば、校長と面談をしてこの制度を活用したいという個人ごとになりますので、そういった適用を考えているというところでございます。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 学芸員の方の担当するというか、先ほど確認というお話を頂きましたが、忠類だけではなくて、もちろんナウマン象の関係、発掘調査も引き続き令和3年度におきましては実施しますが、一年中発掘しているというわけでもありませんので、そこは、ふるさと館、蝦夷文化考古館、なおかつ、それに加えてアイヌの施策に関します内容につきましても、積極的に関わっていただきまして調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えています。これ、確認、間違いなくうちのほうも進めていきたいというふうに思っています。

ふるさと館の方向性なのですけれども、なかなか財源が確保できない中で、施設整備というのは難しい問題もあるのですが、実際、ふるさと館のジュニアスクール、令和2年度につきましても、小学校5年生が4人と6年生4人で、まだ希望していただけるお子さんいます。新年度におきましても、新たに5名の方が加わって授業を展開していきます。なかなかコロナの関係もありまして予定した授業が全て行えてはいないのですが、学校ではできない体験をなるべく多く体験させてあげたいという考えの下、授業を進めています。このジュニアスクールにつきましても、この先、施設がどういうふうになるかまだ方向性は見えていませんが、希望していただける子がいる限りは引き続き行っていく、郷土文化を継承していきたいというふうには考えています。

施設なのですけれども、資料の整理はもとより、こういった方向性がふるさと館にいいのか、確かにかなり年数たっていて、冬なんか特に寒いという状況あります。冬場に小学生の子どもたちが授業で見に来てくれることもあります。そういった活用されていますので、こういった方向がいいのか、学芸員の方からもいろいろとご指導いただきながら、しかるべき方向に向けていけるように改善には努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 学力テストなのですけれども、国の決めた事業なので、それに沿ってやりますよということなのだろうと思います。

でも、やっぱりやっていたことを去年はやらなかったわけですから、そして、今年また再開されるのだと思うのですけれども、そういったときには、やはりこの事業はどうなのかということが一番掌握されている現場の先生方の声を聞いて、そして、よりよいものに改善していく、つなげていくというのが、私は今の時期必要なのだと思います。

学力テストの問題点言いましたけれども、これとて、やはり現場の方たちの実際の声というのを重ねて見ていかなかったら、正しい判断できないわけですから、こういう機会にぜひ聞いてください。そして、反映してください。

35人学級については、北小の1年生ですね、北小の1年生は現在の41人1クラスにいらっしゃると思っています。この1年生は今年2年生になりますから、今、示されたのは、これから入学されるお子さんについて2学級になるのだろうというふうに押さえるのですけれども、一つ問題が残っておりまして、以前にも議論になった事がありますが、北小学校の1年生41名というのは、1クラスなのですね。35人を超えているけれども1クラス、つまりここでは支援員の子どもたちがいらっしゃって、合わせて41人になっているので、クラス分かれているときはいいのですけれども、時として一緒になる。コロナの中の過密状況というのは、本当にもう切実だという声を聞いております。

そんなことも含めまして、適切な、これも恐らく「道教委の基準に合わせて」と多分お答えになると思いますから、お答えはいいですから、そういう現状にあるということを押さえて改善に向けていただきたい。町としては、国の流れと同じペースでやっていかれるのですか。それとも、今、前倒ししながら、一日も早くよい環境を整えて少人数学級に6年生まで達成する、あるいは中学生の3年生まで達成すると。今、中学校の新たな動きも出てきそうですけれども、そういうお考えはお持ちではないのか伺います。

変形労働制については、個人の選択の余地がある制度にしているということでもあります。絶対しなければならないということよりは、よかったなと思うのですけれども、しかし、もともと根本的な解決には出されてきておりましたように、月45時間を超える労働というのが常態化している中で、教職員を増やして仕事を減らさない限り、この問題はずっと続くのだと思うのですよね。つまり、恒常的な残業が解消されていない、そういう中でやむなく出されてきた一つの手法としてが変形労働制であるのだと思うのですよね。これは、残業代が払われないのではないかと、いろいろなこともあります。

したがって、教育委員会の押さえとしては、やはり教職員の仕事、業務量を減らすという視点でこの問題にも取り組んでいただきたい、こう思います。

ふるさと館につきましては、学芸員の方は、ここではナウマン館になっておりましたから、勤務場所と伺いますか、教育委員会に籍を置かれていかれるのかな、それとも、ナウマン館のほうに常駐されるのでしょうか。教育委員会に籍を置かれて、幕別の郷土資料館、蝦夷考古館、ふるさと館、そして軸足はナウマン館ということで、そういう全体に関わる業務を最初からそういう位置付けで出発されるのでしょうか、伺います。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 変形労働時間制の部分でございます。確かに委員のおっしゃっているとおり、あくまでもこれは一つの手法と伺いますか、働き方改革の一つの手法にはなるけれども、これが特効薬ではないというのは十分認識しているところであります。

導入に当たりましては、いずれにいたしましても、今の現状を今後1年間、去年の状況だとコロナ禍という状況もあって、なかなか4月からのスタートが本来的な勤務実態が把握できるのかなというふうに思っておりますので、そういった部分に加えて、制度の理解という部分では、そのためにガイ

ドライン、あるいはQ&Aも送っております。ただ、取得に当たっては、もちろん先ほど課長からもお話したように、個別の対応が必要だと思っておりますので、それに加えて働き方改革の実際の現場の仕事を減らす取組については、引き続きこれはいろんな部分で学校とも協議する、あるいは学校内部でも今検討しておりますので、引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

学級編制の部分でございます。国の制度にのっとった形で実施するのかどうかという部分でございますけれども、過日の答弁の中でもお答えしていたかなと思っておりますけれども、基本的には、現状はやはり想定しますと、例えばいずれにいたしましても、制度に乗らない形になると、人力的な配置をしなければいけない。それと、場合によっては、改修という部分も出てきます。これ、将来的に見ても、今改修して、ではそのままどうなのだという児童数の兼ね合いを見たところ、今の南小学校の1学級だけがこのままずっと行ったら制度に乗れませんけれども、それ以降については、制度に乗った形では行くのかなと推計しておりますので、現状では制度にのっとった形で進めたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 学芸員の方の勤務先というか、勤め先なのですが、忠類総合支所の生涯学習課、生涯学習係を考えております。そこを拠点にしまして、ナウマン象記念館ですとか蝦夷文化考古館、ふるさと館のほうに移動して調査・研究をしていただくように考えております。

最初から全ての施設の担当というか、関わりとアイヌ文化、アイヌ施策の推進につきましても、最初来られたときから担当していただいて、いろいろと協力いただくように考えております。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 南小の少人数学級、教室が1つ足りないということがはっきりしているということです。将来的な児童の数も一定掌握されていると思うのですね。確実に一教室を増築しなければならないのかなというふうに思うのですけれども。これまで、南小学校は、随分ゆとりのない中で特別支援の教室も増やしてきましたし、本当にきつきの状況で、その中でさらに1つ教室を作ると大変なことなのだと思うのですよね。

これ、もうこの5年間の事業でありますから、南小学校のこの35人を国の方針どおりに実施するとしたら、何年にこの教室1個を増やしていかなければいけないのですか。そして、その手法はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） すみません、私の説明が悪かったと思います。

現行の制度で行けば、不足する学級はないということです。現行のままの今の不足する学校はない。先ほど言ったのは、町で単独で全学年を35人学級にするとした場合については、南小の場合1学級不足する可能性がありますよ。ただ、それは一時的なものですよ。今の現行の国や道の制度で、35人学級、順次移行する間は不足する学級はありませんということでございます。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしたら、今、4年生、5年生、6年生では40人学級ですから、超えていますよね。その方たちも順次学年上がっていくのですけれども、1年生は35人以下でというのが、つまりそれだけ生徒さんの数が減って、初めから35人以下でずっと続けることができますよという理解でいいのですか。

たしか、一般質問のときには、教室は足りなくないというふうに聞いたように思ったのですけれども、ここでは1教室というのでね、どういうことなのかなというのが正直理解に苦しみましたがけれども、分かりました。

したがって、これは幕別町が単独で行った場合ということでもありますから、全学年で実施した場合には、幕別町単独でやった場合には、さらに教員3名の増員が要ることになり、少しでも前倒しということであれば、これを実際に予算化してやっていかなければならないということで、その可

能性としては、国の言うとおりのことなのではございますけれども、期待はしたいところではございますけれども、あります。

さらに、ふるさと館のところ、分かりました、忠類に在籍されるということですね。

それで、将来的なふるさと館の中の資料を大切に保管していくという点では、途中で何回も止まってきた理由も含めて、やっぱり専任の、専門に、その仕事を専門とする人が必要なのではないかと考えています。いろんな業務と掛け持ちしながらやっていたらいいようにね。というのは、ああいう資料というのは、本当に手がけたら、ずっとやっていたら完成しないというのは、そのとおりだと思いますので、そういった学芸員の方たちがどれだけ時間を割いてくださるかにもよるわけですが、割いてくださった分、その分、ゆとりが出てくるのかなとも思いますけれども、アイデアを頂くのと併せて、そういった人的な支援というか、人的な配置も必要になってくると思います。いずれにしても、長年かけて何回も資料をさわっていくうちに、本当に大事な物なのかどうなのかということも含めて、価値ということそのものも、価値が守られないという状況があるのではないかと考えています。お答えはよろしいです。そういった関係で、学芸員の方の力も借りていただくよう求めたいと思います。

35 人学級のところだけお答えください。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 制度の部分、町が単独で実施するかどうかという部分なのではございますけれども、先ほどお答えしたとおり、繰り返しになりますけれども、やはりこの町で単独で実施した場合は、この学年以降はもう全くその制度に乗った形でできるということを見ると、この時点で増築ですか、あるいは人の配置という部分も含めて、ちょっと難しいのかなということでは考えているところではございます。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑はありますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 端的に2点質問させていただきます。

215 ページ、2 目教育振興費のスケートリンク整備交付金についてが1点です。

まず、札内北小に限ってという話になりますが、以前から札内北小学校についてのスケートリンク造成については、教職員が中心になって、保護者が水まき当番のときだけ関わってくださるというような体制を取っていました。今年度に関しては、コロナの関係もありまして、教職員のみでスケートリンクの管理を全てやったというふうには聞いております。私自身も、学校の授業である限り、先生方が関わって一緒に作るという体制は必要かなというふうには思うわけではございますけれども、こうした部分で、働き方改革も含めて、スケートリンクに関わるサポート体制、何らかお考えがないでしょうか。また、その検討の余地はないでしょうか。

2 点目ですが、225 ページ、226 ページの5 項社会教育費の、いわゆる小学生の国内交流事業と中学生、高校生の海外研修事業に関わってとなります。これ、ぜひできたらいいなというふうに思うわけではございますけれども、このコロナの関係で、特に中学生、高校生の海外という部分については、なかなか現実的にまだまだ見えてこないだろうなというふうに思っているわけですが、これ残念ながら実施できなかった場合について、何か代替の事業というものをご検討されている部分があるでしょうか。

以上、2 点です。

○委員長（荒 貴賀） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校のリンクの造成についてでございます。

リンク整備交付金ということで予算要求をさせていただきまして、各学校においてリンクの規模に応じまして交付金のほうを交付をさせていただいている状況でございます。

各学校から今のような話は実際に我々のところにはまだ届いていない状況はございますので、そういった現場の声も聞いてみたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 小学生の国内交流事業につきましては、本年度、2年度がスライドした物ですから、実際、受入れだけだったのですけれども、全くこの2年において行けないというか、手も挙げられない子どもがいるということで、コロナまたはオリンピックの影響を受けない中土佐のほうと協議しまして、そこは相互交流でこちら側も15名行けるように予定しております。

中学生、高校生の海外研修事業であります。2年度、向こうに行けていないような状況であります。最初の年は、募集までして、5回目まで事前研修を行ったのですけれども、そこで中止と、本当に残念な結果となり、せっかく行けるといふうに一生懸命勉強した生徒さんにも、本当に気の毒だったなというふうに感じております。

3年度、通常どおり、今の段階ですと、行けない可能性が強いなというふうには思っているのですけれども、行けることを期待して募集をかけまして、事前研修は行って行きたいと思っております。いよいよになりまして、実際、オーストラリアに行けない状況であれば、そのときは、SNSを使って、向こうの先生ともう話はしておりますが、何か今まで勉強している子どもたちの成果が出るような取組、向こうの子どもたちと交流は考えていきたいなというふうに思っています。ほかの国に代替で行くということもちょっと困難な状況でありますので、そういったことを積極的に国際交流員の方と調整しながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず、1点目のスケートリンクについては、以前にも一般質問でもこの件については、二、三年前ですか、話題になっていたと思うのですけれども、ほかの学校については、保護者の方もバックアップ体制が取られて、札内北小は私も10年ぐらい前に勤務して、その学校に行ったときに、こういう学校があるのだというぐらいちょっとびっくりしたというか、本当に教員がほとんどやらなければいけないというような形で、管内的にもほぼないのではないかなというふうに、ちょっと一つ一つ調べたわけではないのですけれども、ほぼないのではないかなというふうに思うわけですが、まず、学校にぜひ足を運んで実態を伺ってきてほしいなというふうには思います。

何度も言うとおりの、先生やらないで業者が入ることがいいのかどうかというの、また違う議論があるかなというふうには思うのですけれども、いずれにしても、その状況というのは、勤務時間として捉えているわけではないですよ、町としては、ただ、公務災害の対象にもなるでしょうし、そういった部分で、かなり夜中まで先生方やって、そして次の日、また普通に授業をしているということなので、その部分については、やっぱり何らかの北小さんに対してはサポートを。保護者の支援を求めるといふのは、学校側からなかなか、今までやっていなかったことを、保護者の皆さんにお願いしますということ、ちょっとなかなか言いづらいだろうなというの、もすごく分かります。特に、隣の南小学校さんなんかは、もう全て業者さんがやられていてという部分で、関わっていないという、比較対象もあるだけに、保護者の皆さんがなかなか先生方から求めづらいという部分もあるので、そこは教育委員会も必要だというふうに考えていただければ、そこは全面的に前に出て保護者への協力を求めていくというようなことも、ぜひ進めていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、2点目の研修事業に関わって、課長も行けない可能性が高いというふうなご答弁があった、それも現実的な答弁かなというふうには思うのですけれども、今、お話あったとおり、この事業に関しての狙いとか目的というものがそもそもあって、その目的に対してこれだけの予算をつけられているという部分で、実際に行けるに越したことはないのでしょうけれども、行けないという状況になった中でも、その目的、狙いができるだけそこに近づけられるような、そこに対して必要な予算はしっかり使っていただきながら、本当に行くにひとしいぐらいのものをぜひ作り上げていただきたいなということを求めますが、いかがでしょうか。

2点です。

○委員長（荒 貴賀） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 1点目のスケートリンクの関係でございます。

北小学校のお話ですが、農村部のリンク等も含めて、いろんなお話、最近ちょっと聞いております。なので、この部分につきましては、学校実態をしっかりと把握した上で、その手法等について判断してまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目の国内研と海外研、代替事業として、今、先ほど課長のほうから、これはリモートという意味でございますが、SNSでの交流ということでお話ししました。なかなか、やはり海外研等は、その現地に行って触れることでということが一番の重要な部分でございます。ただ、今、こういった状況でなかなか行けない、これに匹敵するような部分というのはなかなか今は見いだせない。せめて子どもたちの生活と文化、あるいは、異国の状況を何か交流する形でできないかということで、今、課長のほうから話したようなリモートでの研修ができないかということで、今考えているところであります。

この部分につきましては、引き続き、今後のこともありますので、さらに何かよい方策がないかというのは検討してまいりたいと考えております。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑がないようですので、10款教育費につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

審査の途中ですが、この際15時25分まで休憩いたします。

15:16 休憩

15:25 再開

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで委員にお願いがあります。委員の皆さまは、質問の際、簡潔にお願いいたします。

○委員長（荒 貴賀）

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11款公債費についてご説明させていただきます。

250ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金17億7,635万3,000円、本目は借り入れしております起債の償還元金に要する費目であります。

2目利子9,693万8,000円、本目は借り入れいたしました起債の償還利子に要する費目であります。

続きまして、251ページをお開きください。

12款職員費、1項1目職員給与費17億9,917万3,000円でございます。

本目は特別職を含め、一般会計から支弁する228人分の職員の人件費等であります。

2節の給料は、前年度比較で予算上1名減と計上し、内訳といたしましては、新規採用で15人の増、一般職及び再任用の職員の退職や、会計間異動により16人の減となっており、合わせて553万1,000円の減となっております。

3節職員手当等につきましては、細節14の期末勤勉手当の増などにより、371万6,000円の増となっております。

4節の共済費では、一般職市町村共済組合負担金や退職手当組合負担金の減などにより、1,032万4,000円の減となっております。

252ページになりますが、18節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が職員費であります。

次に、13 款予備費についてご説明させていただきます。

253 ページをお開きください。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようでありますので、

以上をもって終了とさせていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査を行います。

1 款町税から 23 款町債まで一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入につきましてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 11 億 8,539 万 1,000 円でございます。

新型コロナウイルスの影響による所得の減少により、前年度対比で 1.3%の減額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 3,346 万 5,000 円、新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例に伴う滞納繰越分の増により、前年度対比で 4.2%の増額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 10 億 7,552 万 2,000 円、新型コロナウイルスの影響による中小企業事業者等の軽減措置により、前年度対比 3.8%の減額を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,711 万 5,000 円、前年度と同額を見込んでおります。

16 ページになります。

3 項軽自動車税、1 目種別割 7,949 万 8,000 円、課税台数の増により、2.7%の増額を見込んでおります。

2 目環境性能割 226 万 3,000 円、新型コロナウイルスの影響による軽減措置の延長により、前年比 14.6%の減額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 5,914 万 3,000 円、たばこ税の税率改正により、前年度対比 0.5%の増額を見込んでおります。

5 項 1 目入湯税 852 万 1,000 円、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少により、前年度対比でいうと 23.1%の減額を見込んでおります。

次のページになりますが、2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 6,300 万円です。

地方揮発油税総額の 42%相当額が市町村に譲与されるもので、前年度対比で 30%の減額を計上しております。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億円ではありますが、自動車重量譲与税の総額の 40.7%が市町村に譲与されるものであります。

前年度対比で 4.8%の減額でございます。

3 項 1 目森林環境譲与税 2,406 万 1,000 円であります。

木材利用の促進や森林環境等に要する費用に充当するため、森林環境譲与税の収入額の 9 割に相当する額が市町村に譲与されるもので、前年度と同額で計上しております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、北海道に納入された利子割額の 5 分の 3 相当額が配当されるものでございます。

4款1項1目配当割交付金1,000万円であります。

これにつきましても、北海道に納入された配当割額の5分の3相当額でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金800万円であります。

北海道に納入された株式等譲渡所得割の5分の3に相当する額が市町村に交付されるものであります。

6款1項1目法人事業税交付金1,820万円でございます。

地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴う法人市町村民税の法人割額の減収補填に対する仕組みとして、北海道に納入された法人事業税の7.7%に相当する額が交付されるもので、前年度対比で82%の増額で計上しております。

7款1項1目地方消費税交付金5億8,000万円であります。

北海道に配分される地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度対比で5.5%の増額を計上しております。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金1,900万円であります。

前年と同額で計上しております。

9款1項1目自動車税環境性能割交付金2,000万円であります。

これにつきましても、北海道に納入された収入額の95%のうち47%に相当する額が市町村に交付されるものでございます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円であります。

前年同額です。

11款1項1目地方特例交付金2,900万円であります。

住宅借入等特別税額控除に係る住民税の減収補填に加え、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収補填について、全額措置されるもので、前年度対比で27.5%の減額で計上しております。

20ページでございます。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。

5,000万円であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用の家屋に係る固定資産税の負担額を軽減することに伴い生じる減収補填について全額措置されるもので、前年度から皆増となります。

12款1項1目地方交付税59億8,100万円であります。

前年度対比で2.2%の増額で計上しておりますが、このうち普通交付税につきましては、前年度交付決定額の2.8%増の57億3,100万円で見込んでおります。

13款1項1目交通安全対策特別交付金500万円であります。

交付実績等を考慮し、前年同額で計上しております。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金3,229万8,000円であります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。令和2年度の国の補正予算により、翌年度に繰り越して実施する予算と合わせて、令和3年度事業を実施いたしますことから、前年度対比で68.8%の減額で計上しております。

2項負担金、1目民生費負担金3,895万3,000円あります。

施設型保育施設の保育料が主なものであります。

22ページになります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料214万1,000円あります。札幌市コミュニティプラザや近隣センター使用料が主なものでございます。

2目民生使用料2,231万円、主なものは2節児童福祉使用料の学童保育所保育料であります。

3目衛生使用料351万9,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料2,754万3,000円あります。町営牧場の入牧料が主なものであります。

5目商工使用料1,102万円、スキー場リフト使用料、宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料1億5,318万9,000円、1節の道路占用料や、次のページになりますが、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料350万4,000円、3節のナウマン象記念館入館料が主なものであります。

24ページになります。

2項手数料、1目総務手数料1,019万3,000円、戸籍住民票手数料が主なものでございます。

2目民生手数料1,096万7,000円、2節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3目衛生手数料5,624万1,000円であります。

主なものはごみ処理手数料であります。

4目農林業手数料15万円ではありますが、農地の移動に係る嘱託登記手数料であります。

5目土木手数料319万7,000円、建築確認申請の手数料や完了検査手数料などが主なものであります。

次に、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金8億9,092万7,000円でございます。

1節の障害者自立支援給付費、2節の児童手当や保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金1,488万6,000円、個人番号カードの交付に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金2億5,438万1,000円、1節の障がい者福祉に係る地域生活支援事業補助金や、今年度から新たに実施するひきこもりサポート事業に係る補助金と、2節の札内青葉保育園の建設に係る補助金や、学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金であります。

26ページになります。

3目衛生費補助金305万4,000円、感染症予防事業に係る補助金であります。

4目土木費補助金5億4,359万2,000円、1節は道路や橋梁に係るもの、2節は公営住宅に係る交付金であります。

5目教育費補助金573万9,000円、主なものは3節のスポーツ合宿に係る補助金などであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金22万1,000円、中長期在留者登録事務に係る委託金であります。

2目民生費委託金640万2,000円、基礎年金事務に係る委託金であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金5億4,694万1,000円です。

1節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金が主なものであります。

28ページでございます。

2目農林業費負担金1,095万9,000円です。

農業委員会職員設置に係る道の負担金です。

3目土木費負担金4,044万6,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目総務費補助金320万円、防災備蓄品に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金1億5,068万9,000円、1節の地域生活支援事業や重度心身障害者医療などの、障がい者福祉に係るもの、ひとり親家庭等医療や高齢者に係る各種事業などであります。

次になりますが、2節は学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業や乳幼児等医療費、札内青葉保育園の建設に係る補助金など、児童福祉に係る補助金であります。

3目衛生費補助金239万7,000円、ごみ分別冊子作成に係る交付金などあります。

4目農林業費補助金2億7,842万2,000円、主なものとしましては、1節では中山間地等直接支払交付金など、2節では草地整備に伴う道補助金、3節は各種土地改良事業に伴う道補助金でございます。30ページになりますが、4節は民有林や町有林の管理、造成に係る道補助金であります。

5目商工費補助金123万4,000円、地方の消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6目教育費補助金 361万円、学校・家庭・地域連携協力推進事業に係る道補助金であります。

3項道委託金、1目総務費委託金 5,799万8,000円です。

2節の道民税徴収事務委託金、次のページになりますが、3節の衆議院議員選挙委託金、4節の指定統計調査委託金などあります。

2目衛生費委託金 1万5,000円。

3目農林業費委託金 479万円、3節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4目商工費委託金 1万6,000円。

5目土木費委託金 292万9,000円、1節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

32ページになります。

6目教育費委託金 60万円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金です。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入 1,611万4,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金 6万円、各種基金からの利子収入であります。

次のページになりますが、2項財産売払収入、1目不動産売払収入 1,130万2,000円、皆伐材等の売上収入が主なものであります。

2目物品売払収入 2,187万7,000円です。

忠類の育苗センター苗木売払収入などあります。

19款1項寄付金、1目一般寄付金 10万円あります。

2目総務費寄付金 3億円、ふるさと寄付金あります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金 3億円、令和3年度予算における一般財源充当分として繰り入れするものであります。

2目減債基金繰入金 5,000万円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰入れをいたしまして、公債費の支出に充当するものであります。

34ページであります。

3目まちづくり基金繰入金 1億466万6,000円、ふるさと寄付を各種事業の財源として活用するため、繰り入れするものであります。

4目森林環境譲与税基金繰入金 1,517万2,000円、前年度までに基金に積み立ていたしました森林環境譲与税を各種事業の財源として活用するため、繰り入れするものであります。

21款1項1目繰越金 20万円あります。

22款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金 3万円、2目加算金は1,000円、3目過料は1,000円あります。

2項1目町預金利子 1,000円でございます。

3項貸付金元利収入、1目ウタリ住宅貸付金元利収入は 38万5,000円あります。

2目生活環境改善設備資金貸付金元金収入につきましては 20万円ありますが、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

3目勤労者福祉基金貸付金元金収入は、440万円です。

4目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、2,306万5,000円。

5目中小企業貸付金元金収入は、3億5,000万円。

6目忠類振興公社貸付金元利収入につきましては、1,700万1,000円です。

7目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、1億3,389万7,000円あります。

36ページになります。

4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入 3万円、2目民生費受託事業収入 3万円、3目衛生費受託事業収入 1,080万5,000円、後期高齢者保健・介護一体的実施受託事業と、後期高齢者健診の受託事業が主なものであります。

4目教育費受託事業収入 375万4,000円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事

業収入であります。

5項雑入、1目滞納処分費 53 万円、2目弁償金は 1,000 円、3目の違約金及び延滞利息は 1,000 円、4目雑入 2 億 4,526 万 9,000 円であります。

1節は住民健診等の負担金、2節は学校給食費、次のページになりますが、3節につきましては、各種施設の電話使用料となっております。

4節職員給与費負担金につきましては、とちぎ広域消防への職員派遣に伴う負担金が主なものであります。

5節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入でありまして、続きまして、40 ページになりますが、6節国民健康保険特別会計負担金につきましては、健康ポイント事業に対する国民健康保険特別会計からの負担金であります。

5目過年度収入 1,000 円です。

23 款 1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債の充当ソフト事業であります。

1目総務費 1,120 万円、古舞近隣センター改修事業債が主なものであります。

2目民生債は 3 億 9,230 万円になります。

札内青葉保育園の整備資金補助事業債や忠類地域通所介護事業運営費補助事業債が主なものであります。

3目の衛生債は 180 万円で、各種がん検診費用助成事業債が主なものであります。

4目の農林業債は 6,040 万円で、2節の道営農地整備に係る起債が主なものであります。

5目商工債 1,560 万円で、商工観光振興に係る起債であります。白銀台スキー場整備事業債などが主なものであります。

6目土木債 8 億 400 万円で、1節の道路橋梁債や、42 ページになりますが、2節の都市公園等長寿命化対策事業債、3節のあかしや南団地建替事業債などが主なものであります。

7目消防債 3,440 万円、高規格救急自動車整備事業債であります。

8目教育債 3,650 万円、小・中学校長寿命化改修事業債が主なものであります。

次のページですが、9目臨時財政対策債は 5 億 2,800 万円で、普通交付税の財源不足を補うため、市町村自らが地方債を発行しまして補填するものであります。

なお、元利償還につきましては、後年次に全額交付税措置されるものとなっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 1点だけ、町民の声をお届けするという範疇で発言させていただきたいと思いません。

ページ数が 22 ページ、3目衛生使用料、細節 2 の葬斎場使用料についてであります。

使用料につきましては、審議会や総務文教委員会で議論ですから、中身には入るつもりはございません。あと 1 年これから議論されることでありますけれども、幕別町の使用料は、町民が 8,000 円で、町民以外が 1 万 2,000 円あります。帯広市は、市民は無料で、市民以外は 3 万 2,400 円あります。音更町は、町民が親戚で 1 人でもおれば 1,600 円、町民以外が 3 万円あります。芽室町は、町民以外が 4,200 円で、町民が 2,800 円ということで、芽室町民から聞きましたら、それは後で返されるというふうな仕組みになっておるのではないのかというふうな話も聞いたことがございます。

ずっと私の仕事の関係上、長い間多くの町民から声を届けられてあるものでありますから、そして今、見直しの最中でありまして、そういう声があるのだということをお届けさせていただきたいと思えます。答弁は私は求めることではないと思っております。

あと、このことで感じましたのが、使用料の見直しについて、公正公平で受益者負担というふうな

ことがあるのですけれども、町民の目線に立った視点というのはお持ちなのかなと。ちょっとこのところで私は考えたことでありまして、その1点だけ、町民の目線ということのお考えあれば、お答えいただきたいなと思うことでもあります。

○委員長（荒 貴賀） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 使用料の、町民の目線に立ったと、視点に立ったというところでありますけれども、今、芳滝委員がおっしゃっていただきましたように、私ども、今回見直しに当たりましては、受益者負担の原則、あとは公正公平性を加味した使用料に改定したいというところでありまして、やはり実際に使用されて、使った方に使った分を負担していただくという受益者負担、あとは公平公正ということで、今まではどちらかということ、町民の方、特例措置ではないですけれども、軽減措置ということで、かなり無料という扱いを取っていたのですけれども、そうすると、実際その負担はどなたがするかということになりますと、結局は税で負担ということなので、広い意味で町民の皆さんが負担するという形となっておりますので、そこにつきましても、やはり使った方が負担していただくような、そういった仕組みをつくらうということで考えているというところが、私どもの今回の使用料の見直しのスタート地点というか、考え方の基本となるものであります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 江戸時代から、どんなことがあっても火事とお葬式は皆協力をするというふうな、集落のそういう習慣がありました。長い間住民税を納めて、町に貢献して、亡くなる時もお金を取られるのか、そういう切実な声が聞こえるわけでありまして。私は、そういうことが町民の目線というところにあるのでないのかなということをお願いして、今後検討されていくわけでありまして、そういうことも視野に入れていただきながら、検討していただければと思うことです。答弁は結構です。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

一般会計歳入につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点お伺いさせていただきます。

全款に掲載されました、会計年度任用職員に関してです。

資料も頂きまして、この1年間、これは実績ということで出していただいたのですが、344名の方が会計年度任用職員としてご活躍いただいている資料はあります。このうちフルタイムで働かれている方は255人ということですが、お尋ねしたいことは、これだけの人数ですから、業務執行に当たっては、本当に大きな力を発揮してくださっていると思います。この方たちの健康管理に関わる町としての取組、健診も含めて、どのようにされてきているか伺います。

もう一点、時間がこれまで8時間であったものが、フルタイムの方たちなのですけれども、7時間45分あるいは7時間15分というふうに短縮されております。このことによる弊害というのは生じてこなかったでしょうか、伺います。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 質問のまず1点目に入る前に、今回提出させていただいている資料が、実績ということではなくて、令和3年4月1日の配置予定ということでお示ししている資料だということをお話させていただきます。

ご質問の1点目の、会計年度任用職員に係る健診についてですけれども、令和3年度に向けては、2年目、この1年間お勤めいただいて、令和3年度も継続してお勤めされる方については、共済組合の対象になりますので、いわゆる人間ドック、職員と同様の人間ドックの対象になります。ただ、継続でない方については、健康診断、こちらのほうで対応をしていきます。これは令和2年度も同様で

ございます。

それから、時間が会計年度任用職員になって7時間45分、あるいはパートの方については7時間15分ですとか、時間が短くなった部分での特に弊害と申しますか、そういったところは、お勤めいただいている職員の方にも、実際にこの1年そういった形で短くなったことで何か困ったこと、そういった不安ありますかということも、全員ではないですけれども、お聞きしている中では、特別何か困っているですとか、そういった声はなかったです。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

技術職、保育士などでは、会計年度任用職員の時間の短縮分が、正職員のほうにその分のしわ寄せと申しますか、当たっているやに聞いております。引き続きそういう状況も掌握されながら執行していただきたい。

健診を受けられる対象の方は、ここにありますフルタイム、パートタイム、時間というのもありますけれども、全職員とみてよろしいのでしょうか。それとも、この344人のうちのどなたまでが共済に加入されて、そして健診も受けられることになるのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） この資料の中で申しますと、フルタイム、括弧書きでフルと、それからパートと片仮名で書いておりますけれども、このフルタイムのフルと書いてあるほうが、いわゆるフルタイムで、この方たちが継続でお勤めされれば、共済組合の加入になる方になって、人間ドックの対象になる方です。この中で申し上げますと、89名がフルタイムの職員になりまして、255名がパートタイムの職員になります。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑がないようですので、一般会計総括質疑については、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明をお受けして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第4号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第4号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億1,670万5,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから4ページまでそれぞれ定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものであります。

なお、令和3年度における年間平均の国保被保険者数は、6,200人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算から説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 7,769 万 9,000 円であります。

説明欄の上段、国民健康保険一般管理事務事業は、国民健康保険の事務に要する経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料、細節 5 は国保事務の共同電算処理に係る委託料、細節 6 はジェネリック医薬品利用差額通知の作成委託料、18 節負担金補助及び交付金は、次のページになりますが、細節 7 北海道で統一した国民健康保険の標準システムの運用に係る国保連に対する負担金などであります。

2 目連合会負担金 106 万 2,000 円であります。

北海道国保連合会負担金事務事業は、国保事務の共同処理や診療報酬の審査及び支払いを行う国保連に対する負担金であります。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費 780 万 1,000 円であります。

国民健康保険税賦課徴収事務事業は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして徴収員や事務補助員の人件費のほか、10 節需用費、細節 30 は納付金の印刷経費、11 節役務費は納付金発送に係る郵便料、口座振替やコンビニ収納に係る手数料、18 節負担金補助及び交付金は、滞納整理機構に対する負担金などあります。

16 ページをお開きください。

3 項 1 目運営協議会費 33 万 1,000 円あります。

国保運営協議会事務事業は、国保事業の重要な事項を審議する運営協議会の運営に要する経費であり、主に協議会委員 9 人分の報酬及び費用弁償であります。

2 款 1 項保険給付費、1 目療養諸費 17 億 2,147 万 2,000 円あります。

主な事業といたしましては、保険給付事業 17 億 547 万 2,000 円は、主に一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

2 目高額療養費 2 億 30 万円あります。

高額療養費等支給事業は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費に係る経費であります。

3 目移送費 20 万円あります。

移送費支給事業は、一般被保険者の移送費に係る経費であります。

4 目出産育児諸費額 1,470 万 8,000 円あります。

出産育児一時金支給事業は、主に出産育児一時金として 1 件当たり 42 万円を支給するものであります。

18 ページをお開きください。

5 目葬祭諸費 150 万円あります。

葬祭費支給事業は、葬祭費として 1 件当たり 3 万円を支給するものです。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目医療給付費分 6 億 7,375 万 5,000 円あります。

主な事業といたしましては、国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療分）拠出事業で、医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2 項 1 目後期高齢者支援金等分 2 億 391 万 1,000 円あります。

国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者分）拠出事業は、後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3 項 1 目介護納付金分 8,076 万 7,000 円あります。

国民健康保険事業費納付金（介護分）拠出事業は、介護納付金分に係るの北海道への納付金です。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金 1,000 円あります。

共同事業拠出金事業は、退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

20 ページをお開きください。

5 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 2,813 万円あります。

特定健診・特定保健指導事業は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する

経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、11 節役務費、細節 1 は特定健診の受診券及び健診結果発送に係る郵便料、12 節委託料は特定健診及び特定保健指導などの各種委託料及び細節 9 国保ヘルスアップ事業委託料は、これまで取り組んできた未受診者勧奨事業に加え、生活習慣病重症化予防や服薬管理について個別に指導し、医療費の適正化に取り組もうとするものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 166 万 2,000 円であります。

保健衛生普及事業は、健康の保持増進を図るために要する経費であり、主なものとして 7 節報償費は健康づくり教室等の開催に要する講師謝礼、11 節役務費は被保険者に対する医療費通知の発送に係る郵便料などであります。

22 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円であります。

国民健康保険基金積立金事務事業は、基金への積立金であります。

7 款 1 項公債費、1 目利子 5 万円であります。

一時借入れにより生じる利子分であります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 300 万円は、一般被保険者の過年度の国保税還付金であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金 10 万円は、退職被保険者等の過年度の保険税還付金であります。

3 目償還金 3,000 円は、過年度の国庫支出金等の返還金であります。

4 目一般被保険者還付加算金 20 万円は、一般被保険者の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

5 目退職被保険者等還付加算金 5 万円は、退職被保険者等の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

24 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金 2,000 円あります。

財政安定化基金拠出金事業は、平成 30 年度の北海道胆振東部地震により、局地激甚災害指定を受けた厚真町、安平町及びびわかわ町のうち、令和元年度は厚真町、安平町の 2 町に対し、北海道から財政安定化基金として、480 万円が交付され、これに対し国、道及び道内の市町村でそれぞれ 3 分の 1 を拠出するものであり、本町の負担分は 0.67%の 1,073 円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

7 ページまでお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 7 億 1,563 万 6,000 円で、一般被保険者に係る国民健康保険税です。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 12 万 3,000 円で、退職被保険者等に係る国民健康保険税の滞納繰越分であります。

8 ページをお開きください。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 20 億 1,095 万 4,000 円あります。

本目は、保険給付費等に係る交付金で、1 節の保険給付等交付金は、歳出の 2 款 1 項保険給付費と同額が交付されるものであります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円あります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 億 7,987 万 9,000 円あります。

本目は、一般会計からの繰入金で、国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものであります。

9 ページになりますが、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金 1,000 万円あります。国民健康保険基金からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 1,000 円あります。

10 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金、いずれも 1,000 円であります。

2 項 1 目預金利子 1,000 円であります。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入 1,000 円であります。

11 ページになります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、2 目一般被保険者第三者納付金、3 目退職被保険者等第三者納付金、いずれも 1,000 円です。

4 目一般被保険者返納金 10 万円、5 目退職被保険者等返納金 1,000 円、6 目保険医療機関返還金 2,000 円、7 目雑入 1,000 円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 5 号、令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第 5 号、令和 3 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

32 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,297 万 6,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、33 ページから 34 ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、令和 3 年度における年間平均の被保険者数は 4,692 人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

40 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 830 万 1,000 円であります。

説明欄の上段、後期高齢者医療一般管理事務事業は、後期高齢者の医療事務に要する経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、10 節需用費、細節 30 は被保険者証郵送用封筒などの印刷経費、11 節役務費は、次のページになりますが、被保険者証の郵送に係る郵便料、12 節委託料、細節 5 は後期高齢者医療システム保守点検委託料などであります。

2 項 1 目徴収費 102 万 2,000 円であります。

後期高齢者医療保険料徴収事務事業は、保険料の徴収事務に要する経費であり、主なものとしては 10 節需用費、細節 30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は納付書発送に係る郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などあります。

42 ページになりますが、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 4,160 万 3,000 円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業は、広域連合の事務費負担金、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入れ分を合わせ納付するものであります。

43 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 200 万円で、過年度の保険料還付金であります。

2目保険料還付加算金5万円で、保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

37ページにお戻りください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料3億2,900万円であります。

令和3年度の北海道における保険料率については、昨年度と同じく均等割額が5万2,048円、所得割率が10.98%であります。

また、賦課限度額は64万円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1,000円であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億2,181万1,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金で、1節は、広域連合の事務費負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

38ページになります。

4款1項1目繰越金10万円あります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金1万円あります。

2目過料1,000円あります。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金200万円、2目還付加算金5万円あります。

39ページをお開きください。

3項1目預金利子1,000円、4項雑入、1目滞納処分費、2目雑入、いずれも1,000円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第6号、令和3年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第6号、令和3年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

48ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,004万2,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、49ページから52ページまでそれぞれ定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

62ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,668万8,000円あります。

説明欄の上段、介護保険一般管理事務事業は、介護保険事務に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、10節需用費は介護保険被保険者証の印刷経費、次のページになりますが、11節役務費は郵便料などあります。

2項徴収費、1目賦課徴収費120万9,000円です。

介護保険料賦課徴収事務事業は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして10節需用費は納付書の印刷経費、11節は納付書発送の郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などあります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費1,226万5,000円であります。

東十勝介護認定審査会事務事業は、東部4町で共同設置している介護認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして認定審査会委員20人の報酬及び費用弁償のほか、担当職員の人件費であります。

66ページをお開きください。

2目認定調査等費1,442万7,000円であります。

介護認定調査事業は、介護認定に係る訪問調査及び主治医意見書作成に要する経費であり、主な内容としては、介護認定調査員の人件費のほか、11節役務費、細節15の主治医意見書作成手数料は認定申請の増に伴い、前年度予算と比べて同額となっております。

なお、本年度の主治医意見書作成件数は1,400件を見込んでおります。

67ページをお開きください。

4項1目介護保険運営等協議会費40万9,000円であります。

介護保険運営等協議会事務事業は、介護保険事業の健全な運営と円滑な推進を図るため、協議会の運営に要する経費であり、主なものとして協議会委員15人の報酬及び費用弁償などであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費7億1,235万円であります。

居宅介護サービス等給付事業は、68ページになりますが、主なものとして訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

2目地域密着型介護サービス等給付費8億375万6,000円であります。

地域密着型介護サービス等給付事業は、主なものとしてグループホーム、小規模特養など地域密着型介護サービスに係る保険給付であります。

69ページをお開きください。

3目施設介護サービス給付費7億542万2,000円であります。

施設介護サービス給付事業は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付であります。

4目居宅介護サービス計画給付費1億321万9,000円であります。

居宅介護サービス計画給付事業は、要介護者のケアプラン作成に係る保険給付であります。

71ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費5,622万2,000円であります。

介護予防サービス等給付事業は、主なものとして要支援者の訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額601万8,000円であります。

地域密着型介護予防サービス等給付事業は、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る保険給付であります。

73ページをお開きください。

3目介護予防サービス計画給付費1,171万5,000円であります。

介護予防サービス計画給付事業は、要支援者のケアプラン作成に係る保険給付であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料224万5,000円であります。

介護報酬審査支払事務事業は、介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

75ページをお開きください。

4項1目高額介護サービス等費6,230万1,000円であります。

高額介護サービス費等給付事業は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス等費1,150万円あります。

高額医療合算介護サービス費等給付事業は、1年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

77 ページをお開きください。

6 項 1 目市町村特別給付費 40 万円であります。

市町村特別給付事業は、バスマット購入など、介護保険給付対象外の経費に要する給付であります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費 9,569 万円であります。

特定入所者介護サービス費等給付事業は、介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費については、所得の低い方に対して負担軽減を図るための給付であります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円であります。

介護給付費準備基金積立金事務事業は、基金への積立金であります。

79 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 6,806 万 7,000 円であります。

介護予防・生活支援サービス事業は、主なものとして要支援者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 877 万 5,000 円であります。

介護予防ケアマネジメント事業は、事業対象者のケアプラン作成に要する経費であり、主なものとして介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は、介護予防ケアマネジメント委託料などであります。

2 項 1 目一般介護予防事業費 1,076 万 9,000 円であります。

介護予防普及啓発事業は、要支援・要介護になる恐れのある方への介護予防の普及啓発、生活実態の把握や介護予防教室などの介護予防に要する経費であります。

生活実態把握事業は、例年実施している生活実態調査に係る事務補助員の報酬と郵便料が主なものです。

説明欄の中段、介護予防教室開催事業は、主なものとして 12 節委託料、細節 5 は、老福リフレッシュ体操、忠類では福寿フィットネスなど介護予防教室のほか、加齢に伴い筋力や認知機能など心身の活力が低下する状態を予防するため、口腔ケアや食事改善を取り入れたフレイル予防教室の開催に係るものです。

84 ページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 1,071 万 8,000 円であります。

本目は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが継続できるよう、在宅医療と介護連携の推進、日常生活を支える支援体制の構築や認知症の方や家族に対する支援などに要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の中段、生活支援体制整備事業 675 万円は、地域のつながりや支え合い活動を地域のお宝として情報発信し、地域づくりを支える生活支援コーディネーターの委託料が主なものであります。

次に認知症総合支援事業 67 万 7,000 円については、次のページになりますが、12 節委託料の認知症初期集中支援チームや SOS 見守りネットワークの委託料などあります。

説明欄の下段、権利擁護推進事業 276 万 5,000 円は、成年後見実施機関の委託料であります。

2 目任意事業費 885 万 5,000 円であります。

本目は、地域における自立した日常生活を支援するため、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業や支援を要する経費であります。

主な事業といたしまして、説明欄の下段、成年後見制度利用推進事業 315 万 1,000 円については、次のページになりますが、19 節扶助費で、成年後見制度を利用する生活保護者に対する成年後見報酬費用の助成であります。

次に、グループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業 234 万円は、グループホームに入所されて

いる低所得者への家賃補助であります。

次のページの、高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業 260 万 3,000 円は、道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料であります。

3 目地域包括支援センター運営費 1,562 万円であります。

地域包括支援センター運営事業は、地域包括支援センターの運営に要する経費であり、主なものとして、主任介護支援専門員及び社会福祉士に係る人件費であります。

89 ページになります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料 30 万円であります。

審査支払手数料事業は、訪問型及び通所型サービスを提供した事業者を支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 100 万円で、過年度の介護保険料還付金であります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金 10 万円です。

次のページになります。

3 目償還金 1,000 円で、過年度の国庫支出金の返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

55 ページにお戻りください。歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 5 億 2,576 万 6,000 円であります。

第 1 号被保険者は 8,820 人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は 23%となっております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 740 万 3,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円であります。

情報公開審査等請求手数料であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 4 億 6,916 万 3,000 円であります。

介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%となります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 1 億 3,291 万 7,000 円であります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の 5%相当分となります。

2 目保険者機能強化推進交付金 419 万 1,000 円であります。

本目は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を支援するための交付金であります。

3 目地域支援事業交付金 3,107 万 3,000 円であります。

本目は、総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節のその他の事業に対しては 38.5%の交付率となっております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金 483 万 1,000 円であります。

本目は、介護予防、健康づくり等に資する市町村の取組を支援するための交付金であります。

57 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 6 億 9,401 万 9,000 円であります。

本目は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27%となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 2,373 万 5,000 円であります。

本目は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。

総合事業に対して 27%となります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 3 億 6,622 万 9,000 円であります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は12.5%、施設分は17.5%となります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金1,773万3,000円であります。

本目は、総合事業などに対する道の交付金で、1節の総合事業に対しては12.5%、2節のその他の事業に対しては19.25%となります。

2目権利擁護人材育成事業道補助金15万円であります。

本目は、成年後見制度の利用促進、市民後見人の人材育成などに対する道の交付金であります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円であります。

59ページをお開きください。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金4億1,832万3,000円であります。

本目は、一般会計からの繰入金で、1節から3節は介護給付や地域支援事業に対する繰入金、4節は世帯非課税の低所得者の保険料軽減分、5節は職員給与費及び事務費相当分であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金4,440万円で、準備基金からの繰入金であります。

9款1項1目繰越金10万1,000円です。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金1,000円あります。

2項1目預金利子1,000円あります。

3項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、次のページを開いてもらって、3目返納金、4目雑入、いずれも予算額1,000円あります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では69ページの、3目施設介護サービス給付費についてお伺いいたします。

先般行われました民生常任委員会での報告の中で、施設の新設を予定していたところがキャンセルになり、15床の増床ができなかったという報告を聞いておりました。今年度の事業に当たっては、増設の予定は入っているのでしょうか。そのことによって、待機者の解消に結びつくものと思いますが、どういう提案になっていますか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 第8期におきまして、15床の増設というところにつきましては、施設側からの増設しますよというところはありませんので、この計画の中には含まれておりません。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、令和3年度の見込まれる待機者といえますか、どのぐらい予測されるのか、増床が見込まれないということであれば、1年間その状況が続くのではないかと思います、どうでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 待機者の見込みというところの試算はしておりませんが、現在3年2月末現在の待機者の状況につきましては、町内の特養というところではありますが、123人というところになっております。そのうち在宅という方が40人、なお重介護で入所が早く望まれるという方につきましては、要介護4の方が4人、要介護5の方が3人となっております。このうち大方の方が、1人以外につきましては、皆さん順番が来ても、まだ在宅で介護しますよということで、順番が来てもお断りをしているという状況にあります。お一人が申請をして1年以上2年未満ということで、お一人の方が今まだ順番が来ていないという状況にあります。

この状況につきましては、待機の方がここ数年すごく増えている、行く場所がなくてほかの施設とかにということを除いて、在宅の順番待ちという方がすごく増えているという状況にはないというふうに押さえております。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 解消されていけばいいのですけれども、結局在宅の方が40人、ここが一番心配されるのではないかと思います。やむなく他の施設ということも十分考えられますよね。そうしますと、本当に希望するところについては、やっぱり入られていないということでもありますから、第8期計画では、保険料が5,400円から5,700円ということで引き上げにもなるということもありまして、やっぱり住民が求める必要なサービスが提供できる体制へと、常に事業としては改善に向けていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） この施設サービスを増やしていくというところにつきましては、こちらのほうから一方的にただ増やしてくださいというわけにはやはりいきませんので、一度15床増やすというご意見もありましたので、施設側とも情報交換をしながら、次のときに増やしていくことが可能かというのは、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了とさせていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議がないようでありますので、本日の委員会は全ての審査が終了するまで行います。

次に、議案第7号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第7号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

99ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,399万3,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、100ページ、101ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表 地方債」によりますが、102ページに行きまして、本年度の借入予定は、幕別簡水整備事業から公営企業法適用事業までの6事業について、それぞれ限度額を定めるものであります。

なお、起債の方法、利率償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、108ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費4億8,389万3,000円、本目は簡易水道の給水維持管理及び施設整備全般に要する費用であります。

はじめに、簡易水道一般管理事務事業682万4,000円は、簡易水道に関する経常的な経費であり、26節公課費の消費税が主なものであります。

次に、簡易水道使用料収納事務事業684万9,000円は、使用料の収納事務に要する費用であり、12節委託料の検針委託料が主なものであります。

次に、簡易水道公営企業法適用事業、109ページに行きまして、261万7,000円は、公営企業会計の適用に向けた固定資産の調査や評価、整理等の費用であり、会計年度任用職員1名分に要する費用が主なものであります。

次に、簡易水道施設維持管理事業 7,452 万円は、浄水場ほか 24 施設を中心とした施設の維持管理に要する費用であり、10 節需用費は、各施設の電気料、薬品などの購入に要する費用、110 ページに行きまして、11 節役務費は、水道法により定められている水質検査手数料、12 節委託料は、簡易水道施設の管理委託料が主なものであります。

111 ページに行きまして、次に簡易水道給水設備整備事業 636 万 4,000 円は、178 件分の検定満了量水器取替工事に要する費用が主なものであります。

次に、簡易水道施設設備事業 1 億 8,306 万円は、担当職員 1 名分の人件費のほか、112 ページに行きまして、14 節工事請負費の細節 1 は、糠内浄水場の設備更新工事費及び明倫配水池への送水管布設替え工事、細節 2 は新和地区の配水管布設替工事、細節 3 は忠類浄水場における設備更新工事及び道路事業に伴う配水管移設工事、18 節負担金補助及び交付金は、駒島簡水で予定しております道営の営農用水事業に伴う負担金が主なものであります。

113 ページに行きまして、次に、起債元金償還事務事業 1 億 7,816 万 6,000 円は起債償還の元金、起債利子償還事務事業 2,549 万円 3,000 円は、起債償還の利子にそれぞれ要する費用であります。

2 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

105 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 1,110 万円、忠類 24 号線配水管移設などに伴う工事負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 9,344 万 6,000 円、幕別 4 簡水、忠類 1 簡水の水道使用料であります。

2 項 1 目手数料 1 万 9,000 円、給水申請に係る設計審査及び工事検査手数料であります。

106 ページに行きます。

3 款道支出金、1 項道委託金、1 目簡易水道事業費委託金 43 万 5,000 円、北海道との委託契約により、道営営農用水事業の監督業務補助員として町職員が従事することに伴う道委託金であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 億 1,059 万 2,000 円、一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 1,000 円、配水管の切断事故等に伴う補償金であります。

107 ページに行きまして、7 款 1 項町債、合計額 1 億 6,830 万円、「第 2 表 地方債」で説明いたしました各事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 8 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

122 ページをお開きください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,869 万 7,000 円と定めるものであり、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、123 ページ、124 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2

表「地方債」によりますが、125 ページに行きまして、本年度の借入予定は、公共下水道建設事業から公営企業法適用事業までの6事業について、それぞれ限度額を定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、131 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 億 553 万円、本目は公共下水道に関する経常的な経費であります。

はじめに、公共下水道一般管理事務事業 7,754 万円は、担当職員 1 名分の人件費のほか、18 節負担金補助及び交付金は、132 ページに行きまして、十勝圏複合事務組合負担金が主なものであり、十勝川流域下水道の十勝川浄化センターへの維持管理に伴う運営負担金であります。

次に、公共下水道使用料収納事務事業 2,531 万 7,000 円は、使用料の収納事務に要する費用であり、水道事業会計へ支払う負担金が主なものであります。

次に、公共下水道公営企業法適用事業 267 万 3,000 円は、公営企業法適用に向けた移行作業委託料であります。

133 ページに行きまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 1 億 546 万 8,000 円、本目は施設の整備更新に要する費用であり、担当職員 3 名分の人件費のほか、134 ページに行きまして、12 節委託料の細節 6 及び 7 は、幕別、札内の両地区を十勝川流域下水道で一括して汚水処理を行う処理区の統合のための連絡管渠整備に係る基本及び詳細設計委託料、細節 8 はみずほ町及び泉町の雨水排水施設に関わる施設更新設計委託料、14 節工事請負費の細節 2 は、スマイルパーク及び幕別運動公園内に設置されておりますマンホールポンプの制御盤更新工事であります。

18 節負担金補助及び交付金は、135 ページへ行きまして、十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金が主なものであります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 9,851 万 6,000 円、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理に要する費用であります。

12 節委託料は浄化センターの管理委託料が主なものであります。

136 ページに行きまして、2 目札内中継ポンプ場管理費 1,799 万 5,000 円、本目は札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送する中継ポンプ場の維持管理に要する費用であります。

10 節需用費の電気料、12 節委託料の管理委託料が主なものであります。

3 目管渠維持管理費 1,479 万 4,000 円、本目は汚水及び雨水の管渠、汚水ます、マンホール等の維持管理に要する経費であります。

137 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、1 目元金 5 億 7,696 万 1,000 円、起債償還の元金であります。

138 ページに行きまして、2 目利子 7,933 万 3,000 円、起債償還の利子であります。

4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

128 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金 79 万円、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 3 億 3,805 万 1,000 円、幕別、札内両地区の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 3,122 万 8,000 円、下水道建設事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

129 ページに行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 億 5,517 万 7,000 円、一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 35 万 1,000 円、簡易水道及び上水道施設に係る中央監視装置の電気料が主なものであります。

130 ページに行きまして、7 款 1 項町債、合計額 1 億 7,300 万円、「第 2 表 地方債」で説明をいたしました各事業債であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 9 号、令和 3 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

145 ページをお開きください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 747 万 4,000 円と定めるものであり、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、146 ページ、147 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますが、148 ページに行きまして、本年度の借入予定につきましては、ご覧の 2 事業について、それぞれ限度額を定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、153 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 189 万 2,000 円、本目は個別排水処理施設の普及等に要する費用であり、個別排水処理一般管理事務事業 149 万 6,000 円は、水洗便所改造資金の貸付金が主なものであります。

次に、個別排水処理公営企業法適用事業 39 万 6,000 円は、公営企業法適用に向けた移行作業の委託料に要する費用であります。

154 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 5,681 万 3,000 円は、施設の整備に要する費用であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、155 ページに行きまして、14 節工事請負費は、20 基分の工事費が主なものであります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 7,641 万 8,000 円、本目は施設の維持管理に要する経費であり、本年度建設分も含め、837 基分の浄化槽の維持補修及び保守点検、清掃に要する費用であります。

156 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、1 目元金 5,645 万 6,000 円、起債償還の元金、2 目利子 1,579 万 5,000 円、起債償還の利子であります。

157 ページに行きまして、4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

151 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 243 万 4,000 円、受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 2,942 万 6,000 円、本年度工事予定分を含めました使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 3,221 万 4,000 円、一般会計からの繰入

金であります。

152 ページに行きまして、4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入 100 万円、水洗便所改造等に伴う貸付金の元金収入であります。

6 款 1 項町債、合計額が 4,230 万円、「第 2 表 地方債」で説明をいたしました各事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 10 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 10 号、令和 3 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

163 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,590 万 5,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、164 ページ、165 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」のとおりによりますが、166 ページに行きまして、本年度の借入予定は、ご覧の 2 事業についてそれぞれ限度額を定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の事項別明細書について説明いたします。

歳出から説明を申し上げますので、171 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 256 万 6,000 円、本目は事務的経費が主なものであり、農業集落排水処理一般管理事務事業 68 万 5,000 円は、一般管理費に要する費用であります。

次に、農業集落排水公営企業法適用事業 188 万 1,000 円は、公営企業法適用に向けた移行作業委託料が主なものであります。

172 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 5,539 万 2,000 円、本目は施設の維持管理に要する費用であり、年間汚水量 12 万トンを予定しております。

施設の電気料や処理場の管理委託料のほか、次のページに行きまして、14 節工事請負費は、浄化センターの設備の更新に要する費用であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費 487 万 1,000 円、本目は管渠汚水ます、マンホール等の維持管理に要する経費であります。

3 款 1 項公債費、1 目元金 2,011 万 8,000 円、起債償還の元金、174 ページに行きまして、2 目利子 285 万 8,000 円、起債償還の利子であります。

4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

169 ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 1,693 万 7,000 円、使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1 万 2,000 円、農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金 85 万 5,000 円、農業集落排水

事業償還基金より、起債償還に充てる繰入金であります。

170 ページに行きまして、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5,020 万 1,000 円、一般会計繰入金であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円。

5 款 1 項町債、合計額 1,780 万円、「第 2 表 地方債」で説明をいたしました各事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 11 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 11 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計予算について説明いたします。

177 ページをお開きください。

令和 3 年度幕別町水道事業会計の予定に関する説明書であり、業務の予定量、収入及び支出の大綱について説明いたします。

第 2 条、業務の予定量は、給水戸数 1 万 813 戸、年間総給水量 248 万立方メートル、1 日平均給水量 6,800 立方メートルを見込むものであり、主要な建設改良事業は配水管布設整備事業とするものであります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額、いわゆる 3 条予算は、収入の第 1 款水道事業収益が 5 億 8,438 万 2,000 円、支出の第 1 款水道事業費用が 5 億 3,706 万 8,000 円とするものであります。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額、いわゆる 4 条予算は、収入の第 1 款資本的収入が 1 億 5,318 万 3,000 円、178 ページに行きまして、支出の第 1 款資本的支出が 3 億 9,079 万 8,000 円とするものであります。

177 ページへ一旦お戻りいただきまして、第 4 条後段の括弧書きですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 3,761 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 4,008 万 2,000 円と、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,753 万 3,000 円で補填するものであります。

これら第 3 条、第 4 条予算の詳細については、後段の実施計画書で説明いたします。

178 ページに行きまして、次に、第 5 条の企業債であります。起債の目的、限度額については、配水管布設整備事業 1 億 2,910 万円であり、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費として 3,343 万 2,000 円、第 7 条、棚卸資産購入限度額は 244 万 8,000 円とそれぞれ定めるものであります。

次に、予算の詳細について、実施計画書で説明いたします。

はじめに、収益的支出についてであります。

180 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 5,266 万 3,000 円、本目は十勝中部水道企業団からの受水に要する費用であります。

2 目配水及び給水費 4,334 万 4,000 円、本目は配水及び給水に要する費用であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は配水管の漏水調査委託料、上水道施設の管理委託料が主なものであります。

14 節手数料は、水質検査手数料、181 ページに行きまして、16 節修繕費は、構築物修理が主なものであります。

5 目総係費 5,041 万 7,000 円、本目は水道事業会計全般の事務的経費に要する費用であり、担当職

員2名分の人件費のほか、182ページに行きまして、13節委託料は検針委託料が主なものであります。

6目減価償却費2億2,070万4,000円、有形固定資産の減価償却に要する費用であります。

7目資産減耗費1,957万8,000円、構築物、機械及び装置の更新、移設等に伴う除却資産の減耗費であります。

183ページに行きまして、2項営業外費用、1目支払利息及び配当金3,374万4,000円は、企業債の利息。

3目消費税及び地方消費税1,641万8,000円。

5目雑支出10万円は、過誤納還付金。

4項1目予備費10万円であります。

次に、収益的収入について説明いたします。

179ページにお戻りください。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益4億9,198万3,000円は、水道使用料。

3目その他営業収益565万4,000円は、給水申請に要する加入者負担金事務手数料が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金1,000円は、受取利息。

3目長期前受金戻入6,107万2,000円は、過年度において固定資産取得の際に充てた補助金等を収益化するもの。

7目雑収益2,567万2,000円は、下水道特別会計の収納管理業務の受託収入が主なものであります。

次に、資本的支出について説明いたします。

はじめに、支出から説明いたします。

185ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費2億196万円、本目は配水管布設等の整備に要する費用であり、担当職員1名分の人件費のほか、13節委託料は配水管の調査設計委託料、配水池の更新設計委託料。

26節工事請負費の細節1は、道路整備に伴う水道管の移設、細節3は老朽化した配水管の布設替えに要する工事費であります。

28節負担金の細節2は、道営西幕別地区営農用水事業の負担金であり、途別地区における水道未整備を改修するための布設整備に要する負担金、細節3は幕別大通鉄道横断工事の負担金であり、JR北海道に工事を委託するための負担金であります。

2目営業設備費4,085万1,000円、本目は1,220件分の検定満了量水器取替えに要する費用であります。

186ページに行きまして、4項1目企業債償還金1億4,798万7,000円、建設改良に伴う企業債の償還元金であります。

次に、資本的収入について説明いたします。

184ページにお戻りください。

1款資本的収入、1項1目企業債1億2,910万円、建設改良に要する企業債であります。

6項1目負担金2,408万3,000円、道路工事に伴う水道管移設工事のほか、消火栓更新に要する負担金であります。

次に、令和3年度の予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

187ページをお開きください。

このキャッシュ・フロー計算書につきましては、水道企業がどのように現金を得て、どのように使用したかという財務状況を表すものであります。

1つ目の項目、I、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からの合計額が、ページ下段のとおり、2億1,415万8,000円の増額となり、次のページに行きまして、2つ目の項目、II、投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出からの合計が1億9,774万3,000

円の減額、最後の項目、Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローは、短期貸付金による支出からの合計が1,888万7,000円の減額となりまして、これら3つの項目の合計が当年度における現金及び現金同等物のところでありますけれども、247万2,000円の減額となりまして、令和2年度末における残高との合計が当年度末における残高でありますけれども、5億6,540万4,000円と見込むものであります。

最後に、令和2年度の決算見込みによる損益計算書の説明をいたします。

少し飛びまして、202ページをお開きください。

合計額のみ説明をいたします。

右側の列の一番上、1、営業収益と2、営業費用との差引きである営業利益がマイナス1,336万1,000円、次に、3、営業外収益と4、営業外費用との差引きである営業外利益が5,014万8,000円であり、これらの合計である経常利益が3,678万7,000円となり、これに予備費10万円の支出を加味した当年度利益は3,678万7,000円となる見込みであります。

この当年度純利益に前年度未処分利益剰余金に加えた当年度未処分利益剰余金は10億5,241万円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたしました。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号、令和3年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和3年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和3年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議がありますので、電子表決システムによる採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押し

てください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなされます。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(荒 貴賀) なしと認め、確定します。

投票総数16人、賛成13人、反対3人。

したがって、令和3年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、令和3年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(荒 貴賀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(荒 貴賀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、令和3年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(荒 貴賀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、令和3年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(荒 貴賀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第11号、令和3年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(荒 貴賀) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和3年度幕別町各会計予算の審査は全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたり、終始熱心にご審議を頂き、心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力を頂き、まことにありがとうございました。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました

案件の審査を無事終了することができました。皆さまのご協力に対し心より感謝を申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

これもちまして、令和3年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

17：16 閉会